

○社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日 国官会第2317号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p>平成22年 3月26日 制 定 <u>令和 7年 3月31日 最終改正</u></p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p>平成22年 3月26日 制 定 <u>令和 6年12月17日 最終改正</u></p>
<p>本編</p> <p>附属第Ⅰ編 基幹事業</p> <p>附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件</p> <p>附属第Ⅲ編 国費の算定方法</p>	<p>本編</p> <p>附属第Ⅰ編 基幹事業</p> <p>附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件</p> <p>附属第Ⅲ編 国費の算定方法</p>
<p>本編</p> <p><u>附 則 (令和7年3月31日付け国官会第25830号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>本編</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>附属第Ⅰ編 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イ-7-(2)-③下水道総合地震対策事業</p> <p><u>下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保するための施設の整備等を行う事業をいう。</u></p>	<p>附属第Ⅰ編 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イ-7-(2)-③下水道総合地震対策事業</p> <p><u>下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的</u></p>

改正案	現行
<p>イー１１ 広域活性化事業 広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域活性化に関する事業</p> <p>イー１１－（１）広域連携事業</p> <p>① 複数都道府県が連携・協力して作成する広域活性化法第５条第１項の広域活性化計画に基づく同法第５条第２項第２号及び第３号の事業等をいう。</p> <p>② <u>同法第２条第１項第１号ハに掲げる活動に関して都道府県が作成する同法第５条第１項の広域活性化計画に基づく同法第５条第２項第２号及び第３号の事業等であって、市町村が作成する同法第２２条第１項の特定居住促進計画に位置付けられたものをいう。</u></p> <p>イー１６ 住環境整備事業 イー１６－（１７）削除</p> <p>□ 防災・安全交付金事業 □ー７ 水道・下水道事業 □ー７－（１）－③生活基盤近代化事業</p> <p>簡易水道施設等の基盤強化を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張、<u>重要施設に接続する上下水道</u></p>	<p><u>として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。</u></p> <p>イー１１ 広域活性化事業 広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域活性化に関する事業</p> <p>イー１１－（１）広域連携事業 複数都道府県が連携・協力して作成する広域活性化法第５条第１項の広域活性化計画に基づく同法第５条第２項第２号及び第３号の事業等をいう。</p> <p>イー１６ 住環境整備事業 イー１６－（１７）都市・地域再生緊急促進事業</p> <p>□ 防災・安全交付金事業 □ー７ 水道・下水道事業 □ー７－（１）－③生活基盤近代化事業</p> <p>簡易水道施設等の基盤強化を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張を行う事業をいう。</p>

改正案	現行
<p><u>管路の一体的な耐震化を行うための施設整備</u>を行う事業をいう。</p> <p>ロ-7-(1)-⑤水道総合地震対策事業 水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化<u>及び災害時の代替性・多重性の確保</u>を行うための施設の整備等を行う事業をいう。</p> <p>ロ-7-(1)-⑥緊急時給水拠点確保等事業 <u>土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業、災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化等を行い、水道施設の耐災害性強化</u>を図るための施設の整備を行う事業をいう。</p> <p>ロ-7-(1)-⑦水道施設アセットマネジメント推進事業 <u>「水道施設アセットマネジメント計画」の作成、導水管及び送水管、配水管等の更新等</u>を行う事業をいう。</p> <p>ロ-7-(2)-③下水道総合地震対策事業 <u>下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保するための施設の整備等</u>を行う事業をいう。</p>	<p>ロ-7-(1)-⑤水道総合地震対策事業 <u>上下水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化</u>を行うための施設の整備等を行う事業をいう。</p> <p>ロ-7-(1)-⑥緊急時給水拠点確保等事業 <u>配水池の容量を12時間程度に確保するなど、緊急時における給水の確保及び浄水時の配水調整の容易化等</u>を図るための施設の整備を行う事業をいう。</p> <p>ロ-7-(1)-⑦水道管路耐震化等推進事業 <u>自然災害発生時等の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減するために、導水管及び送水管、配水管等について耐震機能を有する管への更新等</u>を行う事業をいう。</p> <p>ロ-7-(2)-③下水道総合地震対策事業 <u>下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める</u>事業をいう。</p>

改正案	現行
<p>□-13 市街地整備事業</p> <p>□-13-(9) 津波防災拠点整備事業</p> <p>津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の津波からの防災性を高める拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として、都市計画決定されたものに限る。以下「津波防災拠点」という。）を整備するために支援を行う事業をいう。</p> <p>□-16 住環境整備事業</p> <p>□-16-(17) 削除</p> <p>附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イ-7 水道・下水道事業</p> <p>イ-7-(2) -①通常の下水道事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>□-13 市街地整備事業</p> <p>□-13-(9) 津波防災拠点整備事業</p> <p>南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の津波からの防災性を高める拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として、都市計画決定されたものに限る。以下「津波防災拠点」という。）を整備するために支援を行う事業をいう。</p> <p>□-16 住環境整備事業</p> <p>□-16-(17) 都市・地域再生緊急促進事業</p> <p>附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イ-7 水道・下水道事業</p> <p>イ-7-(2) -①通常の下水道事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

改正案	現行
<p>(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件</p> <p>公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること（<u>災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く</u>）。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>3. ～6. (略)</p> <p>イー7ー(2)ー③下水道総合地震対策事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保することを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件</p> <p>公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>3. ～6. (略)</p> <p>イー7ー(2)ー③下水道総合地震対策事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進めることをもって地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されるようにすることを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p><u>「下水道総合地震対策事業」とは、次のいずれかに該当する地域に</u></p>

改正案	現行
<p>① <u>「上下水道耐震化計画」を策定していること。</u></p> <p>② <u>3. の③を実施する場合、下水道 BCP に当該処理場を支援者の活動拠点として位置付け、活用方針について記載することと</u></p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備とする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>において、地方公共団体の下水道地震対策を目的として、「下水道総合地震対策計画」に従い実施する事業をいう。</u></p> <p><u>(ア) DID 地域を有する都市</u></p> <p><u>(イ) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域</u></p> <p><u>(ウ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域</u></p> <p><u>(エ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</u></p> <p><u>(オ) 首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域</u></p> <p><u>(カ) 上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域</u></p> <p><u>(キ) 地震による下水道施設被害があった地域（災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業に限る。）</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>交付対象事業の範囲は、<u>イー7ー(2)ー①の対象となる事業及び施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたものとする。</u></p> <p>① <u>災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）並びに高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感マ染症拠点病院、災害拠点病院、帰宅困難者一時滞在</u></p>

改正案	現行
<p>① <u>「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業</u></p> <p>② <u>終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設並びに流域下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業</u></p> <p>③ <u>次のいずれかの地域における、終末処理場の防災拠点化事業（備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備）</u></p> <p><u>(a) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域</u></p> <p><u>(b) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域</u></p> <p><u>(c) 奄美群島</u></p> <p><u>(d) 沖縄振興特別措置法に基づく離島地域</u></p> <p><u>ただし、上記(a)については1自治体あたり1処理場（近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の下水処理場までの直線距離が50km以上離れており、かつ計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。）、(b)～(d)については1島あたり1処理場（計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。）を限度とする。</u></p> <p>④ 以下の施設の耐震化事業</p> <p>(a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管路</p> <p>(b) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管路</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業（新設）</u></p> <p>② 以下の(a)～(e)の施設の耐震化事業</p> <p>(a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路<u>及び避難路</u>の下に埋設されている管渠</p> <p>(b) 道路法に基づく重要物流道路<u>及び代替・補完路</u>の下に埋設されている管渠</p> <p><u>(c) 軌道の下に埋設されている管渠</u></p>

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー7-(2)-②2. ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあつては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあつては0.5ha以上、町村（過疎町村を除く。）にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上）の貯留・排水施設の耐震化事業</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑥ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数（小数点以下は切り上げ）を設</p>	<p><u>(d) 河川の下に埋設されている管渠</u></p> <p><u>(e) 水管橋</u></p> <p>③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー7-(2)-②2. ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあつては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあつては0.5ha以上、町村（過疎町村を除く。）にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上）の貯留・排水施設の耐震化事業</p> <p><u>④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域（同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象地域」という。）内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。</u></p> <p><u>(ア) 対象地域において都市機能が集積していること</u></p> <p><u>(イ) 対象地域の面積が20ha以上であること</u></p> <p><u>(ウ) 対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国平均値以上であること</u></p> <p>⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数（小数点以下は切り上げ）を設</p>

改正案	現行
<p>置基数の上限とする。)</p> <p>4. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>5. その他</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① <u>3. の③に定める事業については、令和 11 年度末までに完了する事業に限り、交付対象とする。</u></p> <p>② <u>令和 6 年度末までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」</u></p>	<p>置基数の上限とする。)</p> <p>4. (略)</p> <p><u>5. 下水道総合地震対策計画の社会資本総合整備計画への記載</u></p> <p>① <u>本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道総合地震対策計画」を記載するものとする。</u></p> <p>② <u>「下水道総合地震対策計画」に定める主な事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 対象地区の概要及び選定理由</u></p> <p><u>(イ) 整備目標</u></p> <p><u>(ウ) 事業内容及び年度計画</u></p> <p><u>(エ) 下水道 BCP 策定状況（なお、計画策定時に下水道 BCP 未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）</u></p> <p>6. その他</p> <p><u>本事業は、令和 5 年度より 5 年間以内に原則として計画期間 5 年以内の「下水道総合地震対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた管渠等の耐震化事業に係る工期が 5 年を超える場合は、計画期間は 10 年以内とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。</u></p> <p>イー7ー(2)ー⑧下水道広域化推進総合事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>①・② (略)</p> <p><u>③ 人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れのある管渠等の撤去等。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 留意事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 2. の③を実施する場合は、公共下水道にあっては、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に定める件(昭和46年建設省告示1705号、一部改正令和3.3.31告示第289号)の別表(合流式及び分流式の汚水については「改築以外の事業」を適用。)に基づく管渠及びその付帯施設の撤去等を補助対象とする。</u></p> <p>⑥ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。</p> <p>イー7ー(2)ー⑭下水道情報デジタル化支援事業</p> <p>1. (略)</p>	<p>イー7ー(2)ー⑧下水道広域化推進総合事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>①・② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 留意事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑤ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。</p> <p>イー7ー(2)ー⑭下水道情報デジタル化支援事業</p> <p>1. (略)</p>

改正案	現行
<p>2. 交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 留意事項 ①本事業は、令和8年度までの事業とする。 ②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。</p> <p>イー8 その他総合的な治水事業 イー8ー(1) 総合流域防災事業</p> <p>4. 交付対象事業の要件 (3) 情報基盤総合整備事業 ① (略) ② 土砂災害情報共有システム整備事業 ③・④ (略)</p> <p>イー10 都市再生整備計画事業 イー10ー(1) 都市再生整備計画事業 1. ~3. (略)</p>	<p>2. 交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのデジタル化に係る業務等とする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 留意事項 本事業は、令和8年度までの事業とする。 (新設)</p> <p>イー8 その他総合的な治水事業 イー8ー(1) 総合流域防災事業</p> <p>4. 交付対象事業の要件 (3) 情報基盤総合整備事業 ① (略) ② 土砂災害情報共有システム備事業 ③・④ (略)</p> <p>イー10 都市再生整備計画事業 イー10ー(1) 都市再生整備計画事業 1. ~3. (略)</p>

改正案	現行
<p>4. 交付対象事業 都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1)に掲げる事業等をいう。</p> <p><u>なお、イー１０－（１）の５．１に規定する施行地区で、次の市町村の市町村域において実施される事業等を除く。</u></p> <p><u>１ 市街化調整区域で都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例の区域を 図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。</u></p> <p><u>２ 立地適正化計画において、都市再生法第 81 条第 2 項第 5 号に規定する防災指針を記載していない市町村。</u></p> <p><u>３ 都市再生整備計画を国に提出した時点において、立地適正化計画を作成した年度（令和 6 年度末までに変更（都市再生特別措置法施行規則（平成 14 年国土交通省令第 66 号。以下イー 10 及びロー 10 関係部分において「規則」という。）第 31 条に規定する軽微な変更を除く。）を行っている場合は、当該変更を行った年度）の翌年度から起算しておおむね 5 年を経過し、かつ、都市再生法第 84 条に規定する評価を実施していない市町村。</u></p> <p><u>４ 立地適正化計画を作成し、都市再生法第 84 条に規定する評価を実施し、かつ、直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむね 5 年を経過した市町村。</u></p> <p>5. 施行地区 都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。</p>	<p>4. 交付対象事業 都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1)に掲げる事業等をいう。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>5. 施行地区 都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 地方公共団体において、<u>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律</u>（平成20年法律第40号。以下「<u>歴史まちづくり法</u>」という。）<u>第5条第8項</u>に基づく歴史的風致維持向上計画や<u>観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律</u>（平成20年法律第39号。以下「<u>観光圏整備法</u>」という。）<u>第7条第1項</u>に基づく観光圏整備実施計画、<u>文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律</u>（令和2年法律第18号。以下「<u>文化観光推進法</u>」という。）<u>第12条第1項</u>に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。</p> <p>ただし、市街化区域等を除く。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(1) <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱第6</u> 4に規定するプロジェクト（以下イー10-（1）関係部分において「<u>国策的プロジェクト</u>」という。）に関連する区域。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>イー10-（2）まちなかウォークブル推進事業</p> <p>1. ～3. (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 地方公共団体において、<u>歴史まちづくり法</u>に基づく歴史的風致維持向上計画や<u>観光圏整備法</u>に基づく観光圏整備実施計画、<u>文化観光推進法</u>に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。</p> <p>ただし、市街化区域等を除く。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(1) <u>デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱第6</u> 4に規定するプロジェクト（以下イー10-（1）関係部分において「<u>国策的プロジェクト</u>」という。）に関連する区域。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>イー10-（2）まちなかウォークブル推進事業</p> <p>1. ～3. (略)</p>

改正案	現行
<p>4. 交付対象事業</p> <p>都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1) 第1項から第5項、第9項から第11項、第14項から第16項（第14項第4号を除く）、第18項、第21項、第27項から第31項に掲げる事業等をいう。</p> <p>5. 施行地区</p> <p>（略）</p> <p>（1）次の1から3のいずれかの区域</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地方公共団体において、歴史まちづくり法第5条第8項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法第7条第1項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法第12条第1項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。</p> <p>ただし、市街化区域等を除く。</p> <p>3 （略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>6.・7. （略）</p>	<p>4. 交付対象事業</p> <p>都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1) 第1項から第5項、第9項から第11項、第14項から第16項（第14項第4号を除く）、第18項、第21項、第27項から第30項に掲げる事業等をいう。</p> <p>5. 施行地区</p> <p>（略）</p> <p>（1）次の1から3のいずれかの区域</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地方公共団体において、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。</p> <p>ただし、市街化区域等を除く。</p> <p>3 （略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>6.・7. （略）</p>

改正案			現行		
表 10-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業)			表 10-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業)		
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額
1.・2. (略)	(略)	(略)	1.・2. (略)	(略)	(略)
3. 地域創造 支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・ 駐車場 (本表第 10 の 3 に該当するもの) ・ 地域交流センター (本表第 12 の 1 に該当するもの) ・ 観光交流センター (本表第 12 の 2 に該当するもの) ・ まちおこしセンター (本表第 12 の 3 に該当するもの) ・ <u>賑わい・交流創出施設 (地域資源活用型)</u> <u>(本表第 12 の 4 に該当するもの)</u> ・ 子育て世代活動支援センター (本表第 12 の 5 に該当するもの) ・ 複合交通センター (本表第 12 の 6 に該当するもの)	(略)	3. 地域創造 支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・ 駐車場 (本表第 10 の 3 に該当するもの) ・ 地域交流センター (本表第 12 の 1 に該当するもの) ・ 観光交流センター (本表第 12 の 2 に該当するもの) ・ まちおこしセンター (本表第 12 の 3 に該当するもの) ・ <u>ワーケーション拠点施設</u> <u>(本表第 12 の 4 に該当するもの)</u> ・ 子育て世代活動支援センター (本表第 12 の 5 に該当するもの) ・ 複合交通センター (本表第 12 の 6 に該当するもの)	(略)

改正案			現行		
	<p><u>・イー１０－（１）における水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物（災害時に避難所等として利用されるものに限る。）のうち、利用者の安全を確保するための対策が実施されないもの。</u></p> <p>（略）</p>			<u>（新設）</u>	
4. （略）	（略）	（略）	4. （略）	（略）	（略）
5. 公園	<p>以下のいずれかに該当する公園の整備に要する費用 1・2 （略）</p> <p><u>ただし、イー１０－（１）において、水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物（災害時に避難所等として利用されるものに限る。）の整備に要する費用については、利用者の安全を確保するための対策が実施される場合に限る。</u></p>	（略）	5. 公園	<p>以下のいずれかに該当する公園の整備に要する費用 1・2 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	（略）
6. 古都保存・	（略）		6. 古都保存・	（略）	

改正案			現行		
緑地保全等事業	<p>ただし、当該事業が以下の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <p>① <u>歴史まちづくり法</u>第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（②において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられていること。</p> <p>② （略）</p>		緑地保全等事業	<p>ただし、当該事業が以下の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <p>① <u>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）</u>第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（②において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられていること</p> <p>② （略）</p>	
7.～11.（略）	（略）	（略）	7.～11.（略）	（略）	（略）
12. 高次都市施設	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>4 賑わい・交流創出施設（地域資源活用型）（地域経済の活性化を目的とした、創業支援（営利目的を除く。）機能等を有する施設）（イー10-（1）の5.2に規定する施行地区に限る。）</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>（略）</p> <p><u>水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、</u></p>	（略）	12. 高次都市施設	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>4 ワークーション拠点施設（コワーキングスペース等（ただし、地域住民を主として広く利用されるものに限る。））（イー10-（1）の5.2に規定する施行地区に限る。）</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	（略）

改正案			現行		
	<p><u>同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物においては、利用者の安全を確保するための対策が実施されること。</u></p>				
13. 誘導施設相当施設	<p>1 誘導施設相当施設(都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱第1条の3第5項に掲げる施設のうち、医療法第4条の2に定める特定機能病院、医療法第4条に定める地域医療支援病院、学校教育法第1条に定める大学及び高等専門学校、学校教育法第124条に定める専修学校を除く。)の整備に要する費用^{注4}(移転・統廃合の場合に限る。)(イ-10-(1)の5.3に規定する施行地区に限る。)</p> <p><u>ただし、基幹市町村と連携市町村が共同して都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱表1第14号に定める同種の広域連携誘導施設を整備する又は整備予定である場合(下記Bのただし書に該当する場合を除く。)を除く。</u></p> <p>2 前号に掲げる誘導施設相当施設の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合である場合、統廃合を行うことにより廃止された施設の除却等(除却、整地(当該施設の敷地及</p>	(略)	13. 誘導施設相当施設	<p>1 誘導施設相当施設(都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱第1条の3第5項に掲げる施設のうち、医療法第4条の2に定める特定機能病院、医療法第4条に定める地域医療支援病院、学校教育法第1条に定める大学及び高等専門学校、学校教育法第124条に定める専修学校を除く。)の整備に要する費用^{注4}(移転・統廃合の場合に限る。)(イ-10-(1)の5.3に規定する施行地区に限る。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 前号に掲げる誘導施設相当施設の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合である場合、統廃合を行うことにより廃止された施設の除却等(除却、整地(当該施設の敷地及</p>	(略)

改正案		現行	
<p>び隣接する区域における安全対策を含む。)及び本表第14項第1号から第3号の既存建造物活用事業)、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用</p>	<p>誘導施設相当施設の整備に要する費用には、購入費を含む。1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする。ただし、①②の場合においては30億円を限度とする。</p>	<p>び隣接する区域における安全対策を含む。)及び本表第14項第1号から第3号の既存建造物活用事業)、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用</p>	<p>誘導施設相当施設の整備に要する費用には、購入費を含む。1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする。ただし、①②の場合においては30億円を限度とする。また、③の場合において限度額を12億円減じる。</p>
<p>①・② (略) <u>(削除)</u></p>	<p>ただし、次の全ての要件に該当する場合に限る。 A～F (略)</p>	<p>①・② (略)</p>	<p><u>③基幹市町村と連携市町村が共同して都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱表1第14号に定める同種の基幹的誘導施設を整備する又は整備予定である場合(下記Bのただし書きに該当する場合を除く。)</u></p>
<p><u>水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸</u></p>		<p>ただし、次の全ての要件に該当する場合に限る。 A～F (略)</p>	

改正案			現行		
	<p><u>水想定区域又は同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物においては、利用者の安全を確保するための対策が実施されること。</u></p> <p>また、市町村が実施する事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。 a～f (略)</p>			<p>また、市町村が実施する事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。 a～f (略)</p>	
14. 既存建造物活用事業	<p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 誘導施設相当施設 購入、賃借(※1)、移設及び改築(大規模な修繕を含む。)に要する費用(移転・統廃合の場合に限る。)並びに当該誘導施設相当施設の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合である場合にあっては、本表第13項第2号に掲げる元地の管理の適正化に係る事業に要する費用</p> <p><u>ただし、基幹市町村と連携市町村が共同して都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱表1第14号に定める同種の広域連携誘導施設を整備する又は整備予定である場合(下記Aのただし書に該当する場合を除く。)を除く。</u></p>	(略)	14. 既存建造物活用事業	<p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 誘導施設相当施設 購入、賃借(※1)、移設及び改築(大規模な修繕を含む。)に要する費用(移転・統廃合の場合に限る。)並びに当該誘導施設相当施設の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合である場合にあっては、本表第13項第2号に掲げる元地の管理の適正化に係る事業に要する費用</p> <p><u>(新設)</u></p>	(略)

改正案		現行	
	<p>第3号及び第4号の事業については、1箇所における整備に要する費用(第4号の事業については、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用を除く。)は21億円を限度とする。</p> <p>ただし、①②の場合においては30億円を限度とする。</p> <p>① 市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合</p> <p>② (略)</p> <p><u>また、第3号及び第4号の事業については、イー10-(1)において、水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内における整備に要する費用については、利用者の安全を確保するための対策が実施される場合に限る。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>		<p>第3号及び第4号の事業については、1箇所における整備に要する費用(第4号の事業については、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用を除く。)は21億円を限度とする。</p> <p>ただし、①②の場合においては30億円を限度とする。<u>また、③の場合において限度額を12億円減じる。</u></p> <p>① 市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して<u>を</u>整備する場合</p> <p>② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ <u>基幹市町村と連携市町村が共同して都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱表1第14号に定める同種の基幹的誘導施設を整備する又は整備予定である場合(下記Aのただし書きに該当する場</u></p>

改正案			現行		
	<p>第4号の事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <p>A～E (略)</p> <p>(略)</p> <p>また、第3号の事業のうち、観光交流センターはイー10-(2)の5.(1)に規定する施行地区、まちおこしセンターはイー10-(2)の5.(1)1及び3に規定する施行地区においても実施ができるものとする。</p>		<p><u>合を除く。)</u></p> <p><u>また、第4号の事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。</u></p> <p>A～E (略)</p> <p>(略)</p> <p>また、第3号の事業のうち、観光交流センターはイー10-(2)の5.(1)に規定する施行地区、まちおこしセンターはイー10-(2)の5.(1)1及び3に規定する施行地区、<u>ワーケーション拠点施設はイー10-(2)の5.(1)2に規定する施行地区</u>においても実施ができるものとする。</p>		
15. 土地区画 整理事業	<p>イー13-(6)に規定する都市再生区画整理事業の交付の対象となる事業に要する費用(イー10-(1)の5.1、2及び4、イー10-(2)の5.(1)1及び2に規定する施行地区に限る。)</p> <p>ただし、イー10-(1)の5.4に規定する施行地区内に存する事業にあつては、イー13-(6)の3.第1項中「<u>居住誘導区域(「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市(市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり当該人口密度が統計上</u></p>	(略)	15. 土地区画 整理事業	<p>イー13-(6)に規定する都市再生区画整理事業の交付の対象となる事業に要する費用(イー10-(1)の5.1、2及び4、イー10-(2)の5.(1)1及び2に規定する施行地区に限る。)</p> <p>ただし、イー10-(1)の5.4に規定する施行地区内に存する事業にあつては、イー13-(6)3.第1項第1号イ中「<u>直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に係る区域に存し、かつ、次のいずれかの</u>」とあるのは「次のいずれかの」と読み替えるものとする。</p>	(略)

改正案			現行		
	<p>今後も概ね維持される市町村、又は、都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下の市町村)」の区域を含む。以下3.において同じ。)に過半が該当する地区であって、次の要件のいずれかに」とあるのは「次の要件のいずれかに」と、同項第1号イ中「直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に施行地区の過半が該当する地区であって、かつ、次のいずれかの」とあるのは「次のいずれかの」と、同第2項中「居住誘導区域に過半が該当する地区であって、次の要件に」とあるのは「次の要件に」と読み替えるものとする。</p>				
16. ～26. (略)	(略)	(略)	16. ～26. (略)	(略)	(略)
27. エリア価値向上整備事業	<p>(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>7 まちづくり構想・計画検討経費</u></p> <p><u>イー10-(1)の5. 1及びイー10-(2)の5.(1)1に規定する施行地区内における事業の実施に向けた構想・検討に要する費用</u></p> <p><u>ただし、事業の実施に向けた官民連携の検討体制が構築されている場合に限る。</u></p>	(略)	27. エリア価値向上整備事業	<p>(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	(略)
28. こども	(略)	(略)	28. こども	(略)	(略)

改正案			現行		
まんなかまちづくり事業	1～5 (略) <u>(削除)</u> 6～9 (略)		まんなかまちづくり事業	1～5 (略) 6 <u>ワーケーション拠点施設(本表第12項第4号及び本表第14項第3号に該当するもの)</u> 7～10 (略)	
29. 暑熱対策事業	<u>緑化施設、水盤・親水施設、透水・保水性舗装、日よけ施設等の暑熱対策に資する施設であって、通年利用するものの整備に要する費用ただし、次の要件を全て満たす場合に限る。</u> <u>①都市再生整備計画の目標に暑熱対策に係る目標を記載し、かつ、同計画の目標を定量化する指標として暑熱対策に関連するものを設定すること。</u> <u>②区域内において線的・面的に実施される暑熱対策であること。</u>	同上	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
30. 滞在環境整備事業	(略)	(略)	29. 滞在環境整備事業	(略)	(略)
31. 計画策支援事業	(略)	(略)	30. 計画策定支援事業	(略)	(略)
注1) (略)			注1) (略)		
注2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下イー10関係部分において「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以			注2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下イー10関係部分において「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下		

改正案	現行
<p>下イー１０関係部分において「省エネ基準」という。)に適合すること(ただし、建築物省エネ法第２０条により適用除外となる建築物を除く)。</p> <p>注３)再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300㎡未満)は20%削減)となる省エネ性能の水準に適合すること(ただし、建築物省エネ法第２０条により適用除外となる建築物を除く)。</p> <p>注４) (略)</p> <p>イー１１ 広域活性化事業</p> <p>イー１１－(１) 広域連携事業</p> <p>１. 目的</p> <p>複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域的地域活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>２. 交付対象</p> <p>広域連携事業の交付対象は、都道府県とする。</p> <p>３. 交付対象事業</p> <p>広域活性化計画に基づき実施される表１１－(１)に掲げる事業等をいう。</p> <p><u>ただし、附属第Ⅰ編イー１１－(１)②に掲げる事業等は、広域活性化計画が、以下の(ア)～(イ)の要件に該当するものに限る。</u></p>	<p>イー１０関係部分において「省エネ基準」という。)に適合すること(ただし、建築物省エネ法第１８条により適用除外となる建築物を除く)。</p> <p>注３)再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300㎡未満)は20%削減)となる省エネ性能の水準に適合すること(ただし、建築物省エネ法第１８条により適用除外となる建築物を除く)。</p> <p>注４) (略)</p> <p>イー１１ 広域活性化事業</p> <p>イー１１－(１) 広域連携事業</p> <p>１. 目的</p> <p>複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域的地域活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>２. 交付対象</p> <p>広域連携事業の交付対象は、都道府県とする。</p> <p>３. 交付対象事業</p> <p>広域活性化計画に基づき実施される表１１－(１)に掲げる事業等をいう。</p>

改正案	現行
<p><u>(ア) 都道府県内の市町村における特定居住を促進するための、都道府県の活動を含む計画であること。</u></p> <p><u>(イ) 特定居住促進計画の実効性を高めるための、市町村の活動を含む計画であること。</u></p> <p>4. 広域活性化計画 (略)</p> <p>イ-12 都市公園・緑地等事業</p> <p>イ-12-(1) 都市公園等事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>I 都市公園事業</p> <p>1 定義</p> <p>①~⑫ (略)</p> <p>2 事業要件</p> <p>A-1 ~ A-4 (略)</p> <p>B 防災公園</p> <p>A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1については適用しない。また、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</p> <p>①都市要件</p> <p>①-1 防災公園対象都市要件 (略)</p> <p>①-2 防災公園対象地域要件</p> <p>1) 広域避難地の機能を有する都市公園</p>	<p>4. 広域活性化計画 (略)</p> <p>イ-12 都市公園・緑地等事業</p> <p>イ-12-(1) 都市公園等事業</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>I 都市公園事業</p> <p>1 定義</p> <p>①~⑫ (略)</p> <p>2 事業要件</p> <p>A-1 ~ A-4 (略)</p> <p>B 防災公園</p> <p>A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1については適用しない。また、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</p> <p>①都市要件</p> <p>①-1 防災公園対象都市要件 (略)</p> <p>①-2 防災公園対象地域要件</p> <p>1) 広域避難地の機能を有する都市公園</p>

改正案	現行
<p>以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域</p> <p><u>i) 以下の i) 及び ii) を満たす地域</u></p> <p>1) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区。(ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。</p> <p>ii) 10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m² が確保されていないこと。<u>ただし、既設の広域避難地について、防災関連施設を追加的に整備する事業に限り、本要件を適用しないこととする。</u></p> <p>ii) 帰宅困難者が 1 万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。</p> <p>2) ・ 3) (略)</p> <p>②面積要件</p> <p>1) ・ 2) (略)</p> <p>3) 広域避難地の機能を有する都市公園 災害が発生した場合において、<u>給水機能・トイレ機能が確保される見込み(ただし、令和 6 年度末までに整備計画が策</u></p>	<p>以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。</p> <p>i) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区であり、10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m² が確保されていないこと(ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。</p> <p>ii) 帰宅困難者が 1 万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。</p> <p>2) ・ 3) (略)</p> <p>②面積要件</p> <p>1) ・ 2) (略)</p> <p>3) 広域避難地の機能を有する都市公園 災害が発生した場合において、広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が 10ha 以上のもの(周辺の</p>

改正案	現行
<p><u>定・提出されている事業については、当該整備計画の事業期間に限り給水機能・トイレ機能の確保を要件としない。）である</u>広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が10ha以上のもの（周辺の空地とあわせて10haとなる4ha以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園（面積概ね8ha以上）を含む。）</p> <p>4) ~ 6) (略)</p> <p>③対象事業内容 (略)</p> <p>C ~ F (略)</p> <p>G ネイチャーポジティブ公園 A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1及び④については適用しない。また、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</p> <p>①都市要件 ・ ②面積要件 (略)</p> <p>③対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>③-1 施設整備</p>	<p>空地とあわせて10haとなる4ha以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園。（面積概ね8ha以上）を含む。）</p> <p>4) ~ 6) (略)</p> <p>③対象事業内容 (略)</p> <p>C ~ F (略)</p> <p>G ネイチャーポジティブ公園 A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1及び④については適用しない。また、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</p> <p>①都市要件 ・ ②面積要件 (略)</p> <p>③対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>③-1 施設整備</p>

改正案	現行
<p>都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設（植栽等）、教養施設（自然生態園、動植物の保護増殖施設等）及びこれらと一体的に整備する施設のうち、生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設（休養施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設）の整備を対象とする。ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたもの<u>若しくは地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）による認定を受けた計画に基づくもの</u>に限り交付対象とする。</p> <p>③-2 用地取得 （略）</p> <p>3 交付対象 （略）</p> <p>II ～ VII （略）</p> <p>3. 留意事項</p> <p>I ・ II （略）</p> <p>III 新築する建築物は、原則としてZEB水準※に適合すること。ただし、令和6年度までに工事着手した建築物については、この限りではない。</p> <p>※ 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合する</p>	<p>都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設（植栽等）、教養施設（自然生態園、動植物の保護増殖施設等）及びこれらと一体的に整備する施設のうち、生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設（休養施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設）の整備を対象とする。ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたものに限り交付対象とする。</p> <p>③-2 用地取得 （略）</p> <p>3 交付対象 （略）</p> <p>II ～ VII （略）</p> <p>3. 留意事項</p> <p>I ・ II （略）</p> <p>III 新築する建築物は、原則としてZEB水準※に適合すること。ただし、令和6年度までに工事着手した建築物については、この限りではない。</p> <p>※ 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合する</p>

改正案	現行
<p>こと（ただし、建築物省エネ法第20条により適用除外となる建築物を除く）。</p> <p><u>IV 運動施設の整備については次に掲げる i) 及び ii) の要件を満たす施設の整備を対象とする。</u></p> <p><u>i) 住民利用や行政機関が共催する競技大会での利用に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること。</u></p> <p><u>ii) 主としてプロスポーツやコンサート等の興行に際し必要となる施設（大型映像装置、音響施設、VIP ラウンジ等）ではないこと。</u></p> <p>イー12-（2）都市公園安全・安心対策事業 1・2 （略） 3. 留意事項 イー12-（1）3. の <u>II、III及びIV</u> に定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>イー12-（3）都市公園ストック再編事業 1・2 （略） 3. 留意事項 イー12-（1）3. の <u>II、III及びIV</u> に定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>イー12-（4）市民農園等整備事業 1・2 （略） 3. 留意事項</p>	<p>こと（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く）。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>イー12-（2）都市公園安全・安心対策事業 1・2 （略） 3. 留意事項 イー12-（1）3. の <u>II及びIII</u> に定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>イー12-（3）都市公園ストック再編事業 1・2 （略） 3. 留意事項 イー12-（1）3. の <u>II及びIII</u> に定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>イー12-（4）市民農園等整備事業 1・2 （略） 3. 留意事項</p>

改正案	現行
<p>イー１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>イー１２－（５）緑地環境事業 １・２（略） ３．留意事項 イー１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>イー１３ 市街地整備事業 イー１３－（１）都市防災推進事業 イー１３－（１）①都市防災総合推進事業</p> <p>２．交付対象事業 ５ 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。 一（略） 二 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備 イ～ハ（略） ニ 用地費 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備に必要な用地の取得費用（道路については幅員４メートルを超える部分に限る。ただし、<u>津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項に規定する津波災害警戒区域（同法第 72 条第 1 項に規定する津波災害特別警戒区域を含む。）を含む市街地（南海トラフ地震特措法第 10 条第 1 項の規定により指定された南海トラフ地震</u></p>	<p>イー１２－（１）３．のⅡ及びⅢに定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>イー１２－（５）緑地環境事業 １・２（略） ３．留意事項 イー１２－（１）３．のⅡ及びⅢに定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>イー１３ 市街地整備事業 イー１３－（１）都市防災推進事業 イー１３－（１）①都市防災総合推進事業</p> <p>２．交付対象事業 ５ 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。 一（略） 二 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備 イ～ハ（略） ニ 用地費 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備に必要な用地の取得費用（道路については幅員４メートルを超える部分に限る。ただし、<u>南海トラフ地震特措法第 10 条第 1 項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 1 項の規定により指定された日</u></p>

改正案	現行
<p><u>津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域以外の地域は、令和11年度末までに国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る。</u>)において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては、この限りでない。)</p> <p>ホ 補償費</p> <p>都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の用地取得に付随する補償に要する費用（道路については幅員6メートル以上（<u>津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域（同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む。）を含む市街地（南海トラフ地震特措法第10条第1項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域以外の地域は、令和11年度末までに国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る。</u>)において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては幅員4メートル以上)のもの、都市施設公園及び地区公共施設の道路以外については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を</p>	<p><u>本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域（同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む）を含む市街地</u>において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては、この限りでない。)</p> <p>ホ 補償費</p> <p>都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の用地取得に付随する補償に要する費用（道路については幅員6メートル以上（<u>南海トラフ地震特措法第10条第1項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域（同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む）を含む市街地</u>において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては幅員4メートル以上)のもの、都市施設公園及び地区公共施設の道路以外については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。)</p>

改正案	現行
<p>整備するものに限る。)</p> <p>ただし、地区緊急避難施設の整備に対して、地方公共団体が地方公共団体以外の交付金事業者に補助する場合（防災街区整備推進機構に補助する場合を除く。）においては、当該施設が以下①から③までの全てに適合する場合に限る。</p> <p>①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めていること。</p> <p>②当該施設の避難場所としての運営については、原則として自治体を実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められていること。</p> <p>③10年以上避難場所として利用されることが確実な施設であること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>3. ～7. (略)</p>	<p>ただし、地区緊急避難施設の整備に対して、地方公共団体が地方公共団体以外の交付金事業者に補助する場合（防災街区整備推進機構に補助する場合を除く。）においては、当該施設が以下①から③までの全てに適合する場合に限る。</p> <p>①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めていること。</p> <p>②当該施設の避難場所としての運営については、原則として自治体を実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められていること。</p> <p>③10年以上避難場所として利用されることが確実な施設であること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>3. ～7. (略)</p>

改正案

表 13-(1)①-1 一般建築助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>3,072</u>	380	~ 400	<u>7,104</u>
5	~ 10	<u>128</u>	130	~ 140	<u>3,328</u>	400	~ 420	<u>7,360</u>
10	~ 15	<u>256</u>	140	~ 150	<u>3,584</u>	420	~ 440	<u>7,616</u>
15	~ 20	<u>384</u>	150	~ 160	<u>3,840</u>	440	~ 460	<u>7,872</u>
20	~ 25	<u>512</u>	160	~ 170	<u>4,096</u>	460	~ 480	<u>8,128</u>
25	~ 30	<u>640</u>	170	~ 175	<u>4,352</u>	480	~ 500	<u>8,384</u>
30	~ 35	<u>768</u>	175	~ 180	<u>4,480</u>	500	~ 550	<u>8,640</u>
35	~ 40	<u>896</u>	180	~ 200	<u>4,544</u>	550	~ 600	<u>9,024</u>
40	~ 45	<u>1,024</u>	200	~ 220	<u>4,800</u>	600	~ 650	<u>9,408</u>
45	~ 50	<u>1,152</u>	220	~ 240	<u>5,056</u>	650	~ 700	<u>9,792</u>
50	~ 60	<u>1,280</u>	240	~ 260	<u>5,312</u>	700	~ 750	<u>10,176</u>
60	~ 70	<u>1,536</u>	260	~ 280	<u>5,568</u>	750	~ 800	<u>10,560</u>
70	~ 80	<u>1,792</u>	280	~ 300	<u>5,824</u>	800	~ 850	<u>10,944</u>
80	~ 90	<u>2,048</u>	300	~ 320	<u>6,080</u>	850	~ 900	<u>11,328</u>
90	~ 100	<u>2,304</u>	320	~ 340	<u>6,336</u>	900	~ 950	<u>11,712</u>
100	~ 110	<u>2,560</u>	340	~ 360	<u>6,592</u>	950	~ 1,000	<u>12,096</u>
110	~ 120	<u>2,816</u>	360	~ 380	<u>6,848</u>	1,000	~	<u>12,480</u>

現行

表 13-(1)①-1 一般建築助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>2,364</u>	380	~ 400	<u>5,466</u>
5	~ 10	<u>98</u>	130	~ 140	<u>2,561</u>	400	~ 420	<u>5,663</u>
10	~ 15	<u>197</u>	140	~ 150	<u>2,758</u>	420	~ 440	<u>5,860</u>
15	~ 20	<u>295</u>	150	~ 160	<u>2,955</u>	440	~ 460	<u>6,057</u>
20	~ 25	<u>394</u>	160	~ 170	<u>3,152</u>	460	~ 480	<u>6,254</u>
25	~ 30	<u>492</u>	170	~ 175	<u>3,349</u>	480	~ 500	<u>6,451</u>
30	~ 35	<u>591</u>	175	~ 180	<u>3,447</u>	500	~ 550	<u>6,648</u>
35	~ 40	<u>689</u>	180	~ 200	<u>3,496</u>	550	~ 600	<u>6,944</u>
40	~ 45	<u>788</u>	200	~ 220	<u>3,693</u>	600	~ 650	<u>7,239</u>
45	~ 50	<u>886</u>	220	~ 240	<u>3,890</u>	650	~ 700	<u>7,535</u>
50	~ 60	<u>985</u>	240	~ 260	<u>4,087</u>	700	~ 750	<u>7,830</u>
60	~ 70	<u>1,182</u>	260	~ 280	<u>4,284</u>	750	~ 800	<u>8,126</u>
70	~ 80	<u>1,379</u>	280	~ 300	<u>4,481</u>	800	~ 850	<u>8,421</u>
80	~ 90	<u>1,576</u>	300	~ 320	<u>4,678</u>	850	~ 900	<u>8,717</u>
90	~ 100	<u>1,773</u>	320	~ 340	<u>4,875</u>	900	~ 950	<u>9,012</u>
100	~ 110	<u>1,970</u>	340	~ 360	<u>5,072</u>	950	~ 1,000	<u>9,308</u>
110	~ 120	<u>2,167</u>	360	~ 380	<u>5,269</u>	1,000	~	<u>9,603</u>

改正案

表 13-(1)①-2 一般建築助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>2,352</u>	380	~ 400	<u>5,439</u>
5	~ 10	<u>98</u>	130	~ 140	<u>2,548</u>	400	~ 420	<u>5,635</u>
10	~ 15	<u>196</u>	140	~ 150	<u>2,744</u>	420	~ 440	<u>5,831</u>
15	~ 20	<u>294</u>	150	~ 160	<u>2,940</u>	440	~ 460	<u>6,027</u>
20	~ 25	<u>392</u>	160	~ 170	<u>3,136</u>	460	~ 480	<u>6,223</u>
25	~ 30	<u>490</u>	170	~ 175	<u>3,332</u>	480	~ 500	<u>6,419</u>
30	~ 35	<u>588</u>	175	~ 180	<u>3,430</u>	500	~ 550	<u>6,615</u>
35	~ 40	<u>686</u>	180	~ 200	<u>3,479</u>	550	~ 600	<u>6,909</u>
40	~ 45	<u>784</u>	200	~ 220	<u>3,675</u>	600	~ 650	<u>7,203</u>
45	~ 50	<u>882</u>	220	~ 240	<u>3,871</u>	650	~ 700	<u>7,497</u>
50	~ 60	<u>980</u>	240	~ 260	<u>4,067</u>	700	~ 750	<u>7,791</u>
60	~ 70	<u>1,176</u>	260	~ 280	<u>4,263</u>	750	~ 800	<u>8,085</u>
70	~ 80	<u>1,372</u>	280	~ 300	<u>4,459</u>	800	~ 850	<u>8,379</u>
80	~ 90	<u>1,568</u>	300	~ 320	<u>4,655</u>	850	~ 900	<u>8,673</u>
90	~ 100	<u>1,764</u>	320	~ 340	<u>4,851</u>	900	~ 950	<u>8,967</u>
100	~ 110	<u>1,960</u>	340	~ 360	<u>5,047</u>	950	~ 1,000	<u>9,261</u>
110	~ 120	<u>2,156</u>	360	~ 380	<u>5,243</u>	1,000	~	<u>9,555</u>

現行

表 13-(1)①-2 一般建築助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>1,812</u>	380	~ 400	<u>4,190</u>
5	~ 10	<u>75</u>	130	~ 140	<u>1,963</u>	400	~ 420	<u>4,341</u>
10	~ 15	<u>151</u>	140	~ 150	<u>2,114</u>	420	~ 440	<u>4,492</u>
15	~ 20	<u>226</u>	150	~ 160	<u>2,265</u>	440	~ 460	<u>4,643</u>
20	~ 25	<u>302</u>	160	~ 170	<u>2,416</u>	460	~ 480	<u>4,794</u>
25	~ 30	<u>377</u>	170	~ 175	<u>2,567</u>	480	~ 500	<u>4,945</u>
30	~ 35	<u>453</u>	175	~ 180	<u>2,642</u>	500	~ 550	<u>5,096</u>
35	~ 40	<u>528</u>	180	~ 200	<u>2,680</u>	550	~ 600	<u>5,322</u>
40	~ 45	<u>604</u>	200	~ 220	<u>2,831</u>	600	~ 650	<u>5,549</u>
45	~ 50	<u>679</u>	220	~ 240	<u>2,982</u>	650	~ 700	<u>5,775</u>
50	~ 60	<u>755</u>	240	~ 260	<u>3,133</u>	700	~ 750	<u>6,002</u>
60	~ 70	<u>906</u>	260	~ 280	<u>3,284</u>	750	~ 800	<u>6,228</u>
70	~ 80	<u>1,057</u>	280	~ 300	<u>3,435</u>	800	~ 850	<u>6,455</u>
80	~ 90	<u>1,208</u>	300	~ 320	<u>3,586</u>	850	~ 900	<u>6,681</u>
90	~ 100	<u>1,359</u>	320	~ 340	<u>3,737</u>	900	~ 950	<u>6,908</u>
100	~ 110	<u>1,510</u>	340	~ 360	<u>3,888</u>	950	~ 1,000	<u>7,134</u>
110	~ 120	<u>1,661</u>	360	~ 380	<u>4,039</u>	1,000	~	<u>7,361</u>

改正案

表 13-(1)①-3 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>3,072</u>	380	~ 400	<u>7,978</u>
5	~ 10	<u>128</u>	130	~ 140	<u>3,328</u>	400	~ 420	<u>8,320</u>
10	~ 15	<u>256</u>	140	~ 150	<u>3,584</u>	420	~ 440	<u>8,661</u>
15	~ 20	<u>384</u>	150	~ 160	<u>3,840</u>	440	~ 460	<u>9,002</u>
20	~ 25	<u>512</u>	160	~ 170	<u>4,096</u>	460	~ 480	<u>9,344</u>
25	~ 30	<u>640</u>	170	~ 175	<u>4,352</u>	480	~ 500	<u>9,685</u>
30	~ 35	<u>768</u>	175	~ 180	<u>4,480</u>	500	~ 550	<u>10,026</u>
35	~ 40	<u>896</u>	180	~ 200	<u>4,565</u>	550	~ 600	<u>10,410</u>
40	~ 45	<u>1,024</u>	200	~ 220	<u>4,906</u>	600	~ 650	<u>10,794</u>
45	~ 50	<u>1,152</u>	220	~ 240	<u>5,248</u>	650	~ 700	<u>11,178</u>
50	~ 60	<u>1,280</u>	240	~ 260	<u>5,589</u>	700	~ 750	<u>11,562</u>
60	~ 70	<u>1,536</u>	260	~ 280	<u>5,930</u>	750	~ 800	<u>11,946</u>
70	~ 80	<u>1,792</u>	280	~ 300	<u>6,272</u>	800	~ 850	<u>12,330</u>
80	~ 90	<u>2,048</u>	300	~ 320	<u>6,613</u>	850	~ 900	<u>12,714</u>
90	~ 100	<u>2,304</u>	320	~ 340	<u>6,954</u>	900	~ 950	<u>13,098</u>
100	~ 110	<u>2,560</u>	340	~ 360	<u>7,296</u>	950	~ 1,000	<u>13,482</u>
110	~ 120	<u>2,816</u>	360	~ 380	<u>7,637</u>	1,000	~	<u>13,866</u>

現行

表 13-(1)①-3 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>2,364</u>	380	~ 400	<u>6,139</u>
5	~ 10	<u>98</u>	130	~ 140	<u>2,561</u>	400	~ 420	<u>6,402</u>
10	~ 15	<u>197</u>	140	~ 150	<u>2,758</u>	420	~ 440	<u>6,665</u>
15	~ 20	<u>295</u>	150	~ 160	<u>2,955</u>	440	~ 460	<u>6,927</u>
20	~ 25	<u>394</u>	160	~ 170	<u>3,152</u>	460	~ 480	<u>7,190</u>
25	~ 30	<u>492</u>	170	~ 175	<u>3,349</u>	480	~ 500	<u>7,453</u>
30	~ 35	<u>591</u>	175	~ 180	<u>3,447</u>	500	~ 550	<u>7,715</u>
35	~ 40	<u>689</u>	180	~ 200	<u>3,513</u>	550	~ 600	<u>8,011</u>
40	~ 45	<u>788</u>	200	~ 220	<u>3,775</u>	600	~ 650	<u>8,306</u>
45	~ 50	<u>886</u>	220	~ 240	<u>4,038</u>	650	~ 700	<u>8,602</u>
50	~ 60	<u>985</u>	240	~ 260	<u>4,301</u>	700	~ 750	<u>8,897</u>
60	~ 70	<u>1,182</u>	260	~ 280	<u>4,563</u>	750	~ 800	<u>9,193</u>
70	~ 80	<u>1,379</u>	280	~ 300	<u>4,826</u>	800	~ 850	<u>9,488</u>
80	~ 90	<u>1,576</u>	300	~ 320	<u>5,089</u>	850	~ 900	<u>9,784</u>
90	~ 100	<u>1,773</u>	320	~ 340	<u>5,351</u>	900	~ 950	<u>10,079</u>
100	~ 110	<u>1,970</u>	340	~ 360	<u>5,614</u>	950	~ 1,000	<u>10,375</u>
110	~ 120	<u>2,167</u>	360	~ 380	<u>5,877</u>	1,000	~	<u>10,670</u>

改正案

表 13-(1)①-4 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>2,352</u>	380	~ 400	<u>6,108</u>
5	~ 10	<u>98</u>	130	~ 140	<u>2,548</u>	400	~ 420	<u>6,370</u>
10	~ 15	<u>196</u>	140	~ 150	<u>2,744</u>	420	~ 440	<u>6,631</u>
15	~ 20	<u>294</u>	150	~ 160	<u>2,940</u>	440	~ 460	<u>6,892</u>
20	~ 25	<u>392</u>	160	~ 170	<u>3,136</u>	460	~ 480	<u>7,154</u>
25	~ 30	<u>490</u>	170	~ 175	<u>3,332</u>	480	~ 500	<u>7,415</u>
30	~ 35	<u>588</u>	175	~ 180	<u>3,430</u>	500	~ 550	<u>7,676</u>
35	~ 40	<u>686</u>	180	~ 200	<u>3,495</u>	550	~ 600	<u>7,970</u>
40	~ 45	<u>784</u>	200	~ 220	<u>3,756</u>	600	~ 650	<u>8,264</u>
45	~ 50	<u>882</u>	220	~ 240	<u>4,018</u>	650	~ 700	<u>8,558</u>
50	~ 60	<u>980</u>	240	~ 260	<u>4,279</u>	700	~ 750	<u>8,852</u>
60	~ 70	<u>1,176</u>	260	~ 280	<u>4,540</u>	750	~ 800	<u>9,146</u>
70	~ 80	<u>1,372</u>	280	~ 300	<u>4,802</u>	800	~ 850	<u>9,440</u>
80	~ 90	<u>1,568</u>	300	~ 320	<u>5,063</u>	850	~ 900	<u>9,734</u>
90	~ 100	<u>1,764</u>	320	~ 340	<u>5,324</u>	900	~ 950	<u>10,028</u>
100	~ 110	<u>1,960</u>	340	~ 360	<u>5,586</u>	950	~ 1,000	<u>10,322</u>
110	~ 120	<u>2,156</u>	360	~ 380	<u>5,847</u>	1,000	~	<u>10,616</u>

現行

表 13-(1)①-4 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>1,812</u>	380	~ 400	<u>4,706</u>
5	~ 10	<u>75</u>	130	~ 140	<u>1,963</u>	400	~ 420	<u>4,907</u>
10	~ 15	<u>151</u>	140	~ 150	<u>2,114</u>	420	~ 440	<u>5,108</u>
15	~ 20	<u>226</u>	150	~ 160	<u>2,265</u>	440	~ 460	<u>5,310</u>
20	~ 25	<u>302</u>	160	~ 170	<u>2,416</u>	460	~ 480	<u>5,511</u>
25	~ 30	<u>377</u>	170	~ 175	<u>2,567</u>	480	~ 500	<u>5,712</u>
30	~ 35	<u>453</u>	175	~ 180	<u>2,642</u>	500	~ 550	<u>5,914</u>
35	~ 40	<u>528</u>	180	~ 200	<u>2,692</u>	550	~ 600	<u>6,140</u>
40	~ 45	<u>604</u>	200	~ 220	<u>2,894</u>	600	~ 650	<u>6,367</u>
45	~ 50	<u>679</u>	220	~ 240	<u>3,095</u>	650	~ 700	<u>6,593</u>
50	~ 60	<u>755</u>	240	~ 260	<u>3,296</u>	700	~ 750	<u>6,820</u>
60	~ 70	<u>906</u>	260	~ 280	<u>3,498</u>	750	~ 800	<u>7,046</u>
70	~ 80	<u>1,057</u>	280	~ 300	<u>3,699</u>	800	~ 850	<u>7,273</u>
80	~ 90	<u>1,208</u>	300	~ 320	<u>3,900</u>	850	~ 900	<u>7,499</u>
90	~ 100	<u>1,359</u>	320	~ 340	<u>4,102</u>	900	~ 950	<u>7,726</u>
100	~ 110	<u>1,510</u>	340	~ 360	<u>4,303</u>	950	~ 1,000	<u>7,952</u>
110	~ 120	<u>1,661</u>	360	~ 380	<u>4,504</u>	1,000	~	<u>8,179</u>

改正案

表 13-(1)①-5 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120 ~ 130	380 ~ 400	9,462
5 ~ 10		170	130 ~ 140	400 ~ 420	9,803
10 ~ 15		341	140 ~ 150	420 ~ 440	10,144
15 ~ 20		511	150 ~ 160	440 ~ 460	10,485
20 ~ 25		682	160 ~ 170	460 ~ 480	10,826
25 ~ 30		852	170 ~ 175	480 ~ 500	11,167
30 ~ 35		1,023	175 ~ 180	500 ~ 550	11,508
35 ~ 40		1,193	180 ~ 200	550 ~ 600	12,020
40 ~ 45		1,364	200 ~ 220	600 ~ 650	12,531
45 ~ 50		1,534	220 ~ 240	650 ~ 700	13,043
50 ~ 60		1,705	240 ~ 260	700 ~ 750	13,554
60 ~ 70		2,046	260 ~ 280	750 ~ 800	14,066
70 ~ 80		2,387	280 ~ 300	800 ~ 850	14,577
80 ~ 90		2,728	300 ~ 320	850 ~ 900	15,089
90 ~ 100		3,069	320 ~ 340	900 ~ 950	15,600
100 ~ 110		3,410	340 ~ 360	950 ~ 1,000	16,112
110 ~ 120		3,751	360 ~ 380	1,000 ~	16,623

現行

表 13-(1)①-5 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120 ~ 130	380 ~ 400	7,270
5 ~ 10		131	130 ~ 140	400 ~ 420	7,532
10 ~ 15		262	140 ~ 150	420 ~ 440	7,794
15 ~ 20		393	150 ~ 160	440 ~ 460	8,056
20 ~ 25		524	160 ~ 170	460 ~ 480	8,318
25 ~ 30		655	170 ~ 175	480 ~ 500	8,580
30 ~ 35		786	175 ~ 180	500 ~ 550	8,842
35 ~ 40		917	180 ~ 200	550 ~ 600	9,235
40 ~ 45		1,048	200 ~ 220	600 ~ 650	9,628
45 ~ 50		1,179	220 ~ 240	650 ~ 700	10,021
50 ~ 60		1,310	240 ~ 260	700 ~ 750	10,414
60 ~ 70		1,572	260 ~ 280	750 ~ 800	10,807
70 ~ 80		1,834	280 ~ 300	800 ~ 850	11,200
80 ~ 90		2,096	300 ~ 320	850 ~ 900	11,593
90 ~ 100		2,358	320 ~ 340	900 ~ 950	11,986
100 ~ 110		2,620	340 ~ 360	950 ~ 1,000	12,379
110 ~ 120		2,882	360 ~ 380	1,000 ~	12,772

改正案

表 13-(1)①-6 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>3,144</u>	380	~ 400	<u>7,270</u>
5	~ 10	<u>131</u>	130	~ 140	<u>3,406</u>	400	~ 420	<u>7,532</u>
10	~ 15	<u>262</u>	140	~ 150	<u>3,668</u>	420	~ 440	<u>7,794</u>
15	~ 20	<u>393</u>	150	~ 160	<u>3,930</u>	440	~ 460	<u>8,056</u>
20	~ 25	<u>524</u>	160	~ 170	<u>4,192</u>	460	~ 480	<u>8,318</u>
25	~ 30	<u>655</u>	170	~ 175	<u>4,454</u>	480	~ 500	<u>8,580</u>
30	~ 35	<u>786</u>	175	~ 180	<u>4,585</u>	500	~ 550	<u>8,842</u>
35	~ 40	<u>917</u>	180	~ 200	<u>4,650</u>	550	~ 600	<u>9,235</u>
40	~ 45	<u>1,048</u>	200	~ 220	<u>4,912</u>	600	~ 650	<u>9,628</u>
45	~ 50	<u>1,179</u>	220	~ 240	<u>5,174</u>	650	~ 700	<u>10,021</u>
50	~ 60	<u>1,310</u>	240	~ 260	<u>5,436</u>	700	~ 750	<u>10,414</u>
60	~ 70	<u>1,572</u>	260	~ 280	<u>5,698</u>	750	~ 800	<u>10,807</u>
70	~ 80	<u>1,834</u>	280	~ 300	<u>5,960</u>	800	~ 850	<u>11,200</u>
80	~ 90	<u>2,096</u>	300	~ 320	<u>6,222</u>	850	~ 900	<u>11,593</u>
90	~ 100	<u>2,358</u>	320	~ 340	<u>6,484</u>	900	~ 950	<u>11,986</u>
100	~ 110	<u>2,620</u>	340	~ 360	<u>6,746</u>	950	~ 1,000	<u>12,379</u>
110	~ 120	<u>2,882</u>	360	~ 380	<u>7,008</u>	1,000	~	<u>12,772</u>

現行

表 13-(1)①-6 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>2,412</u>	380	~ 400	<u>5,577</u>
5	~ 10	<u>100</u>	130	~ 140	<u>2,613</u>	400	~ 420	<u>5,778</u>
10	~ 15	<u>201</u>	140	~ 150	<u>2,814</u>	420	~ 440	<u>5,979</u>
15	~ 20	<u>301</u>	150	~ 160	<u>3,015</u>	440	~ 460	<u>6,180</u>
20	~ 25	<u>402</u>	160	~ 170	<u>3,216</u>	460	~ 480	<u>6,381</u>
25	~ 30	<u>502</u>	170	~ 175	<u>3,417</u>	480	~ 500	<u>6,582</u>
30	~ 35	<u>603</u>	175	~ 180	<u>3,517</u>	500	~ 550	<u>6,783</u>
35	~ 40	<u>703</u>	180	~ 200	<u>3,567</u>	550	~ 600	<u>7,085</u>
40	~ 45	<u>804</u>	200	~ 220	<u>3,768</u>	600	~ 650	<u>7,386</u>
45	~ 50	<u>904</u>	220	~ 240	<u>3,969</u>	650	~ 700	<u>7,688</u>
50	~ 60	<u>1,005</u>	240	~ 260	<u>4,170</u>	700	~ 750	<u>7,989</u>
60	~ 70	<u>1,206</u>	260	~ 280	<u>4,371</u>	750	~ 800	<u>8,291</u>
70	~ 80	<u>1,407</u>	280	~ 300	<u>4,572</u>	800	~ 850	<u>8,592</u>
80	~ 90	<u>1,608</u>	300	~ 320	<u>4,773</u>	850	~ 900	<u>8,894</u>
90	~ 100	<u>1,809</u>	320	~ 340	<u>4,974</u>	900	~ 950	<u>9,195</u>
100	~ 110	<u>2,010</u>	340	~ 360	<u>5,175</u>	950	~ 1,000	<u>9,497</u>
110	~ 120	<u>2,211</u>	360	~ 380	<u>5,376</u>	1,000	~	<u>9,798</u>

改正案

表 13-(1)①-7 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表（耐火建築物）

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120 ~ 130	380 ~ 400	10,627
5 ~ 10		170	130 ~ 140	400 ~ 420	11,082
10 ~ 15		341	140 ~ 150	420 ~ 440	11,537
15 ~ 20		511	150 ~ 160	440 ~ 460	11,991
20 ~ 25		682	160 ~ 170	460 ~ 480	12,446
25 ~ 30		852	170 ~ 175	480 ~ 500	12,901
30 ~ 35		1,023	175 ~ 180	500 ~ 550	13,355
35 ~ 40		1,193	180 ~ 200	550 ~ 600	13,867
40 ~ 45		1,364	200 ~ 220	600 ~ 650	14,378
45 ~ 50		1,534	220 ~ 240	650 ~ 700	14,890
50 ~ 60		1,705	240 ~ 260	700 ~ 750	15,401
60 ~ 70		2,046	260 ~ 280	750 ~ 800	15,913
70 ~ 80		2,387	280 ~ 300	800 ~ 850	16,424
80 ~ 90		2,728	300 ~ 320	850 ~ 900	16,936
90 ~ 100		3,069	320 ~ 340	900 ~ 950	17,447
100 ~ 110		3,410	340 ~ 360	950 ~ 1,000	17,959
110 ~ 120		3,751	360 ~ 380	1,000 ~	18,470

現行

表 13-(1)①-7 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表（耐火建築物）

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120 ~ 130	380 ~ 400	8,165
5 ~ 10		131	130 ~ 140	400 ~ 420	8,515
10 ~ 15		262	140 ~ 150	420 ~ 440	8,864
15 ~ 20		393	150 ~ 160	440 ~ 460	9,213
20 ~ 25		524	160 ~ 170	460 ~ 480	9,563
25 ~ 30		655	170 ~ 175	480 ~ 500	9,912
30 ~ 35		786	175 ~ 180	500 ~ 550	10,261
35 ~ 40		917	180 ~ 200	550 ~ 600	10,654
40 ~ 45		1,048	200 ~ 220	600 ~ 650	11,047
45 ~ 50		1,179	220 ~ 240	650 ~ 700	11,440
50 ~ 60		1,310	240 ~ 260	700 ~ 750	11,833
60 ~ 70		1,572	260 ~ 280	750 ~ 800	12,226
70 ~ 80		1,834	280 ~ 300	800 ~ 850	12,619
80 ~ 90		2,096	300 ~ 320	850 ~ 900	13,012
90 ~ 100		2,358	320 ~ 340	900 ~ 950	13,405
100 ~ 110		2,620	340 ~ 360	950 ~ 1,000	13,798
110 ~ 120		2,882	360 ~ 380	1,000 ~	14,191

改正案

表 13-(1)①-8 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表（準耐火建築物）

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>3,144</u>	380	~ 400	<u>8,165</u>
5	~ 10	<u>131</u>	130	~ 140	<u>3,406</u>	400	~ 420	<u>8,515</u>
10	~ 15	<u>262</u>	140	~ 150	<u>3,668</u>	420	~ 440	<u>8,864</u>
15	~ 20	<u>393</u>	150	~ 160	<u>3,930</u>	440	~ 460	<u>9,213</u>
20	~ 25	<u>524</u>	160	~ 170	<u>4,192</u>	460	~ 480	<u>9,563</u>
25	~ 30	<u>655</u>	170	~ 175	<u>4,454</u>	480	~ 500	<u>9,912</u>
30	~ 35	<u>786</u>	175	~ 180	<u>4,585</u>	500	~ 550	<u>10,261</u>
35	~ 40	<u>917</u>	180	~ 200	<u>4,672</u>	550	~ 600	<u>10,654</u>
40	~ 45	<u>1,048</u>	200	~ 220	<u>5,021</u>	600	~ 650	<u>11,047</u>
45	~ 50	<u>1,179</u>	220	~ 240	<u>5,371</u>	650	~ 700	<u>11,440</u>
50	~ 60	<u>1,310</u>	240	~ 260	<u>5,720</u>	700	~ 750	<u>11,833</u>
60	~ 70	<u>1,572</u>	260	~ 280	<u>6,069</u>	750	~ 800	<u>12,226</u>
70	~ 80	<u>1,834</u>	280	~ 300	<u>6,419</u>	800	~ 850	<u>12,619</u>
80	~ 90	<u>2,096</u>	300	~ 320	<u>6,768</u>	850	~ 900	<u>13,012</u>
90	~ 100	<u>2,358</u>	320	~ 340	<u>7,117</u>	900	~ 950	<u>13,405</u>
100	~ 110	<u>2,620</u>	340	~ 360	<u>7,467</u>	950	~ 1,000	<u>13,798</u>
110	~ 120	<u>2,882</u>	360	~ 380	<u>7,816</u>	1,000	~	<u>14,191</u>

注 1) 対象床面積とは、3階まで（地階を除く。）の延べ面積をいう。

注 2) 対象建築物を数人共同して建築する場合には、対象床面積をこれらのもの（交付金の

現行

表 13-(1)①-8 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表（準耐火建築物）

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
	~5	0	120	~ 130	<u>2,412</u>	380	~ 400	<u>6,264</u>
5	~ 10	<u>100</u>	130	~ 140	<u>2,613</u>	400	~ 420	<u>6,532</u>
10	~ 15	<u>201</u>	140	~ 150	<u>2,814</u>	420	~ 440	<u>6,800</u>
15	~ 20	<u>301</u>	150	~ 160	<u>3,015</u>	440	~ 460	<u>7,068</u>
20	~ 25	<u>402</u>	160	~ 170	<u>3,216</u>	460	~ 480	<u>7,336</u>
25	~ 30	<u>502</u>	170	~ 175	<u>3,417</u>	480	~ 500	<u>7,604</u>
30	~ 35	<u>603</u>	175	~ 180	<u>3,517</u>	500	~ 550	<u>7,872</u>
35	~ 40	<u>703</u>	180	~ 200	<u>3,584</u>	550	~ 600	<u>8,174</u>
40	~ 45	<u>804</u>	200	~ 220	<u>3,852</u>	600	~ 650	<u>8,475</u>
45	~ 50	<u>904</u>	220	~ 240	<u>4,120</u>	650	~ 700	<u>8,777</u>
50	~ 60	<u>1,005</u>	240	~ 260	<u>4,388</u>	700	~ 750	<u>9,078</u>
60	~ 70	<u>1,206</u>	260	~ 280	<u>4,656</u>	750	~ 800	<u>9,380</u>
70	~ 80	<u>1,407</u>	280	~ 300	<u>4,924</u>	800	~ 850	<u>9,681</u>
80	~ 90	<u>1,608</u>	300	~ 320	<u>5,192</u>	850	~ 900	<u>9,983</u>
90	~ 100	<u>1,809</u>	320	~ 340	<u>5,460</u>	900	~ 950	<u>10,284</u>
100	~ 110	<u>2,010</u>	340	~ 360	<u>5,728</u>	950	~ 1,000	<u>10,586</u>
110	~ 120	<u>2,211</u>	360	~ 380	<u>5,996</u>	1,000	~	<u>10,887</u>

注 1) 対象床面積とは、3階まで（地階を除く。）の延べ面積をいう。

注 2) 対象建築物を数人共同して建築する場合には、対象床面積をこれらのもの（交付金の

改正案	現行
<p>交付を受けることができないものを除く。)の所有面積の割合に応じて按分して得られた面積(所有床面積を限度とする。)をそれぞれの対象床面積とする。</p> <p>イー１３－(１)③盛土緊急対策事業</p> <p>１. 交付対象事業</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、次の第１項及び第２項に定める事業をいう。</p> <p>１ 「盛土による災害防止のための総点検について(依頼)(令和３年８月１１日付け３農振第１２９５号・３林整治第７２２号・国総公第８０号・国都安第２９号・国都計６８号・国水砂第１６７号・環自国発第２１０８１１２号・環循規発第２１０８１１３号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知)」に基づき行った令和３年度実施の盛土による災害防止のための総点検(以下イー１３－(１)③関係部分において「総点検」という。)を踏まえて行う次の事業</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>交付を受けることができないものを除く。)の所有面積の割合に応じて按分して得られた面積(所有床面積を限度とする。)をそれぞれの対象床面積とする。</p> <p>イー１３－(１)③盛土緊急対策事業</p> <p>１. 交付対象事業</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、次の第１項及び第２項に定める事業をいう。</p> <p>１ 「盛土による災害防止のための総点検について(依頼)(令和３年８月１１日付け３農振第１２９５号・３林整治第７２２号・国総公第８０号・国都安第２９号・国都計６８号・国水砂第１６７号・環自国発第２１０８１１２号・環循規発第２１０８１１３号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知)」に基づき行った令和３年度実施の盛土による災害防止のための総点検(以下イー１３－(１)③関係部分において「総点検」という。)を踏まえて行う次の事業</p> <p>二 盛土の安全性把握調査等</p> <p><u>総点検を踏まえ、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土について行う次に掲げる事業をいう。</u></p> <p>イ 盛土の安全性把握調査</p> <p><u>盛土等の安全性を把握するために行う調査</u></p> <p>ロ 盛土の防災対策(応急対策)</p> <p><u>盛土に崩落のおそれがあるため、これを放置すると、盛土の崩落により、人家、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを一時的</u></p>

改正案	現行
<p>二 盛土の撤去事業 総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業</p> <p>三 盛土の崩落対策事業 総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業(ただし、盛土の撤去のみの事業は除く)</p> <p>2 (略)</p> <p>2. 施行地区</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 1. の第1項第1号及び第2号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。 一～三 (略)</p> <p>3 1. の第2項第1号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。 一・二 (略)</p> <p>4 1. の第2項第2号及び第3号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。 一～三 (略)</p>	<p><u>に回避するために行う防災対策</u></p> <p>二 盛土の撤去事業 総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業</p> <p>三 盛土の崩落対策事業 総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業(ただし、盛土の撤去のみの事業は除く)</p> <p>2 (略)</p> <p>2. 施行地区</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>1. の第1項第1号に掲げる事業は令和6年度までに実施するものとする。</u></p> <p>3 1. の第1項第2号及び第3号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。 一～三 (略)</p> <p>4 1. の第2項第1号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。 一・二 (略)</p> <p>5 1. の第2項第2号及び第3号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。 一～三 (略)</p>

改正案	現行
3. (略)	3. (略)
イー13-(2) 市街地再開発事業等	イー13-(2) 市街地再開発事業等
1. (略)	1. (略)
2. 定義	2. 定義
市街地再開発事業等とは次の(1)から(4)までに定める事業をいう。その他イー13-(2) 関係部分における用語の定義は、次の(5)から(60)までに定めるところによる。	市街地再開発事業等とは次の(1)から(4)までに定める事業をいう。その他イー13-(2) 関係部分における用語の定義は、次の(5)から(42)までに定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 住宅街区整備事業	(2) 住宅街区整備事業
(3) ~ (7) (略)	(3) ~ (4) (略)
<u>(8) 住宅街区準備組織</u>	<u>(新設)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(8) タウン・マネジメント・センター</u> <u>＝</u>
<u>(9)</u> (略)	(9) (略)
(略)	(略)

改正案		現行	
<u>(10) 再開発会社等</u>	<u>再開発会社、事業会社又は土地 区画整理法第3条第3項に規定す る要件のすべてに該当する株式会 社をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(11) タウン・マネジメント・センタ 二</u>	<u>市街地再開発事業の準備段階か ら施設建築物完成後の管理・運営 に至るまでを一貫して行う第3セ クターをいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(12) まちづくりNPO</u>	<u>まちづくりの推進を図る活動を 行うことを目的として設立された 特定非営利活動促進法第2条第2 項の特定非営利活動法人であっ て、街区の存する市町村内に居住 する者、事業を営む者又は土地、 建物等を所有する者の合計が社員 総数の過半数であるものをいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(13) まちづくり協議会</u>	<u>まちづくりNPO又はまちづく り公益法人に準ずるものとして地 方公共団体の条例で定める団体を いう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(14) 保留床管理法人</u>	<u>次のイからハまでのいずれかに 該当する者が資本金、基本金その 他これらに準ずるものの2分の1 (市街地再開発事業の施行者が地 方公共団体である場合には、4分</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正案		現行	
	<p><u>の1) を超えて出資している法人をいう。ただし、個人施行者又は次のロ若しくはハに該当する者が出資している法人にあつては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1を超えて出資していることをもって足りる。)</u>が、都市計画決定された市街地再開発事業を含む地区再生計画の区域又は都市再生緊急整備地域内で行うものであること。</p> <p>イ 市街地再開発事業の施行者 ロ 市街地再開発組合の組合員 ハ 株式会社である再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）</p>		
(15) 公的住宅	(略)	(10) 公的住宅	(略)
(16) 公益的施設	(略)	(11) 公益的施設	(略)

改正案		現行	
<p>(17) 社会福祉施設等</p>	<p>次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法又は<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>に定める施設又は事業の用に供する施設</p> <p>ロ 学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設</p> <p>ハ <u>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律</u>に定める特定民間施設</p>	<p>(12) 社会福祉施設等</p>	<p>次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ 社会福祉法 (<u>昭和26年法律第45号</u>)、生活保護法、児童福祉法 (<u>昭和22年法律第164号</u>)、<u>母子及び寡婦福祉法</u> (<u>昭和39年法律第129号</u>)、老人福祉法 (<u>昭和38年法律第133号</u>)、身体障害者福祉法 (<u>昭和24年法律第283号</u>)、知的障害者福祉法 (<u>昭和35年法律第37号</u>)、母子保健法 (<u>昭和40年法律第141号</u>) 又は<u>老人保健法</u> (<u>昭和57年法律第80号</u>) に定める施設又は事業の用に供する施設</p> <p>ロ 学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設</p> <p>ハ <u>民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律</u> (<u>平成元年法律第64号</u>) に定める特定民</p>

改正案		現行	
	ニ 介護保険法に定める介護 保険施設 ホ 医療法に定める医療提供 施設 ヘ 子育て支援に資する施設 のうち、乳幼児一時預かり 施設及びこども送迎センタ ー		間施設 ニ 介護保険法（平成9年法 律第123号）に定める介 護保険施設 ホ 医療法（昭和23年法律 第205号）に定める医療 提供施設 ヘ 子育て支援に資する施設 のうち、乳幼児一時預か り施設及びこども送迎セ ンター
(18) 産業振興支援施設	(略)	(13) 産業振興支援施設	(略)
(19) 商業基盤施設等	中小小売商業振興法第4条に規定する高度化事業計画に位置づけられた共同店舗等及び店舗等をいう。	(14) 商業基盤施設等	中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条に規定する高度化事業計画に位置づけられた共同店舗等及び店舗等をいう。
(20) 子育て支援に資する施設	(略)	(15) 子育て支援に資する施設	(略)
(21) 社会教育施設	社会教育法第5章に規定する公民館、図書館法第2条第1項に規定する図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館をいう。	(16) 社会教育施設	社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章に規定する公民館、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館及び博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館をいう。

改正案		現行	
(22) 基本計画	(略)	(17) 基本計画	(略)
(23) 基本計画作成区域	(略)	(18) 基本計画作成区域	(略)
(24) 大都市地域	<u>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第2条第1号に規定する大都市地域をいう。</u>	(19) 大都市地域	<u>大都市法第2条第1号に規定する大都市地域をいう。</u>
(25) 拠点地区	<u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（以下「地方拠点都市法」という。）第2条第2項に規定する拠点地区をいう。</u>	(新設)	(新設)
(26) 住宅型プロジェクト	(略)	(20) 住宅型プロジェクト	(略)
(27) 地域活性化プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ 拠点地区内において行われるもの ロ (略) ハ 市町村が作成する立地適正化計画に定められた都市	(21) 地域活性化プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ <u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号。以下「地方拠点都市法」という。）第2条第2項に規定する拠点地区内において行われるもの。</u> ロ (略) ハ 市町村が作成する <u>都市再生法第81条第1項に規定す</u>

改正案		現行	
	機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内において行われるもの		<u>る立地適正化計画（以下、「立地適正化計画」という。）に定められた同条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内において行われるもの</u>
(28) 福祉空間形成型プロジェクト	<p>市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ (17) イからホに掲げる施設の施設建築物（防災街区整備事業にあつては防災施設建築物）への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置付けられており、かつ、(17) イからホに掲げる施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面</p>	(22) 福祉空間形成型プロジェクト	<p>市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ (12) イからホに掲げる施設の施設建築物（防災街区整備事業にあつては防災施設建築物）への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置付けられており、かつ、(12) イからホに掲げる施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル</p>

改正案		現行	
	<p>積の1/10以上又は1,000平方メートル以上であるものをいう。</p> <p>ロ 以下の要件をすべて満たす事業をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内であること 2. (17)へに掲げる施設の施設建築物への導入が市町村こども計画(同計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。)に位置付けられていること(ただし、市街地再開発事業等で整備する子育て支援に資する施設の規模が定量的に需要を充足するものであり、かつ、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分である場合に限る。) 3. (17)へに掲げる施設及び子育て世代活動支援センターの延べ面積の合計 		<p>ル以上であるものをいう。</p> <p>ロ 以下の要件をすべて満たす事業をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内であること 2. (12)へに掲げる施設の施設建築物への導入が市町村こども計画(同計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。)に位置付けられていること(ただし、市街地再開発事業等で整備する子育て支援に資する施設の規模が定量的に需要を充足するものであり、かつ、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分である場合に限る。) 3. (12)へに掲げる施設及び子育て世代活動支援センターの延べ面積の合計

改正案		現行	
	<p>が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル以上であること</p> <p>4. ～6. (略)</p>		<p>が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル以上であること</p> <p>4. ～6. (略)</p>
(29) 防災活動拠点型プロジェクト	<p>市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 防災再開発促進地区において実施され、市街地の防災機能の確保に資するもの</p> <p>ロ 災害対策基本法第40条又は第42条に基づく地域防災計画において防災拠点として位置付けられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの</p> <p>1. 大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化地</p>	(23) 防災活動拠点型プロジェクト	<p>市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ <u>密集市街地整備法第3条第1項に基づく</u>防災再開発促進地区において実施され、市街地の防災機能の確保に資するもの</p> <p>ロ 災害対策基本法第40条又は第42条に基づく地域防災計画において防災拠点として位置付けられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの</p> <p>1. 大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化</p>

改正案		現行	
	<p>域</p> <p>2. 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域</p>		<p>地域</p> <p>2. 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域</p>
(30) 災害復興市街地再開発事業	(略)	(24) 災害復興市街地再開発事業	(略)
<u>(31) 地域防災計画</u>	<u>災害対策基本法第40条又は第42条に基づく地域防災計画をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(25) 都市・地域再生緊急促進事業</u>	<u>建築工事費の高騰により、事業が停滞している一定の要件を満たす市街地再開発事業又は防災街区整備事業について国が緊急に上乗せ助成を行う事業をいう。</u>
(32) 地区再生計画	(略)	(26) 地区再生計画	(略)
(33) 街区整備計画	地区再生計画の全部又は一部の区域(以下 <u>イ-13-(2) 関係部分において「街区」という。</u>)において、街区の整備方針等を定めた計画をいう。	(27) 街区整備計画	地区再生計画の全部又は一部の区域(以下「街区」という。)において、街区の整備方針等を定めた計画をいう。
<u>(34) 歴史的建築物等</u>	<u>都市のランドマーク等として都市景観上重要であり、その活用が都市の再開発の効果を増進することが見込まれる建築物等をい</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正案		現行	
(35) 歴史的建築物等活用型再開発計画	<p><u>う。</u></p> <p>歴史的建築物等活用型再開発計画とは、歴史的建築物等を活用しつつ市街地の一体的な整備を図る市街地再開発事業に係る計画として市町村が定めるものであり、次に掲げるものを定めたものをいう。</p> <p>イ 地区の名称、位置、区域及び面積</p> <p>ロ 地区の整備に関する方針</p> <p>ハ 歴史的建築物等の概要</p> <p>ニ 施設建築物の形態、意匠等に関する計画</p> <p>ホ その他必要な事項</p>	(28) 歴史的建築物等活用型再開発計画	<p>歴史的建築物等活用型再開発計画とは、歴史的建築物等を活用しつつ市街地の一体的な整備を図る市街地再開発事業に係る計画として市町村が定めるものをいう。</p> <p><u>ここで、歴史的建築物等とは、都市のランドマーク等として都市景観上重要であり、その活用が都市の再開発の効果を増進することが見込まれる建築物等をいう。</u></p>
(36) 歴史的建築物等活用型再開発事業	<p><u>次の要件に該当し、社会資本総合整備計画に掲載された</u>歴史的建築物等活用型再開発計画に基づいて実施される市街地再開発事業をいう。</p> <p>イ <u>施行地区内に良好な市街地の景観の形成に資する歴史的建築物等があること</u></p> <p>ロ <u>歴史的建築物等と一体的整備を行うことにより適正な</u></p>	(29) 歴史的建築物等活用型再開発事業	<p>歴史的建築物等活用型再開発計画に基づいて実施される市街地再開発事業をいう。</p>

改正案		現行	
	<u>街区形成が期待される地区であること</u>		
(37) 立地適正化計画	都市再生法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画（ただし、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定めた計画に限る。）をいう。	(30) 立地適正化計画	都市再生法第 8 1 条第 1 項に規定する立地適正化計画（ただし、 <u>同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域（以下イ－13－（2）関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域（以下イ－13－（2）関係部分において「都市機能誘導区域」という。）</u> を定めた計画に限る。）をいう。
<u>(38) 居住誘導区域</u>	<u>都市再生法第 81 条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(39) 都市機能誘導区域</u>	<u>都市再生法第 81 条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(40) 中心拠点区域	次の全ての要件を満たす区域をいう。 イ 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれる	(31) 中心拠点区域	次の全ての要件を満たす区域をいう。 ① 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれる

改正案		現行	
	<p>と見込まれる区域を含む。)</p> <p>ただし、市町村の区域内に上記の人口集中地区がない場合であって、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が10%未満である場合は、この限りではない。</p> <p>□ 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内</p> <p>ただし、市町村の区域内に上記の鉄道駅・地下鉄駅又はバス・軌道の停留所・停車場がない場合であって、都市機能誘導区域面積割合が10%未満である場合は、鉄道・地下鉄駅（ピー</p>		<p>と見込まれる区域を含む。)</p> <p>ただし、市町村の区域内に上記の人口集中地区がない場合であって、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が10%未満である場合は、この限りではない。</p> <p>② 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内</p> <p>ただし、市町村の区域内に上記の鉄道駅・地下鉄駅又はバス・軌道の停留所・停車場がない場合であって、都市機能誘導区域面積割合が10%未満である場合は、鉄道・地下鉄駅（ピー</p>

改正案		現行	
	<p>ク時間運行本数が片道で1時間当たり2本以上あるものに限る。)から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり2本以上あるものに限る。)から半径500mの範囲内。</p> <p>ハ 公共用地率15%以上の地域内(今後、公共用地率が15%以上となることが確実である地域を含む。)</p>		<p>ク時間運行本数が片道で1時間当たり2本以上あるものに限る。)から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり2本以上あるものに限る。)から半径500mの範囲内。</p> <p>③ 公共用地率15%以上の地域内(今後、公共用地率が15%以上となることが確実である地域を含む。)</p>
<u>(41) 都市機能誘導促進区域</u>	<u>都市機能誘導区域のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき区域をいう。ただし、三大都市圏域の政令市及び特別区の区域を除く。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(42) 三大都市圏域</u>	<p>次に該当する区域等をいう。</p> <p>イ <u>首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯</u></p> <p>ロ <u>近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域</u></p>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正案		現行	
	<u>ハ 中部圏開発整備法に定められた都市整備区域</u>		
<u>(43) 指定道路</u>	<u>都市機能誘導促進区域内の道路のうち、地域のシンボルロード等重点的に街並みの形成や歩行者の回遊性の確保を図るものの区間をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(44) 重点密集市街地等</u>	<p>次のいずれかに該当する区域等をいう。</p> <p>イ 住生活基本計画（全国計画）（<u>令和3年3月19日</u>閣議決定）に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」（以下イ-13-（2）関係部分において「地震時等に著しく危険な密集市街地」という。）及びこれに含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内</p> <p>ロ 防災再開発促進地区及びこれに含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内</p>	<u>(32) 重点密集市街地等</u>	<p>次のいずれかに該当する区域等をいう。</p> <p>イ 住生活基本計画（全国計画）（<u>平成28年3月18日</u>閣議決定）に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」（以下イ-13-（2）関係部分において「地震時等に著しく危険な密集市街地」という。）及びこれに含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内</p> <p>ロ <u>密集市街地整備法第3条の規定に基づく</u>防災再開発促進地区（<u>以下イ-13-（2）関係部分において「防災再開発促進地区」という。</u>）及びこれに含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内</p>

改正案		現行	
<u>(45) 防災再開発促進地区</u>	<u>密集市街地整備法第3条第1項第1号の規定に基づく防災再開発促進地区をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(46) 防災街区整備地区計画</u>	<u>密集市街地整備法第32条第1項の規定に基づき定められた防災街区整備地区計画をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(47) 都市再生緊急整備地域等</u>	次のいずれかに該当する区域等をいう。 イ 都市再生緊急整備地域 ロ <u>2号・2項地区</u>	<u>(33) 都市再生緊急整備地域等</u>	次のいずれかに該当する区域等をいう。 イ <u>都市再生法第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域</u> ロ <u>都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項に基づく「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」</u>
<u>(48) 都市再生緊急整備地域</u>	<u>都市再生法第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(49) 特定都市再生緊急整備地域</u>	<u>都市再生法第2条第5項の規定に基づく特定都市再生緊急整備地域をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(50) 2号・2項地区</u>	<u>都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項に基づく「特に一体的かつ総合的に市街地の再開</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正案		現行	
	<u>発を促進すべき相当規模の地区」をいう。</u>		
<u>(51) 初動期支援業務</u>	<u>市街地再開発事業等の市街地整備事業の実施にあたり、事業初動期に必要な検討等の業務をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(52) 計画コーディネート業務</u>	<u>まちづくりに資する住民調整等及び計画立案・調整に係る業務をいう。</u>	<u>(34) コーディネート業務</u>	<u>次の各号に掲げる業務をいう。</u> <u>(1) 計画コーディネート業務</u> ① <u>まちづくり活動支援</u> <u>まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓蒙、人材育成、住民の意見の調整</u> ② <u>計画立案・調整</u> <u>土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討、関係機関等との調整</u> <u>(2) 事業コーディネート業務</u> ① <u>施設詳細設計・計画に関する調整</u> ② <u>保留床価格設定に関する調整</u>

改正案		現行	
(53) 認定再開発事業等	(略)	(35) 認定再開発事業等	(略)
(54) 都市機能増進施設	(略)	(36) 都市機能増進施設	(略)
(55) 誘導施設	(略)	(37) 誘導施設	(略)
(56) まちなかウォークアブル区域	(略)	(38) まちなかウォークアブル区域	(略)
(57) 防災指針	(略)	(39) 防災指針	(略)
(58) 省エネ基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。	(40) 省エネ基準	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
(59) ZEH水準	(略)	(41) ZEH水準	(略)
(60) ZEB水準	(略)	(42) ZEB水準	(略)
<u>(削除)</u>		3. 地区再生計画 <u>1 市町村は、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1Kmの範囲内若しくはバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内、重点密集市街地等又は都市再生緊急整備地域等における次の各号に掲げるすべての条件に該当する整備地区について、地区再生計画を策定することができる。ただし、特に必要があると認められるときは、都道府県が地区再生計画を策定することができる。</u> <u>(1) 地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の再生を図る必要があると認められる地区であること。</u> <u>(2) 都市計画道路等重要な公共施設の整備が必要な地区を含む地</u>	

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>区であること。</u></p> <p><u>(3) 一体的な計画に基づき市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区であること。</u></p> <p><u>2 地区再生計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 整備地区の名称、位置、区域及び面積</u></p> <p><u>(2) 整備地区の整備の基本方針</u></p> <p><u>(3) 整備地区の土地利用に関する方針</u></p> <p><u>(4) 主要な公共施設の整備に関する事項</u></p> <p><u>(5) その他必要な事項</u></p> <p><u>3 地方公共団体は、地区再生計画を策定しようとするときは、あらかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。</u></p> <p><u>4 地区再生計画に基づいて市街地再開発事業又はコーディネート業務を実施しようとするときは、地方公共団体は、当該地区再生計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。</u></p> <p><u>4. 街区整備計画</u></p> <p><u>1 市町村は、街区について街区整備計画を策定することができる。ただし、特に必要があると認めるときは、都道府県が街区整備計画を策定することができる。</u></p> <p><u>2 次のいずれかに該当する者は、街区整備計画の案を作成することができる。</u></p> <p><u>(1) 再開発準備組織</u></p> <p><u>(2) 再開発会社等</u></p>

改正案	現行
	<p><u>(3) まちづくりNPO（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、街区の存する市町村内に居住する者、事業を営む者又は土地、建物等を所有する者の合計が社員総数の過半数であるものをいう。以下イー13-（2）関係部分において同じ。）</u></p> <p><u>(4) まちづくり公益法人（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(5) まちづくり協議会（(3)又は(4)に準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体をいう。以下イー13-（2）関係部分において同じ。）</u></p> <p><u>3 街区整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 街区の位置、区域及び面積</u></p> <p><u>(2) 街区の整備方針</u></p> <p><u>(3) 建築物及び建築敷地、公開空地等、住宅等並びに公共施設の整備計画の概要</u></p> <p><u>(4) 前号の整備計画に従って行われる主要な事業の概要</u></p> <p><u>(5) その他必要な事項</u></p> <p><u>4 再開発準備組織、再開発会社等、まちづくりNPO、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会は、街区整備計画の案を作成したときは、市町村と協議をするものとする。</u></p> <p><u>5 市町村は、前項の規定による協議について異存がないと判断したときは、すみやかに当該街区整備計画の案に即して街区整備計</u></p>

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>3. 交付対象要件 本事業の交付の対象とする事業の要件は、以下に掲げるものとする。</p>	<p><u>画を策定するものとする。</u></p> <p><u>6 地方公共団体は、街区整備計画を策定しようとするときは、あらかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。</u></p> <p><u>7 街区整備計画に定めた施設等の整備を実施しようとするときは、地方公共団体は、当該街区整備計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。</u></p> <p>5. 歴史的建築物等活用型再開発計画</p> <p><u>1 次に掲げる条件に該当する市街地再開発事業を実施するときには、市町村は、歴史的建築物等活用型再開発計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。</u></p> <p><u>①施行地区内に、良好な市街地の景観の形成に資する歴史的建築物等があること。</u></p> <p><u>②歴史的建築物等と一体的整備を行うことにより適正な街区形成が期待される地区であること。</u></p> <p><u>2 歴史的建築物等活用型再開発計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>①地区の名称、位置、区域及び面積</u></p> <p><u>②地区の整備に関する方針</u></p> <p><u>③歴史的建築物等の概要</u></p> <p><u>④施設建築物の形態、意匠等に関する計画</u></p> <p><u>⑤その他必要な事項</u></p> <p>6. 交付対象要件 本事業の交付の対象とする事業の要件は、以下に掲げるものとする。</p>

改正案	現行
<p>I. 市街地再開発事業</p> <p>第一種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。）にあつては、次の1から<u>4</u>まで及び<u>7</u>から<u>11</u>までを満たすもの、第二種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業をいう。）にあつては、次の1、2、4、<u>5</u>及び<u>7</u>から<u>11</u>までを満たすものであること。</p> <p>1 既に都市計画の決定がなされた地区又は交付金の交付される年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。</p> <p>2 次のイ<u>又はロ</u>に該当する事業等法律により国の関与が政策上位置づけられる事業であること。</p> <p>イ <u>次の(1)及び(2)に該当すること</u></p> <p><u>(1) 2号・2項地区として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの</u></p> <p><u>(2) 次の各号のいずれかに該当すること</u></p> <p><u>(a) 都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内において行われるもの</u></p> <p><u>(b) 特定都市再生緊急整備地域内において行われるもの</u></p> <p><u>(c) 防災再開発促進地区として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの</u></p> <p>ロ <u>被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地</u></p>	<p>I. 市街地再開発事業</p> <p>第一種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。）にあつては、次の1から<u>3</u>まで及び<u>6</u>から<u>9</u>までを満たすもの、第二種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業をいう。）にあつては、次の1、2、4及び<u>6</u>から<u>9</u>までを満たすものであること。</p> <p>1 既に都市計画の決定がなされた地区又は交付金の交付される年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの</p> <p>2 次のイから<u>トまで</u>に該当する事業等法律により国の関与が政策上位置づけられる事業であること。</p> <p>イ <u>都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの</u></p> <p>ロ <u>地方拠点都市法第2条第2項に規定する拠点地区において実</u></p>

改正案	現行
<p><u>域において行われるもの</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>施されるもの</u></p> <p><u>ハ 平成 17 年度までに定められた、住生活基本法附則第 8 条の規定による改正前の大都市法第 3 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図る地域」において行われる住宅供給を含むもの</u></p> <p><u>ニ 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの</u></p> <p><u>ホ 密集市街地整備法第 3 条の規定に基づき定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で行われるもの</u></p> <p><u>ヘ 都市再生法第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊急整備地域内において行われるもの</u></p> <p><u>ト 都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 1 Km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500 m の範囲内において行われるもの</u></p>
<p>3 (略)</p> <p>イ 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 拠点地区内、地区再生計画の区域内（大都市地域におけるものを除く。）又はイー 16 - (3) に規定する市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）において行われるもの</p> <p>(2) 社会福祉施設等の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面積</p>	<p>3 (略)</p> <p>イ 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) <u>地方拠点都市法第 2 条第 2 項に規定する</u>拠点地区内、地区再生計画の区域内（大都市地域におけるものを除く。）又はイー 16 - (3) に規定する市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）において行われるもの</p> <p>(2) 社会福祉施設等の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面積</p>

改正案	現行
<p>の1/10以上であるもの</p> <p>(3) 地域防災計画において防災拠点として位置づけられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの</p> <p><u>(a)</u> 大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化地域</p> <p><u>(b)</u> 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>□ 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>(a) 災害復興市街地再開発事業として実施されるもの</p> <p>(b) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画の区域若しくはi)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等の基準に該当するもの(これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。)として地方公共団体が定めた区域において実施されるもの</p> <p>i)～iii) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>ハ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、誘導</p>	<p>積の1/10以上であるもの</p> <p>(3) <u>災害対策基本法第40条又は第42条に基づく</u>地域防災計画において防災拠点として位置づけられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの</p> <p><u>①</u> 大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化地域</p> <p><u>②</u> 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>□ 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>(a) 災害復興市街地再開発事業として実施されるもの</p> <p>(b) <u>密集市街地整備法第3条第1項の規定に基づき定められた</u>防災再開発促進地区の区域、<u>密集市街地整備法第32条第1項の規定に基づき定められた</u>防災街区整備地区計画の区域若しくはi)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等の基準に該当するもの(これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。)として地方公共団体が定めた区域において実施されるもの</p> <p>i)～iii) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>ハ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、誘導</p>

改正案	現行
<p>施設を整備する事業として立地適正化計画に位置付けられるもの（ただし、三大都市圏域の政令市及び特別区において実施される事業を除く。）</p> <p>4 第二種市街地再開発事業にあつては施行区域が 10,000 m²以上であること。ただし、次に掲げるイ及びロを満たす場合にあつては 5,000 m²以上、イからハまでを満たす場合にあつては 2,000 m²以上であること。</p> <p>イ 都市再開発法第 3 条の 2 第 2 号イに該当するもの</p> <p>ロ 防災街区整備地区計画の区域内で行われるもの</p> <p>ハ 防災再開発促進地区の区域内で行われるもの</p> <p><u>5 次のイからニまでを満たす、事業マネジメントを徹底した事業であること。</u></p> <p><u>イ 工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること</u></p> <p><u>ロ 工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること</u></p> <p><u>ハ 事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること</u></p> <p><u>ニ 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること</u></p>	<p>施設を整備する事業として立地適正化計画に位置付けられるもの（ただし、三大都市圏域（<u>首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。</u>）の政令市及び特別区において実施される事業を除く。）</p> <p>4 第二種市街地再開発事業にあつては施行区域が 10,000 m²以上であること。ただし、次に掲げるイ及びロを満たす場合にあつては 5,000 m²以上、イからハまでを満たす場合にあつては 2,000 m²以上であること。</p> <p>イ 都市再開発法第 3 条の 2 第 2 号イに該当するもの</p> <p>ロ <u>密集市街地整備法第 32 条の規定による</u>防災街区整備地区計画の区域内で行われるもの</p> <p>ハ <u>密集市街地整備法第 3 条の規定に基づき定められた</u>防災再開発促進地区の区域内で行われるもの</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>6</u> 防災性能強化 東京都江東区の防災拠点の建設を目的とする市街地再開発事業。</p> <p><u>7</u> 人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー 1 2 - (1) の 2. の第 2 項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。</p> <p><u>8</u> 認可を受けた事業計画（変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）がインターネットの利用により公表されるものであること。</p> <p><u>9</u> <u>供給される住宅が予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）の取得により適切な維持管理に配慮されているものであること。</u></p> <p><u>10</u> 施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。 イ～ホ （略）</p> <p><u>11</u> 建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものであること。 イ～ニ （略） II （略）</p>	<p><u>5</u> 防災性能強化 東京都江東区の防災拠点の建設を目的とする市街地再開発事業</p> <p><u>6</u> 人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー 1 2 - (1) の 2. の第 2 項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。</p> <p><u>7</u> 認可を受けた事業計画（変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）がインターネットの利用により公表されるものであること。 <u>（新設）</u></p> <p><u>8</u> 施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。 イ～ホ （略）</p> <p><u>9</u> 建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものであること。 イ～ニ （略） II （略）</p>

改正案	現行
<p>Ⅲ 防災街区整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施行区域が原則として1,000㎡以上であること。</p> <p><u>3 次のイからニまでを満たす、事業マネジメントを徹底した事業であること。</u></p> <p><u>イ 工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること</u></p> <p><u>ロ 工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること</u></p> <p><u>ハ 事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること</u></p> <p><u>ニ 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること</u></p> <p>4 人口20万人以上の地方公共団体が施行する防災街区整備事業において概算事業費10億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー12-(1)の2.の第2項に規定するPPP/PFI手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。</p> <p>5 防災施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>6 建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象とな</p>	<p>Ⅲ 防災街区整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施行区域が原則として1,000㎡以上であること。 <u>(新設)</u></p> <p>3 人口20万人以上の地方公共団体が施行する防災街区整備事業において概算事業費10億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー12-(1)の2.の第2項に規定するPPP/PFI手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。</p> <p>4 防災施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>5 建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象とな</p>

改正案	現行
<p>るものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものであること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>IV 都市再開発支援事業</p> <p><u>1 初動期支援業務</u></p> <p><u>イ 地区再生計画及び街区整備計画等の策定</u></p> <p><u>次に掲げる市街地再開発事業等の市街地整備に係る計画策定を行うものであること</u></p> <p><u>(1) 地区再生計画</u></p> <p><u>市町村（特に必要があると認められるときは都道府県）が策定する地区再生計画で、以下の全ての要件に該当するもの</u></p> <p><u>(a) 次のいずれかの地域内で行われること</u></p> <p><u>i) 鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1Kmの範囲内若しくはバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内</u></p> <p><u>ii) 重点密集市街地等</u></p> <p><u>iii) 都市再生緊急整備地域等</u></p> <p><u>(b) 地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の再生を図る必要があると認められる地区であること</u></p> <p><u>(c) 都市計画道路等重要な公共施設の整備が必要な地区を含む地区であること</u></p> <p><u>(d) 一体的な計画に基づき市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区であること</u></p>	<p>るものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものであること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>IV 都市再開発支援事業</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>(e) 地区再生計画は、次に掲げる事項を定めたものであること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>i) 整備地区の名称、位置、区域及び面積</u> <u>ii) 整備地区の整備の基本方針</u> <u>iii) 整備地区の土地利用に関する方針</u> <u>iv) 主要な公共施設の整備に関する事項</u> <u>v) その他必要な事項</u> <p><u>(f) 地区再生計画は、あらかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議したものであること</u></p> <p><u>(g) 地区再生計画に基づいて市街地再開発事業又は計画コーディネート業務を実施する場合、地方公共団体は、当該地区再生計画を社会資本総合整備計画に記載すること</u></p> <p><u>(2) 街区整備計画</u></p> <p><u>(a) 市町村（特に必要があると認められるときは都道府県）が地区再生計画の全部又は一部の区域（以下、この項において「街区」という）において策定する街区整備計画であること</u></p> <p><u>(b) 街区整備計画には、次に掲げる事項を定めるものであること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>i) 街区の位置、区域及び面積</u> <u>ii) 街区の整備方針</u> <u>iii) 建築物及び建築敷地、公開空地等、住宅等並びに公共施設の整備計画の概要</u> <u>iv) iii)に従って行われる主要な事業の概要</u> <u>v) その他必要な事項</u> 	

改正案	現行
<p>(c) <u>街区整備計画の案は、次のいずれかに該当する者が作成するものであること</u></p> <p>i) <u>再開発準備組織</u></p> <p>ii) <u>再開発会社等</u></p> <p>iii) <u>まちづくりNPO</u></p> <p>iv) <u>まちづくり公益法人（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>v) <u>まちづくり協議会</u></p> <p>(d) <u>再開発準備組織、再開発会社等、まちづくりNPO、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会は、街区整備計画の案を作成したときは、市町村と協議をすること</u></p> <p>(e) <u>市町村は、(d)規定による協議について異存がないと判断したときは、すみやかに当該街区整備計画の案に即して街区整備計画を策定すること</u></p> <p>(f) <u>地方公共団体は、街区整備計画を策定しようとするときは、あらかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議を行うこと</u></p> <p>(g) <u>街区整備計画に定めた施設等の整備を実施しようとするときは、地方公共団体は、当該街区整備計画を社会資本総合整備計画に記載すること</u></p> <p>ロ <u>調査検討・調整業務</u></p> <p><u>市街地再開発事業等の市街地整備の実施に伴い行われる調査及び資料作成等、エリア価値向上に資する検討及び権利調整等であり、次に掲げる要件を満たすものであること</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(1) 次のいずれかの地域内で行われること</u></p> <p>(a) <u>市街地再開発事業等の施行区域（予定を含む）</u></p> <p>(b) <u>都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1 Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内</u></p> <p>(c) <u>重点密集市街地等</u></p> <p>(d) <u>都市再生緊急整備地域等</u></p> <p>(e) <u>被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域</u></p> <p><u>(2) 次のいずれかに該当する者であること</u></p> <p>(a) <u>地方公共団体</u></p> <p>(b) <u>市街地再開発事業等施行者</u></p> <p>(c) <u>再開発準備組織</u></p> <p>(d) <u>再開発会社等</u></p> <p>(e) <u>タウン・マネジメント・センター</u></p> <p>(f) <u>都市再生推進法人</u></p> <p>(g) <u>保留床管理人</u></p> <p><u>2 計画コーディネート業務</u></p> <p><u>イ 次のいずれかの区域等で行われること</u></p> <p>(1) <u>地区再生計画の区域（ただし、5 ha 以上のものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>都市再生緊急整備地域内</u></p> <p><u>ロ 次のいずれかに該当する者であること</u></p> <p>(1) <u>地方公共団体</u></p> <p>(2) <u>再開発準備組織</u></p>	<p><u>1 計画コーディネート業務</u></p> <p><u>次のいずれかに該当する者が、地区再生計画の区域（5 ha 以上のものに限る。）又は都市再生法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域内で行うものであること。</u></p> <p>(1) <u>地方公共団体</u></p> <p>(2) <u>再開発準備組織（市街地再開発事業、防災街区整備事業及び</u></p>

改正案	現行
<p>(3) 再開発会社等</p> <p>(4) タウン・マネジメント・センター</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>土地区画整理事業の施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加しているものをいう。以下イー13-(2)関係部分において同じ。)</u></p> <p>(3) 再開発会社等 <u>(都市再開発法第2条の2第3項に規定する要件のすべてに該当する株式会社、又は密集市街地整備法第119条第3項に規定する要件のすべてに該当する株式会社又は土地区画整理法第3条第3項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(4) タウン・マネジメント・センター <u>(市街地再開発事業、防災街区整備事業及び土地区画整理事業の準備段階から施設建築物完成後の管理・運営に至るまでを一貫して行う第3セクターをいう。以下同じ。)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p><u>2 事業コーディネート業務</u></p> <p><u>床面積が1,000㎡以上の保留床を賃貸運営しようとする保留床管理法人(次の①から③までのいずれかに該当する者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1(市街地再開発事業の施行者が地方公共団体である場合には、4分の1)を超えて出資している法人をいう。ただし、個人施行者又は次の②若しくは③に該当する者が出資している法人にあっては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1を超えて出資していることをもって足りる。以下イー13-(2)関係部分において同じ。)が、都市計画決定された市街地再開発事業を含む地区再生計画の区域又は都市再生緊急整備地域内で行うものであること。</u></p>

改正案	現行
<p>3 認定再開発事業等 以下の要件を満たすものであること。</p> <p><u>イ</u> 立地適正化計画に以下が定められていること</p> <p><u>(1)</u> 都市機能誘導促進区域</p> <p><u>(2)</u> 指定道路</p> <p><u>(3)</u> 都市機能増進施設の整備を含む老朽建築物の建替事業に対する市町村の支援措置に関する事項</p> <p><u>ロ</u> 以下の要件を満たす認定再開発事業等であること</p> <p><u>(1)</u> 事業区域が、中心拠点区域内かつ都市機能誘導促進区域内（<u>ただし</u>、誘導施設の整備に関する事業が実施され、又は</p>	<p><u>① 市街地再開発事業の施行者</u></p> <p><u>② 市街地再開発組合の組合員</u></p> <p><u>③ 株式会社である再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）</u></p> <p>3 認定再開発事業等 以下の要件を満たすものであること。</p> <p><u>(1)</u> 立地適正化計画に以下が定められていること。</p> <p><u>イ 都市機能誘導区域（三大都市圏域（首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。）の政令市及び特別区の区域を除く。）のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき区域（以下、イ－１３－（２）関係部分において「都市機能誘導促進区域」という。）</u></p> <p><u>ロ 都市機能誘導促進区域内の道路のうち、地域のシンボルロード等重点的に街並みの形成や歩行者の回遊性の確保を図るものの区間（以下、以下イ－１３－（２）関係部分において「指定道路」という。）</u></p> <p><u>ハ 都市機能増進施設の整備を含む老朽建築物の建替事業に対する市町村の支援措置に関する事項</u></p> <p><u>(2)</u> 以下の要件を満たす認定再開発事業等であること。</p> <p><u>イ 事業区域が、中心拠点区域内かつ都市機能誘導促進区域内（誘導施設の整備に関する事業が実施され、又は実施される</u></p>

改正案	現行
<p>実施されることが確実である区域に限る)に存すること</p> <p><u>(2)</u> 都市機能増進施設を含む建築物(ただし、建築物の敷地が指定道路に面しているものに限る)を整備すること</p> <p>4 リノベーション及び空地の暫定利用</p> <p>以下の要件を満たすものであること。</p> <p><u>イ</u> 市街地再開発事業に向けたまちづくりの計画(地区再生計画、街区整備計画その他市街地再開発事業の施行区域(予定を含む)及びその周辺における土地利用、建築物、建築敷地及び公共施設の整備等の計画が定められているもの)に以下が定められていること</p> <p><u>(1)</u> リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリア</p> <p><u>(2)</u> リノベーション・空地の暫定利用の方針(リノベーション・空地の暫定利用の内容及び市街地再開発事業との関係性等)</p> <p><u>ロ</u> リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリアを含む地域において、連鎖的なリノベーション等を担う人材の育成、まちづくりの相互連携に関する普及啓発活動が行われること</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>I 市街地再開発事業</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業(公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イー13-(2)関係部分において「公共団体施行再開発事業」という。)及び個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織又はタウン・マネジメント・センター(再</p>	<p>ことが確実である区域に限る)に存すること。</p> <p><u>ロ</u> 都市機能増進施設を含む建築物(建築物の敷地が指定道路に面しているものに限る)を整備すること。</p> <p>4 リノベーション及び空地の暫定利用</p> <p>以下の要件を満たすものであること</p> <p><u>(1)</u> 市街地再開発事業に向けたまちづくりの計画(地区再生計画、街区整備計画その他市街地再開発事業の施行区域(予定を含む)及びその周辺における土地利用、建築物、建築敷地及び公共施設の整備等の計画が定められているもの)に以下が定められていること</p> <p><u>イ</u> リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリア</p> <p><u>ロ</u> リノベーション・空地の暫定利用の方針(リノベーション・空地の暫定利用の内容及び市街地再開発事業との関係性等)</p> <p><u>(2)</u> リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリアを含む地域において、連鎖的なリノベーション等を担う人材の育成、まちづくりの相互連携に関する普及啓発活動が行われること</p> <p>7. 交付対象事業</p> <p>I 市街地再開発事業</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業(公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イー13-(2)関係部分において「公共団体施行再開発事業」という。)及び個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織又はタウン・マネジメント・センター(再</p>

改正案	現行
<p>開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ているもの又は市街地再開発組合の組合員となることが確実なものに限る。)が行う次の各号に掲げる事業(再開発準備組織及びタウン・マネジメント・センターについては(1)の事業計画の作成に係る事業に限る。以下イ-13-(2)関係部分において「再開発組合等事業」という。)に対する地方公共団体の補助(公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。)とする。</p> <p><u>1</u> 調査設計計画 事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成</p> <p><u>2</u> 土地整備 建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償</p> <p><u>3</u> 共同施設整備 空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備</p> <p><u>4</u> 建築物の防災性能の強化 特殊基礎工事</p> <p>II 住宅街区整備事業 本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p><u>1</u> 地方公共団体の行う基本計画の作成</p> <p><u>2</u> 市町村の行う基本計画の作成に対する都府県の補助</p> <p><u>3</u> 都府県又は市町村が行う次のイからニまでに掲げる事業</p> <p>イ 事業計画作成</p>	<p>開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ているもの又は市街地再開発組合の組合員となることが確実なものに限る。)が行う次の各号に掲げる事業(再開発準備組織及びタウン・マネジメント・センターについては(1)の事業計画の作成に係る事業に限る。以下イ-13-(2)関係部分において「再開発組合等事業」という。)に対する地方公共団体の補助(公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。)とする。</p> <p><u>(1)</u> 調査設計計画 事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成</p> <p><u>(2)</u> 土地整備 建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償</p> <p><u>(3)</u> 共同施設整備 空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備</p> <p><u>(4)</u> 建築物の防災性能の強化 特殊基礎工事</p> <p>II 住宅街区整備事業 本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p><u>(1)</u> 地方公共団体の行う基本計画の作成</p> <p><u>(2)</u> 市町村の行う基本計画の作成に対する都府県の補助</p> <p><u>(3)</u> 都府県又は市町村が行う次のイからニまでに掲げる事業</p> <p>イ 事業計画作成</p>

改正案	現行
<p>測量調査、事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び換地計画の作成</p> <p>ロ 土地整備</p> <p>施行地区内の土地（施設住宅区以外の土地にあっては次の(1)及び(2)の条件に該当するものに限る。）における建築物の除却、土地の整地及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償</p> <p>(1) 工場の敷地となっていたもの</p> <p>(2) イー１３－（６）の３．に規定する要件に該当する地区に存するもの</p> <p>ハ 共同施設整備</p> <p>空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備</p> <p>ニ 建築物の防災性能の強化</p> <p>特殊基礎工事</p> <p>4 施行者又は住宅街区準備組織が行う3のイからニまでに掲げる事業（ただし、住宅街区準備組織については事業計画の作成に限る。）に対する地方公共団体の補助</p> <p>Ⅲ 防災街区整備事業</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業（公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イー１３－（２）関係部分において「公共団体施行防街事業」という。）及び個人施行者、</p>	<p>測量調査、事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び換地計画の作成</p> <p>ロ 土地整備</p> <p>施行地区内の土地（施設住宅区以外の土地にあっては次の①及び②の条件に該当するものに限る。）における建築物の除却、土地の整地及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償</p> <p>① 工場の敷地となっていたもの</p> <p>② イー１３－（６）の３．に規定する要件に該当する地区に存するもの</p> <p>ハ 共同施設整備</p> <p>空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備</p> <p>ニ 建築物の防災性能の強化</p> <p>特殊基礎工事</p> <p>(4) 施行者又は住宅街区整備事業の施行が予定されている地区内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者の3分の2以上が参加している住宅街区整備準備組織（以下イー１３－（２）関係部分において「住宅街区準備組織」という。）が行う(3)のイからニまでに掲げる事業（住宅街区準備組織については事業計画の作成に限る。）に対する地方公共団体の補助</p> <p>Ⅲ 防災街区整備事業</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業（公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イー１３－（２）関係部分において「公共団体施行防街事業」という。）及び個人施行者、</p>

改正案	現行
<p>防災街区整備事業組合、事業会社、都市再生機構又は地方住宅供給公社が行う次の各号に掲げる事業（以下イ－１３－（２）関係部分において「防街組合等事業」という。）に対する地方公共団体の補助（公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。）とする。</p> <p><u>1</u> 調査設計計画 事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成</p> <p><u>2</u> 土地整備 建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償</p> <p><u>3</u> 共同施設整備 空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備</p> <p><u>4</u> 建築物の防災性能の強化 特殊基礎工事</p> <p>IV 都市再開発支援事業 本事業の交付の対象となる事業は、次の各項に掲げるものとする。</p> <p>1 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業 <u>(削除)</u></p>	<p>防災街区整備事業組合、事業会社、都市再生機構又は地方住宅供給公社が行う次の各号に掲げる事業（以下イ－１３－（２）関係部分において「防街組合等事業」という。）に対する地方公共団体の補助（公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。）とする。</p> <p><u>(1)</u> 調査設計計画 事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成</p> <p><u>(2)</u> 土地整備 建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償</p> <p><u>(3)</u> 共同施設整備 空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備</p> <p><u>(4)</u> 建築物の防災性能の強化 特殊基礎工事</p> <p>IV 都市再開発支援事業 本事業の交付の対象となる事業は、次の各項に掲げるものとする。</p> <p>1 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業 <u>(1) 地区再生計画の策定（総事業費は50,000千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から5年間かつ通算3年間を限度とする。）</u></p> <p><u>① 基礎調査</u> <u>イ 都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機</u></p>

改正案	現行
<p><u>イ 初動期支援業務</u> <u>初動期支援業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は 300,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 15 年間かつ通算 10 年間を限度とする（ただし、権利変換計画認可を期限とする。）</u></p> <p><u>(1) 基礎調査</u> <u>(a) 都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市防災等に関する現況調査</u> <u>(b) 地区再生計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査</u></p> <p><u>(2) 地区診断</u> <u>現況調査等の資料の解析及び地区診断</u></p> <p><u>(3) 住民意向調査等</u> <u>住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動</u></p>	<p><u>能、都市防災等に関する現況調査</u> <u>ロ 地区再生計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査</u></p> <p><u>② 地区診断</u> <u>現況調査等の資料の解析及び地区診断</u></p> <p><u>③ 地区再生計画作成</u> <u>整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針及び公共施設の整備計画等の作成</u> <u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>(4) <u>コンサルタント派遣</u> <u>住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣</u></p> <p>(5) <u>計画作成</u> <u>整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等</u></p> <p>(6) <u>エリア価値向上に資する検討</u> <u>リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資する検討等</u></p> <p>(7) <u>権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討</u> <u>市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討</u></p> <p>□ <u>計画コーディネート業務</u> <u>計画コーディネート業務の交付対象は、次に掲げるものと</u> <u>し、総事業費は 60,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた 5 年間で限度とする</u></p> <p>(1) <u>まちづくり活動支援</u></p> <p>(a) <u>まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援</u></p> <p>(b) <u>住民に対するまちづくりの啓蒙</u></p> <p>(c) <u>人材育成</u></p> <p>(d) <u>住民の意見の調整</u></p>	<p>(2) <u>計画コーディネート業務</u> (総事業費は 60,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた 5 年間で限度とする。)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>(2) 計画立案・調整</u></p> <p><u>(a) 土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査</u></p> <p><u>(b) 整備手法及び整備手順の検討</u></p> <p><u>(c) 関係機関等との調整</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ハ</u> まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び空地の暫定利用に要する費用（交付期間はまちづくりの計画へ位置付けられてから3年間を限度とする）</p> <p>2 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業に対する補助</p> <p><u>イ</u> <u>初動期支援業務</u></p> <p><u>初動期支援業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は300,000千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあつ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 街区整備計画の策定（総事業費は50,000千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から5年間かつ通算3年間を限度とする。）</u></p> <p><u>① 住民意向調査等</u></p> <p><u>住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動</u></p> <p><u>② コンサルタント派遣</u></p> <p><u>住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣</u></p> <p><u>③ 街区整備計画作成</u></p> <p><u>各街区の整備方針、建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の概要並びに整備計画に従って行われる主要な事業の事業計画の概要等の作成</u></p> <p><u>(4) まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び空地の暫定利用に要する費用（交付期間はまちづくりの計画へ位置付けられてから3年間を限度とする）</u></p> <p>2 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業に対する補助</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>た年度から 15 年間かつ通算 10 年間を限度とする。(ただし、 権利変換計画認可を期限とする。)</u></p> <p>(1) <u>基礎調査</u></p> <p> (a) <u>都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市防災等に関する現況調査</u></p> <p> (b) <u>地区再生計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査</u></p> <p>(2) <u>地区診断</u></p> <p> <u>現況調査等の資料の解析及び地区診断</u></p> <p>(3) <u>住民意向調査等</u></p> <p> <u>住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動</u></p> <p>(4) <u>コンサルタント派遣</u></p> <p> <u>住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣</u></p> <p>(5) <u>計画作成</u></p> <p> <u>整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等</u></p> <p>(6) <u>エリア価値向上に資する検討</u></p> <p> <u>リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資する検討等</u></p> <p>(7) <u>権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検</u></p>	

改正案	現行
<p><u>討</u></p> <p><u>市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討</u></p> <p><u>ロ 計画コーディネート業務</u></p> <p><u>計画コーディネート業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は 60,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた 5 年間を限度とする（ただし、施設建築物管理組合が行う計画コーディネート業務はまちづくり活動支援に限る。）</u></p> <p><u>(1) まちづくり活動支援</u></p> <p><u>(a) まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援</u></p> <p><u>(b) 住民に対するまちづくりの啓蒙</u></p> <p><u>(c) 人材育成</u></p> <p><u>(d) 住民の意見の調整</u></p> <p><u>(2) 計画立案・調整</u></p> <p><u>(a) 土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査</u></p> <p><u>(b) 整備手法及び整備手順の検討</u></p> <p><u>(c) 関係機関等との調整</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) 再開発準備組織又は再開発会社等が行う計画コーディネート業務（総事業費は 60,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた 5 年間を限度とする。）及び街区整備計画の案の作成（第 1 項(3)に掲げるものに限る。総事業費</u></p>

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p>は 50,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 5 年間かつ通算 3 年間を限度とする。)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(2) <u>タウン・マネジメント・センター、まちづくり会社又は都市再生推進法人が行う計画コーディネート業務（総事業費は 60,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた 5 年間を限度とする。）</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(3) <u>まちづくり NPO、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会が行う街区整備計画の案の作成（第 1 項 (3) に掲げるものに限る。総事業費は 50,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 5 年間かつ通算 3 年間を限度とする。）</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(4) <u>施設建築物管理組合が行う計画コーディネート業務（まちづくり活動支援）（総事業費は 60,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた 5 年間を限度とする。）</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(5) <u>保留床管理法人が行う事業コーディネート業務（施設建築物工事着工前に行うものに限る。）</u></p>
<p>ハ 認定再開発事業等</p> <p><u>認定再開発事業等の交付対象は、以下の要件を満たす建築物の建築敷地に係る土地整備費を限度とする</u></p> <p>(1) <u>都市計画法第 54 条第 3 号の基準に適合する建築物以外の建築物であること</u></p> <p>(2) <u>都市再開発法施行令第 46 条の 18 で定める耐用年限の 2/3 を経過している建築物又は災害その他の理由に</u></p>	<p>(6) <u>認定再開発事業等（以下の要件を満たす建築物の建築敷地に係る土地整備費を限度とする。）</u></p> <p>イ <u>都市計画法第 54 条第 3 号の基準に適合する建築物以外の建築物であること。</u></p> <p>ロ <u>都市再開発法施行令第 46 条の 18 で定める耐用年限の 2/3 を経過している建築物又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能低下を生じている建築物であるこ</u></p>

改正案	現行
<p>よりこれと同程度の機能低下を生じている建築物であること</p> <p><u>三 リノベーション及び空地の暫定利用</u> <u>リノベーション及び空地の暫定利用の交付対象は、まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び空地の暫定利用に要する費用とし、交付期間はまちづくりの計画へ位置付けられてから3年間を限度とする</u></p> <p>5. 経過措置 1～4 (略) 5 イー13-(2)の<u>3.</u>のI第<u>8号</u>の規定は、令和4年4月1日以降に事業計画の認可(変更の認可を含む)を受けたものから適用する。 6・7 (略) <u>8 この要綱の施行(令和7年4月1日)に際し、令和8年度末までに事業着手しているものについては、3.のIの第9号の規定を除き、なお従前の例によることができる。</u> <u>9 3.のIの第9号の規定の適用については、この要綱の施行(令和7年4月1日)までに管理規約(案)又は長期修繕計画(案)を作成している場合はこの限りでない。</u></p> <p>イー13-(4)暮らし・にぎわい再生事業 1. (略) 2. 定義 暮らし・にぎわい再生事業とは、次の第1項及び第2項に定める事業をいう。その他イー13-(4)関係部分における用語の定義</p>	<p>と。</p> <p><u>(7) まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び空地の暫定利用に要する費用(交付期間はまちづくりの計画へ位置付けられてから3年間を限度とする)</u></p> <p>8. 経過措置 1～4 (略) 5 イー13-(2)の<u>6.</u>のI第<u>7号</u>の規定は、令和4年4月1日以降に事業計画の認可(変更の認可を含む)を受けたものから適用する。 6・7 (略) <u>(新設)</u></p> <p>イー13-(4)暮らし・にぎわい再生事業 1. (略) 2. 定義 暮らし・にぎわい再生事業とは、次の第1項及び第2項に定める事業をいう。その他イー13-(4)関係部分における用語の定義</p>

改正案	現行
<p>は、次の第3項から第10項までに定めるところによる。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「認定基本計画」とは、中心市街地活性化法<u>第9条第10項</u>に定める認定を受けた基本計画をいう。</p> <p>4～10 (略)</p> <p>3. ～7. (略)</p> <p>イー13－(6) 都市再生区画整理事業</p> <p>1. 定義</p> <p>都市再生区画整理事業とは、次の第1項から第4項までに定める事業をいう。その他イー13－(6)関係部分における用語の定義は、土地区画整理法(以下イー13－(6)関係部分において「法」という。)に定めるところによるほか、次の第5項から<u>第41項</u>までに定めるところによる。</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 「低未利用土地利用等指針」とは、都市再生法<u>第81条第14項</u>に規定する低未利用土地利用等指針をいう。</p> <p>15 「誘導施設整備区」とは、都市再生法<u>第105条の2</u>に規定する誘導施設整備区をいう。</p> <p>16～19 (略)</p> <p>20 「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。</p> <p>一 土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資金計画</p> <p>二 地区整備方針(土地利用、公共施設の配置・規模)</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p><u>21 「連鎖型土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策定する一体的に整備すべき一団の区域について、5筆以上の更</u></p>	<p>は、次の第3項から第10項までに定めるところによる。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「認定基本計画」とは、中心市街地活性化法<u>第9条第7項</u>に定める認定を受けた基本計画をいう。</p> <p>4～10 (略)</p> <p>3. ～7. (略)</p> <p>イー13－(6) 都市再生区画整理事業</p> <p>1. 定義</p> <p>都市再生区画整理事業とは、次の第1項から第4項までに定める事業をいう。その他イー13－(6)関係部分における用語の定義は、土地区画整理法(以下イー13－(6)関係部分において「法」という。)に定めるところによるほか、次の第5項から<u>第38項</u>までに定めるところによる。</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 「低未利用土地利用等指針」とは、都市再生法<u>第81条第9項</u>に規定する低未利用土地利用等指針をいう。</p> <p>15 「誘導施設整備区」とは、都市再生法<u>第105条の2第1項</u>に規定する誘導施設整備区をいう。</p> <p>16～19 (略)</p> <p>20 「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。</p> <p>一 土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資金計画</p> <p>二 地区整備方針(土地利用、公共施設の配置・規模)</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>新困難敷地（幅員4m以上の道路に2m以上接していない宅地）を解消する複数の土地区画整理事業のプログラムで、前項各号に掲げる事項を記載したものをいう。</u></p> <p><u>2.2・2.3</u> （略）</p> <p><u>2.4</u> 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの（<u>住生活基本法第17条第2項第6号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域</u>又は都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上であるもの）であること。</p> <p>ハ （略）</p> <p><u>2.5・2.6</u> （略）</p> <p><u>2.7</u> 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあっては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあっては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあっては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を限度とする。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) その他の施設に係る費用</p> <p>①～⑧ （略）</p>	<p><u>2.1・2.2</u> （略）</p> <p><u>2.3</u> 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの（<u>大都市法第3条の3第2項第四号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域</u>又は都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上であるもの）であること。</p> <p>ハ （略）</p> <p><u>2.4・2.5</u> （略）</p> <p><u>2.6</u> 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあっては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあっては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあっては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を限度とする。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) その他の施設に係る費用</p> <p>①～⑧ （略）</p>

改正案	現行
<p>⑨ 共用通行部分の整備に要する費用 次の a から e までの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）</p> <p>工事費算定式： $P = C \times (S1 / S2) + E$</p> <p>P : 共用通行部分の整備に要する費用 C : 立体換地建築物の建築主体工事費 （全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。） S1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 S2 : 立体換地建築物の延べ面積 E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費</p> <p>a (略) b 次の要件のいずれかに該当する場合 (a) (略) (b) <u>住生活基本法第 17 条第 2 項第 6 号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域</u>又は都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画のうち同法第 12 条の 5 第 6 項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するもの又は 20 戸以上を住宅の用に供するもの c ~ e (略)</p>	<p>⑨ 共用通行部分の整備に要する費用 次の a から e までの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）</p> <p>工事費算定式： $P = C \times (S1 / S2) + E$</p> <p>P : 共用通行部分の整備に要する費用 C : 立体換地建築物の建築主体工事費 （全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。） S1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 S2 : 立体換地建築物の延べ面積 E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費</p> <p>a (略) b 次の要件のいずれかに該当する場合 (a) (略) (b) <u>大都市法第 3 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域</u>又は都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画のうち同法第 12 条の 5 第 6 項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するもの又は 20 戸以上を住宅の用に供するもの c ~ e (略)</p>

改正案	現行
<p>⑩～⑬ (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p><u>28～37 (略)</u></p> <p><u>38 「液状化対策推進工事費」とは、イー13-(1)②2.の第6項に規定する施行地区において、イー13-(1)②4.に規定する宅地液状化防止事業計画に基づき、公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる次に掲げる調査及び事業に要する費用をいう。</u></p> <p>イ・ロ (略)</p> <p><u>39・40 (略)</u></p> <p><u>41 「地籍整備費」とは、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項の指定を受けた測量成果により施行地区内の土地の登記を申請又は囑託する土地区画整理事業において実施される事業施行のための測量、換地計画の作成(換地区の作成に限る。)、換地処分及び登記に要する費用(地籍整備推進調査費補助金交付要領(平成22年4月1日付国土国第417号)に基づく補助金(以下イー13-(6)関係部分において「地籍整備推進調査費補助金」という。)の交付を受けずに実施されるもの)に限り、施行地区面積1ha当たり100万円として算出した額と550万円の合計に2/3(地方公共団体施行の場合は1)を乗じた額を限度とする。)をいう。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 施行地区</p> <p>1 都市再生事業計画案作成事業は、<u>居住誘導区域(「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市(市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり当該人口密度が統計上今後も概ね維持される市町村、又は、都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下の市町村)」の区域を含む。以下3.において同じ。)</u>に過半が該当する地区であって、次の</p>	<p>⑩～⑬ (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p><u>27～36 (略)</u></p> <p><u>37 「液状化対策推進工事費」とは、イー13-(1)③4.の第1項に規定する施行地区において、イー13-(1)③5.の第1項に規定する液状化対策事業計画に基づき、公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる次に掲げる調査及び事業に要する費用をいう。</u></p> <p>イ・ロ (略)</p> <p><u>38・39 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 施行地区</p> <p>1 都市再生事業計画案作成事業は、次の要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。</p> <p>一 1. の第2項イに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。</p> <p>イ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に施行地区の過半が該当する地区であって、かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>ロ 次の要件に該当する地区</p> <p>(1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ハ ロ(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該当する地区((1)から(4)までのいずれかの要件に該当することが確実な地区を含む。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号)第12条第1項に規定する同意を受けた交通結節機能高度化構想において定められている同条第2項第2号の区域に係る地区であること。</p> <p>(4) バリアフリー法第25条第1項に規定する基本構想において定められた同条第2項第一号の区域に係る地区であること。</p> <p>ニ・ホ (略)</p>	<p>一 1. の第2項イに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。</p> <p>イ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に係る区域に存し、かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>ロ 次の要件に該当する地区</p> <p>(1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ハ ロ(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該当する地区((1)から(4)までのいずれかの要件に該当することが確実な地区を含む。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号)第12条第1項に規定する同意を受けた交通結節機能高度化構想において定められている同条第2項第2号の区域に係る地区であること。</p> <p>(4) バリアフリー法第25条第1項に規定する基本構想において定められた同条第2項第二号の区域に係る地区であること。</p> <p>ニ・ホ (略)</p>

改正案	現行
<p>二 1. の第2項ロに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。</p> <p>イ 次の要件に該当する地区</p> <p>(1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、前号イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想又は方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区（ただし、都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定めることが確実な地区に限る。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 1. の第2項ハに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画（低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。）で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。</p> <p>四 1. の第2項ニに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又</p>	<p>二 1. の第2項ロに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。</p> <p>イ 次の要件に該当する地区</p> <p>(1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、前項第1号イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想又は方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区（ただし、都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定めることが確実な地区に限る。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 1. の第2項ハに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画（低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。）で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。</p> <p>四 1. の第2項ニに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）</p>

改正案	現行
<p>は定められることが確実な地区に限る。) において行う。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 都市再生土地地区画整理事業のうち 1. の第 2 項イに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって</u>、次の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次の要件(前項第 1 号イに規定する計画、構想又は方針において定められた場合に限る。)のいずれかに該当する地区であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 前項第 1 号ロの要件を満たす地区。ただし、前項第 1 号ロ(2)①又は②の要件に該当する地区については、次の要件に該当すること(以下イ-13-(6)関係部分において「安全市街地形成重点地区」という。)</p> <p>① 地区内の老朽住宅棟数が 50 棟以上であること。ただし、住生活基本法第 17 条第 2 項第 6 号に規定する「<u>住宅の供給等</u>及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区(以下イ-13-(6)関係部分において「重点供給地域に係る地区」という。)にあつては 25 棟以上であること。</p> <p>② (略)</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 複数の土地地区画整理事業の換算面積の合計の値(一体的土地地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地地区画整理事業、又は、<u>連鎖型土地地区画整理事業プログラムにおいて、更新困難敷地を解消する複数の土地地区画整理事業</u>であつて、一体的に整備すべき一団の区域の 2 分の 1 以上が土地地区画整理事業により整備される場合に限る。)が 2 ヘクタール以上であること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>において行う。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 都市再生土地地区画整理事業のうち 1. の第 2 項イに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次の要件(前項第 1 号イに規定する計画、構想又は方針において定められた場合に限る。)のいずれかに該当する地区であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 前項第 1 号ロの要件を満たす地区。ただし、前項第 1 号ロ(2)①又は②の要件に該当する地区については、次の要件に該当すること(以下イ-13-(6)関係部分において「安全市街地形成重点地区」という。)</p> <p>① 地区内の老朽住宅棟数が 50 棟以上であること。ただし、住生活基本法第 17 条第 2 項第 6 号に規定する「<u>住宅</u>及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区(以下イ-13-(6)関係部分において「重点供給地域に係る地区」という。)にあつては 25 棟以上であること。</p> <p>② (略)</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 複数の土地地区画整理事業の換算面積の合計の値(一体的土地地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地地区画整理事業であつて、一体的に整備すべき一団の区域の 2 分の 1 以上が土地地区画整理事業により整備される場合に限る。)が 2 ヘクタール以上であること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

改正案	現行
<p>3 都市再生土地区画整理事業のうち、1. の第2項口に掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって</u>、次の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>一 施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地（災害時に<u>一時</u>滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む。）の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>4 都市再生土地区画整理事業のうち1. の第2項ハに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって</u>、次の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>5 都市再生土地区画整理事業のうち1. の第2項ニに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって</u>、次の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>6 都市再生土地区画整理事業のうち1. の第2項ホに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって</u>、第2項の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>7 被災市街地復興土地区画整理事業のうち1. の第3項イに掲げる事業は、3. の第1項<u>第5号</u>の要件（推進地域又は計画区域に定められた区域に存する場合に限る。）に該当する地区において行うものとする。</p> <p>8・9 （略）</p> <p>4.・5. （略）</p> <p>6. 雑則</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 附属第Ⅱ編<u>1. の第40項</u>口に関する規定について、本改正要綱の施行（令和4年4月1日）の日から令和6年度末までの期間に定めた事業計画に基づく事業は、この限りではない。</p>	<p>3 都市再生土地区画整理事業のうち、1. の第2項口に掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>一 施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地（災害時に<u>一次</u>滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む。）の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>4 都市再生土地区画整理事業のうち1. の第2項ハに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>5 都市再生土地区画整理事業のうち1. の第2項ニに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>6 都市再生土地区画整理事業のうち1. の第2項ホに掲げる事業は、第2項の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>7 被災市街地復興土地区画整理事業のうち1. の第3項イに掲げる事業は、3. の第1項<u>第4号</u>の要件（推進地域又は計画区域に定められた区域に存する場合に限る。）に該当する地区において行うものとする。</p> <p>8・9 （略）</p> <p>4.・5. （略）</p> <p>6. 雑則</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 附属第Ⅱ編<u>1. の第39項</u>口に関する規定について、本改正要綱の施行（令和4年4月1日）の日から令和6年度末までの期間に定めた事業計画に基づく事業は、この限りではない。</p>

改正案	現行
<p><u>8 附属第Ⅱ編1.の第41項に関する規定について、地籍整備推進調査費補助金との整合性を確保するため、同補助金の内容が変更される際には、見直しを検討するものとする。</u></p> <p><u>9 本改正要綱の施行（令和7年4月1日）の際、改正前の要綱に基づき実施されている事業及び本改正要綱の施行の日から令和9年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の附属編第Ⅱ編3.に掲げる要件を満たす地区に該当するものは、なお従前の例によるものとする。</u></p> <p>イー13－（8）都市・地域交通戦略推進事業</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 整備地区</p> <p>都市交通システム整備事業を実施する整備地区は、第1号又は第2号に掲げる条件に該当する地区とする。</p> <p>一 次の要件のいずれかに該当する地区であること。</p> <p>イ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（同条第2項第2号に規定する居住誘導区域（以下イー13－（8）関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同項第3号に規定する都市機能誘導区域（以下イー13－（8）関係部分において「都市機能誘導区域」という。）を定めたものに限る。当該立地適正化計画と一体となって都市計画区域外に関する事項を定めたものを含む。）（以下イー13－（8）関係部分において「立地適正化計画」という。）を策定している区域又は都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>イー13－（8）都市・地域交通戦略推進事業</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 整備地区</p> <p>都市交通システム整備事業を実施する整備地区は、第1号又は第2号に掲げる条件に該当する地区とする。</p> <p>一 次の要件のいずれかに該当する地区であること。</p> <p>イ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（同条第2項第2号に規定する居住誘導区域（以下イー13－（8）関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同項第3号に規定する都市機能誘導区域（以下イー13－（8）関係部分において「都市機能誘導区域」という。）を定めたものに限る。当該立地適正化計画と一体となって都市計画区域外に関する事項を定めたものを含む。以下イー13－（8）関係部分において「立地適正化計画」という。）を策定している区域又は都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定</p>

改正案	現行
<p>定めた立地適正化計画を有する市町村(以下イ-13-(8)関係部分において「基幹市町村」という。)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。)(以下イ-13-(8)関係部分において「地域生活拠点」という。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村(以下イ-13-(8)関係部分において「連携市町村」という。)が共同して作成した広域的な立地適正化の方針(※1)<u>(以下イ-13-(8)関係部分において「広域的な立地適正化の方針」という。)</u>において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。</p> <p>(3)～(※2) (略)</p> <p>□ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>定めた立地適正化計画を有する市町村(以下イ-13-(8)関係部分において「基幹市町村」という。)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。)(以下イ-13-(8)関係部分において「地域生活拠点」という。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村(以下イ-13-(8)関係部分において「連携市町村」という。)が共同して作成した広域的な立地適正化の方針(※1)において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。</p> <p>(3)～(※2) (略)</p> <p>□ (略)</p> <p><u>ハ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条第1項に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる同条第2項第1号の区域</u></p> <p><u>ニ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条第8項に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域に定められる又は定められることが確実と見込まれる区域(区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設を含む。)</u></p> <p><u>ホ 踏切道改良促進法(令和2年法律第31号)第4条に規定</u></p>

改正案	現行
<p>二 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略（以下イー１３－（８）関係部分において「<u>総合交通戦略</u>」という。）を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域</p> <p>3. 定義 「地区交通戦略」とは、エリアを限定してきめ細やかな<u>都市交通システムの整備</u>や街路空間づくりを戦略的に進めるために策定された計画をいう。</p> <p>4. 交付対象事業 本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。 <u>以下の口及びハについては、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業とする。</u> ただし、以下の口（(9)又は(10)のみを実施する事業を除く。）及びハについては、全体事業費１億円以上の事業とする。 <u>なお、都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークブル推進事業、地域公共交通再構築事業について、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業は、事業費を全体事業費に含めることができる。</u></p>	<p><u>する地方踏切道改良計画に定められる又は定められることが確実と見込まれる踏切道の改良を行う区域</u></p> <p>二 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略（以下イー１３－（８）関係部分において「<u>戦略</u>」という。）を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域</p> <p>3. 定義 「地区交通戦略」とは、<u>戦略のうち</u>、エリアを限定してきめ細やかな街路空間づくりを戦略的に進めるために策定された計画をいう。</p> <p>4. 交付対象事業 本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業<u>（2.の第1号ハのみに該当する地区で実施する事業については、イ並びに口(1)、(2)及び(9)に掲げる事業に限る。）</u>とする。 ただし、以下の口（(9)又は(10)のみを実施する事業を除く。）及びハについては、全体事業費１億円以上の事業とする。 <u>なお、都市構造再編集中支援事業の対象となる都市機能誘導区域内で、立地適正化計画及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下イー１３－（８）関係部分において「地域公共交通計画」という。）を策定し、地域公共交通計画に位置づけられた基幹的公共交通の停留所等のバリアフリー化を行う場合</u></p>

改正案	現行
<p>また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間あたり3本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、平成30年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業についてはこの限りではない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 雑則</p> <p>— (略)</p> <p><u>二 経過措置</u></p> <p><u>令和8年度末までに事業を開始する場合は、令和6年12月17日改正の要綱に基づき支援を受けることができるものとする。</u></p> <p>イー13-(10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業</p> <p>1. 目的</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、<u>施行者又は特定建築者（以下「施行者等」という。）が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を国が施行者等又は施行者等に費用の一部を補助する地方公共団体に対し補助する</u></p>	<p><u>に限り、都市構造再編集集中支援事業の事業費を加算することができる。</u></p> <p>また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間あたり3本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、平成30年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業についてはこの限りではない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 雑則</p> <p>— (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イー13-(10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業</p> <p>1. 目的</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、<u>国が施行者又は特定建築者に対しこれらの者が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を補助すること並びに</u>地権者の生活再建に支障を来たさないよう、建設工事費高騰の影響を</p>

改正案	現行
<p>こと並びに地権者の生活再建に支障を来たさないよう、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援することにより、上記政策課題等への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 省エネ基準</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>十七 ZEH 水準</p> <p>強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年</p>	<p>受けた事業について支援することにより、上記政策課題等への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 イー 13ー（10）関係部分における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 省エネ基準</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p> <p>十七 住宅の誘導水準</p> <p><u>外皮基準（評価方法基準における断熱等性能等級 4 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 10%削減となる省エネ性能の水準をいう。</u></p> <p>十八 非住宅の誘導水準</p> <p><u>外皮基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 10 条第 1 号イ。工場等の場合を除く。）を満たし、かつ一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。</u></p> <p>十九 ZEH 水準</p> <p>強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年</p>

改正案	現行
<p>法律第 81 号) 第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。</p> <p><u>十八</u> (略)</p> <p><u>十九 ZEH-M Ready 水準</u> 住宅において、一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。</p> <p><u>二十 ZEB Ready 水準</u> 非住宅において、一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。</p> <p><u>二十一 優良緑地確保計画</u> 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号) 第 88 条第 1 項に基づく優良緑地確保計画をいう。</p> <p>3. 政策課題対応タイプの実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付対象事業 補助対象事業は、第一号に掲げる事業(令和 14 年 3 月 31 日において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。)により整備される施設建築物等(ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る。)のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。</p>	<p>法律第 81 号) 第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。</p> <p><u>二十</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3. 政策課題対応タイプの実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付対象事業 補助対象事業は、第一号に掲げる事業(令和 9 年 3 月 31 日において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。)により整備される施設建築物等(ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る。)のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>一・二 (略)</p> <p>三 次のイ及びロを満たすこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに加えて、第4第4項第一号イからへに規定する選択要件より<u>二つ</u>以上選択する場合は、それぞれ同号イからへの要件を満たす事業であること。</p> <p>四 <u>令和12年3月31日</u>までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があったときは、当該住宅団地に着手があったものとみなす。以下イ-13-(10)関係部分において同じ。）された事業であること。</p> <p>3 必須要件</p> <p>一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからトに掲げる要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 次に掲げる子育て対策が講じられていること。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 住戸の躯体天井高さが2,650mm以上であること。</u></p> <p><u>⑥ 住宅部分について、宅配ボックスを設置すること。</u></p> <p>ハ 次に掲げる防災対策が講じられていること。<u>この場合において、地震等による大規模災害の発生時に、国、地方公共団体等から、事業区域内の建築物又は敷地の一部を広域的な防災拠点等として一時的に利用することの求めがあった場合に提供可能なスペースをあらかじめ明示するとともに、当該情報を国及び地方公</u></p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 次のイ及びロを満たすこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに加えて、第4第4項第一号イからへに規定する選択要件より<u>一つ</u>以上選択する場合は、それぞれ同号イからへの要件を満たす事業であること。</p> <p>四 <u>令和7年3月31日</u>までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があったときは、当該住宅団地に着手があったものとみなす。以下イ-13-(10)関係部分において同じ。）された事業であること。</p> <p>3 必須要件</p> <p>一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからトに掲げる要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 次に掲げる子育て対策が講じられていること。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ハ 次に掲げる防災対策が講じられていること。</p>

改正案	現行
<p><u>共同体と共有すること。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p><u>③ 都市部に存する事業にあっては、浸水対策のために必要な雨水貯留浸透施設を設置すること。</u></p> <p>ニ 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。</p> <p>① 住宅部分については、<u>ZEH 水準</u>に適合すること。</p> <p>② 非住宅部分については、<u>ZEB 水準</u>に適合すること。</p> <p>ホ 次に掲げる環境対策が講じられていること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ コンクリートの水セメント比を 45%以下等とすること。</u></p> <p><u>⑤ 評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等級（専用配管）及び同4-2に規定する維持管理対策等級（共用配管）の等級3に相当する対策を講ずること。</u></p> <p><u>⑥ 評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策（共用排水管）の等級3に相当する対策を講ずること。</u></p> <p>へ・ト (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>4 選択要件</p> <p>一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからへに掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>イ 防災対策</p> <p>次の①から⑤までのいずれかに該当すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>都市部以外に存する事業にあっては、浸水対策のための雨水</u></p>	<p>①・② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ニ 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。</p> <p>① 住宅部分については、<u>住宅の誘導水準</u>に適合すること。</p> <p>② 非住宅部分については、<u>非住宅の誘導水準</u>に適合すること。</p> <p>ホ 次に掲げる環境対策が講じられていること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>へ・ト (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>4 選択要件</p> <p>一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからへに掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>イ 防災対策</p> <p>次の①から④までのいずれかに該当すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること。</p>

改正案	現行
<p>貯留浸透施設を設置すること。</p> <p><u>⑤ 災害時に利用可能な給水関連施設を設置すること。</u></p> <p>ロ 環境対策 次の①から③のいずれかに該当すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>①・② (略)</p> <p><u>③ 優良緑地確保計画の認定基準に適合すること。</u></p> <p>ハ 子育て対策 住宅部分については、次の①から④までのすべてに該当すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>④ 子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペースを設置すること。</u></p> <p>ニ 生産性向上 当該事業に係る設計 <u>及び</u> 施工において BIM (Building Information Modeling) を導入すること。また施工後に、BIM で作成された竣工図を事業者を引き継ぐこと。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>ロ 環境対策 次の①から③のいずれかに該当すること。</p> <p><u>① ライフサイクルコスト対策</u> <u>次の(1)から(3)までのすべてを満たすこと。</u></p> <p><u>(1) コンクリートの水セメント比を45%以下等とすること。</u></p> <p><u>(2) 評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等級(専用配管)及び同4-2に規定する維持管理対策等級(共用配管)の等級3に相当する対策を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策(共用排水管)の等級3に相当する対策を講ずること。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ハ 子育て対策 住宅部分については、次の①から⑤までのすべてに該当すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 住戸の躯体天井高さが2,650mm以上であること。</u></p> <p><u>⑤ 子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペース、<u>宅配ボックス</u>を設置すること。</u></p> <p>ニ 生産性向上 当該事業に係る設計 <u>や</u> 施工において BIM (Building Information Modeling) を導入すること。また施工後に、BIM で作成された竣工図を事業者を引き継ぐこと。</p>

改正案	現行
<p>ホ 働き方対策</p> <p>テレワーク拠点（コワーキングスペース等）を整備すること。 この場合において、次の①から④までのすべてに該当すること。</p> <p>①～③ （略）</p> <p><u>④ 当該市町村における当該施設の就業人口あたり施設数が全国平均を下回っており、かつ、当該施設のニーズが確認できること。</u></p> <p>へ 省エネルギー対策</p> <p>① 住宅部分については、<u>ZEH-M Ready 水準</u>に適合すること。</p> <p>② 非住宅部分については、<u>ZEB Ready 水準</u>に適合すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>4. 8 （略）</p> <p>5. 附則</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>6 本改正要綱の施行（令和7年4月1日）前の要綱に基づき、令和7年3月31日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。</u></p> <p>イー16 住環境整備事業</p> <p>イー16－（1）市街地再開発事業</p> <p>2. 定義</p> <p>1 （略）</p> <p>2 イー16－（1）において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ</p>	<p>ホ 働き方対策</p> <p>テレワーク拠点（コワーキングスペース等）を整備すること。 この場合において、次の①から③までのすべてに該当すること。</p> <p>①～③ （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>へ 省エネルギー対策</p> <p>① 住宅部分については、<u>ZEH 水準</u>に適合すること。</p> <p>② 非住宅部分については、<u>ZEB 水準</u>に適合すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 附則</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>イー16 住環境整備事業</p> <p>イー16－（1）市街地再開発事業</p> <p>2. 定義</p> <p>1 （略）</p> <p>2 イー16－（1）において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ</p>

改正案	現行
<p>れぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>若しくは介護保険法に定める施設又は事業の用に供する施設</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>十四～二十九 (略)</p> <p>三十 省エネ基準 <u>建築物省エネ法</u>第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p> <p>三十一・三十二 (略)</p>	<p>れぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、<u>母子及び寡婦福祉法</u>、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、<u>老人保健法</u>若しくは介護保険法に定める施設又は事業の用に供する施設</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>十四～二十九 (略)</p> <p>三十 省エネ基準 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)</u>第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p> <p>三十一・三十二 (略)</p>
<p>3. 対象要件(組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行)</p> <p>交付対象事業は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織が行う、それぞれ次の基準に適合する事業とする。</p> <p>1 共通要件</p> <p>(1) 事業の位置付け</p> <p>次の<u>イ又はロ</u>に該当する事業等国の関与が政策上位置づけられる事業であること。</p> <p><u>イ 次の①及び②に該当すること</u></p> <p>① <u>都市再開発法第2条の3第1項第2号又は第2項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区において行われるもの</u></p> <p>② <u>次の各号のいずれかに該当すること。</u></p> <p>い <u>都市機能誘導区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1Kmの</u></p>	<p>3. 対象要件(組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行)</p> <p>交付対象事業は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織が行う、それぞれ次の基準に適合する事業とする。</p> <p>1 共通要件</p> <p>(1) 事業の位置付け</p> <p>次の<u>イからリまで</u>に該当する事業等国の関与が政策上位置づけられる事業であること。</p> <p><u>イ 都市再開発法第2条の3第1項第2号又は第2項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区において行われるもの</u></p> <p><u>ロ 平成17年度までに定められた住生活基本法附則第8条の規定による改正前の大都市法(以下第4関係部分において「旧大都市法」という。)に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図る地域」において行われる住宅供</u></p>

改正案	現行
<p><u>範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内において行われるもの</u></p> <p><u>ii 特定都市再生緊急整備地域内において行われるもの</u></p> <p><u>iii 密集市街地整備法第3条の規定に基づき定め、又は定められる予定である防災再開発促進地区の区域内で行われるもの</u></p> <p><u>ロ 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 施設建築物の要件 施設建築物は、次のイから<u>ト</u>までに掲げる基準に適合したものであること。 イ～<u>ヘ</u> (略)</p> <p><u>ト 供給される住宅が予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）の取得により適切な維持管理に配慮されているものであること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 事業マネジメントの徹底に関する要件</u> <u>次のイからニまでを満たす、事業マネジメントを徹底した事業であること。</u></p>	<p><u>給を含むもの</u></p> <p><u>ハ 地方拠点都市法第2条第2項に規定する拠点地区において行われるもの</u></p> <p><u>ニ 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの</u></p> <p><u>ホ 密集市街地整備法第3条の規定に基づき定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で行われるもの</u></p> <p><u>ヘ 都市再生法第2条第3項の規定に基づき定められる都市再生緊急整備地域において行われるもの</u></p> <p><u>ト 都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1kmの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内において行われるもの</u></p> <p><u>チ イー16-（3）に規定する市街地総合再生計画に基づくもの</u></p> <p><u>リ イー13-（2）に規定する地区再生計画（以下イー16-（1）関係部分において「地区再生計画」という。）に基づくもの</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 施設建築物の要件 施設建築物は、次のイから<u>ヘ</u>までに掲げる基準に適合したものであること。 イ～<u>ヘ</u> (略)</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p><u>イ 工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること。</u></p> <p><u>ロ 工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること。</u></p> <p><u>ハ 事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること。</u></p> <p><u>ニ 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>4～6. (略)</p> <p>7. 雑則 1～7 (略)</p> <p><u>8 この要綱の施行(令和7年4月1日)に際し、令和9年3月31日までに現に事業着手しているものについては、3.の1(4)トの規定を除き、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>9 3.の1(4)トの規定の適用については、この要綱の施行(令和7年4月1日)までに管理規約(案)又は長期修繕計画(案)を作成している場合はこの限りでない。</u></p> <p>イー16-(2) 優良建築物等整備事業 1. (略)</p> <p>2. 定義 1 (略) 2 イー16-(2)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～6. (略)</p> <p>7. 雑則 1～7 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イー16-(2) 優良建築物等整備事業 1. (略)</p> <p>2. 定義 1 (略) 2 イー16-(2)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p> <p>三十七・三十八 (略)</p>	<p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p> <p>三十七・三十八 (略)</p>
<p>3. (略)</p>	<p>3. (略)</p>
<p>4. 建築物及びその敷地の基準</p> <p>優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号(既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号及び十号、複数棟改修型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号、九号及び十号を除く。)に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 建築物は、次のイから<u>ト</u>までに掲げる基準に適合したものであること。</p> <p>イ～へ (略)</p> <p><u>ト 原則として、次の①及び②に掲げる区域に立地する住宅の新築を行うものに該当しないこと。</u></p> <p><u>① 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域</u></p> <p><u>② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であつて、浸水想定高さ3m以上の区域をいう。)</u></p> <p>十一 (略)</p>	<p>4. 建築物及びその敷地の基準</p> <p>優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号(既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号及び十号、複数棟改修型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号、九号及び十号を除く。)に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 建築物は、次のイから<u>△</u>までに掲げる基準に適合したものであること。</p> <p>イ～へ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>十一 (略)</p>
<p>5. ～9. (略)</p>	<p>5. ～9. (略)</p>

改正案	現行
<p>イー１６－（４）基本計画等作成等事業</p> <p>１．（略）</p> <p>２．定義</p> <p>１ 基本計画等作成等事業とは、次の各号に定める事業をいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p><u>三 初動期支援業務</u> <u>市街地再開発事業等の住環境整備事業の実施にあたり、事業初動期に必要な検討等の業務をいう。</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>四 計画コーディネート業務</u> <u>まちづくりに資する住民調整等及び計画立案・調整に係る業務をいう。</u></p> <p>五 （略）</p> <p>２ イー１６－（４）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>	<p>イー１６－（４）基本計画等作成等事業</p> <p>１．（略）</p> <p>２．定義</p> <p>１ 基本計画等作成等事業とは、次の各号に定める事業をいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>三 市街地再開発事業推進計画（以下イー１６－（４）関係部分において「推進計画」という。）作成</u> <u>基本計画作成又はこれに準ずる調査を実施した区域等で、当該区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者の２分の１以上が加入している市街地再開発準備組織等の事業準備組織が結成されているものについて、市街地再開発組合の定款等の検討、事業の計画内容及び権利調整の詳細の検討等をいう。</u></p> <p><u>四 コーディネート業務</u> <u>次の各号に掲げる業務をいう。</u></p> <p><u>① 計画コーディネート業務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・まちづくり活動支援業務</u> <u>まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓発、人材育成並びに住民の意見の調整</u> <u>・計画立案・調整業務</u> <u>土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討並びに関係機関等との調整</u> <p><u>② 事業コーディネート業務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・施設詳細設計・計画に関する調整</u> <u>・保留床価格設定に関する調整</u> <p>五 （略）</p> <p>２ イー１６－（４）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>

改正案	現行
<p>れ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 施行者 次に掲げる者をいう。</p> <p><u>イ 初動期支援業務のうち基本計画の作成を行うまちづくりNPO、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。</u></p> <p><u>ロ 初動期支援業務のうち調査検討・調整業務を行う地方公共団体、市街地再開発事業等施行者、再開発準備組織、再開発会社等、TMC、都市再生推進法人又は保留床管理法人で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。</u></p> <p><u>ハ 計画コーディネート業務を行うTMC、再開発準備組織、再開発会社、施設建築物管理組合、まちづくり会社又は都市再生推進法人で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>二 リノベーション及び空地の暫定利用を行う民間事業者等で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。</p> <p><u>ホ 良好なまちなみ形成方策等に係る検討を行う協議会組織で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。</u></p> <p>二 事業主体 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ <u>初動期支援業務、計画コーディネート業務</u>又はリノベーション及び空地の暫定利用を行う地方公共団体で、社会資本整備総合交</p>	<p>れ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 施行者 次に掲げる者をいう。</p> <p><u>イ 良好なまちなみ形成方策等に係る検討を行う協議会組織で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ロ 計画コーディネート業務を行うTMC、再開発準備組織、再開発会社、施設建築物管理組合、まちづくり会社又は都市再生推進法人</u></p> <p><u>ハ 事業コーディネート業務を行う保留床管理法人で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。</u></p> <p><u>ニ 基本計画の作成を行うまちづくりNPO、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。</u></p> <p><u>ホ 推進計画の作成を行う再開発準備組織又は再開発会社で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。</u></p> <p><u>ヘ リノベーション及び空地の暫定利用を行う民間事業者等で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>二 事業主体 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ <u>基本計画等の作成</u>又はリノベーション及び空地の暫定利用を行う地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規</p>

改正案	現行
<p>付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。</p> <p>□ <u>初動期支援業務、計画コーディネート業務、リノベーション及び空地の暫定利用又はまちなみデザイン推進</u>を行う施行者に対しその実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。 <u>(削除)</u></p> <p>三～五 (略)</p> <p><u>六 再開発会社等 再開発会社及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第119条第3項各号に掲げる要件のすべてに該当する法人であって、施行認可以前のものも含む。</u></p> <p><u>七～十七 (略)</u></p> <p><u>十八 重点密集市街地等 次のいずれかに該当する区域等をいう。</u> イ (略) □ <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律</u>第3条の規定に基づく防災再開発促進地区及びこれに含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内</p> <p><u>十九 (略)</u></p> <p>3. 調査の内容等</p> <p><u>1 初動期支援業務</u></p> <p><u>二 市街地総合再生基本計画及び基本計画等の策定</u> 次に掲げる市街地再開発事業等の住環境整備に係る計画策定を行うものであること。 イ 市街地総合再生基本計画作成 (略) □ 基本計画作成 (略)</p> <p><u>二 調査検討・調整業務</u> <u>(1) 調査の内容</u> 次のいずれかの地域内において、市街地再開発事業等の住環境整備の実施に伴い行われる調査及び資料作成等、エリア価値向上</p>	<p>定する交付対象をいう。</p> <p>□ <u>まちなみデザイン推進、コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用</u>を行う施行者に対しその実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。</p> <p><u>ハ 基本計画又は推進計画の作成を行う施行者に対しその作成に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。</u></p> <p>三～五 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>六～十六 (略)</u></p> <p><u>十七 重点密集市街地等 次のいずれかに該当する区域等をいう。</u> イ (略) □ <u>密集市街地整備法</u>第3条の規定に基づく防災再開発促進地区及びこれに含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内</p> <p><u>十八 (略)</u></p> <p>3. 調査の内容等</p> <p><u>1 市街地総合再生基本計画作成 (略)</u></p> <p><u>2 基本計画作成 (略)</u> <u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>に資する検討及び権利調整等を行う。</u></p> <p>① <u>市街地再開発事業等の施行区域（予定を含む）</u></p> <p>② <u>都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内</u></p> <p>③ <u>重点密集市街地等</u></p> <p>④ <u>都市再生緊急整備地域等</u></p> <p>⑤ <u>被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域</u></p> <p>三 <u>初動期支援業務の交付対象は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>基礎調査</u></p> <p>① <u>都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市防災等に関する現況調査</u></p> <p>② <u>市街地総合再生基本計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査</u></p> <p>(2) <u>地区診断</u> <u>現況調査等の資料の解析及び地区診断</u></p> <p>(3) <u>住民意向調査等</u> <u>住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動</u></p> <p>(4) <u>コンサルタント派遣</u> <u>住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣</u></p> <p>(5) <u>計画作成</u> <u>整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等</u></p> <p>(6) <u>エリア価値向上に資する検討</u> <u>リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資す</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>る検討等</u></p> <p><u>(7) 権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討</u> <u>市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保</u> <u>留床等の設計及び処分等に係る検討</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>3 推進計画作成</u></p> <p><u>(1) 調査の内容</u></p> <p><u>基本計画作成又はこれに準ずる調査を実施した区域等で、当該区</u> <u>域内の宅地について所有権又は借地権を有する者の2分の1以上</u> <u>が加入している市街地再開発準備組織等の事業準備組織が結成さ</u> <u>れているものについて、市街地再開発組合の定款等の検討、事業の</u> <u>計画内容及び権利調整の詳細の検討等を行う。</u></p> <p><u>(2) 調査の項目</u></p> <p><u>調査の項目を例示すると、概ね次のとおりである。</u></p> <p><u>① 組合定款等案の検討</u> <u>市街地再開発組合の定款(それに準ずる施行組織を設立する</u> <u>場合にはその定款等)等について検討を行う。</u></p> <p><u>② 事業計画案の検討</u> <u>施行地区の設定、施設建築物、公共施設等の整備及び資金計</u> <u>画、事業施行期間、事業効果等に関する事項について検討を行</u> <u>う。</u></p> <p><u>③ 権利調整の詳細の検討</u> <u>関係権利者の補償並びに再開発前後の権利の種類及び価格</u> <u>の試算、権利変換の手法、零細権利者の取り扱い等について検</u> <u>討を行う。</u></p> <p><u>④ 経営採算計画の検討</u> <u>テナント、保留床の処分先、参加組合員の導入、床所有会社</u> <u>の設立等の計画について検討を行う。</u></p> <p><u>⑤ 事業スケジュールの詳細の検討</u> <u>事業のスケジュールの詳細について検討を行う。</u></p> <p><u>⑥ 施設管理運営計画等の検討</u> <u>施設建築物等の管理運営及び当該管理運営主体の設立、管理</u></p>

改正案	現行
<p>2 <u>計画</u>コーディネート業務</p> <p>(1) 業務の内容</p> <p>次の各号に掲げる業務をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動支援業務 (略) ・計画立案・調整業務 (略) <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 基本計画等作成</p> <p>イ <u>事業主体が行う初動期支援業務、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施</u></p> <p>□ <u>初動期支援業務、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施</u>を行う施行者に対する事業主体の補助</p> <p>二 (略)</p>	<p><u>規約等について検討を行う。</u></p> <p>⑦ <u>周辺地区との関連・調整事項の詳細検討</u> <u>電気、水道、ガス事業者、公共施設管理者等との調整事項、商業施設の出店調整等の詳細について検討を行う。</u></p> <p>⑧ <u>準備活動記録の作成</u> <u>事業準備組織の記録を作成する。</u></p> <p>4 コーディネート業務</p> <p>(1) 業務の内容</p> <p>次の各号に掲げる業務をいう。</p> <p>① <u>計画コーディネート業務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動支援業務 (略) ・計画立案・調整業務 (略) <p>② <u>事業コーディネート業務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設詳細設計・計画に関する調整 ・保留床価格設定に関する調整 <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 基本計画等作成</p> <p>イ 事業主体が行う<u>市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の実施のため必要な市街地総合再生基本計画の作成(軽易な変更における耐震診断を含む。)</u>、<u>コーディネート業務・リノベーション及び空地の暫定利用の実施並びに基本計画及び推進計画(以下イー16-(4)関係部分において「基本計画等」という。)</u>の作成</p> <p>□ <u>基本計画等の作成</u>を行う施行者に対する事業主体の補助</p> <p>二 (略)</p>

改正案	現行
<p>5. ・ 6. (略)</p> <p>イ-16-(8) 住宅市街地総合整備事業</p> <p>1. ~14. (略)</p> <p>15. 事業要件</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 14. 第1号及び第2号に掲げる事業は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一~七 (略)</p> <p><u>八 防災街区整備事業は、次の①から④を満たす、事業マネジメントに徹底した事業であること。</u></p> <p><u>①工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること</u></p> <p><u>②工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること</u></p> <p><u>③事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること</u></p> <p><u>④事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること</u></p> <p>16. ~21. (略)</p> <p>22. その他</p> <p>住宅市街地総合整備事業制度の運営は、イ-16-(8)に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなければならない。</p> <p>一~七 (略)</p>	<p>5. ・ 6. (略)</p> <p>イ-16-(8) 住宅市街地総合整備事業</p> <p>1. ~14. (略)</p> <p>15. 事業要件</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 14. 第1号及び第2号に掲げる事業は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一~七 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>16. ~21. (略)</p> <p>22. その他</p> <p>住宅市街地総合整備事業制度の運営は、イ-16-(8)に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなければならない。</p> <p>一~七 (略)</p>

改正案	現行
<p>八 <u>令和7年度</u>における住宅局所管事業に係る標準建設費等について</p> <p>23. 雑則</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 防災街区整備事業のうち令和8年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>イー16ー(12)ー①住宅・建築物耐震改修事業</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 事業要件</p> <p>3. の事業要件は次に定めるものとする。</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 3. 第9号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一 対象となる住宅及び建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律<u>第9条第1項</u>に規定する土砂災害特別警戒区域内の住宅及び建築物であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イー16ー(12)ー③がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p>1.～6. (略)</p> <p>7. 交付対象事業等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p>	<p>八 <u>平成26年度</u>における住宅局所管事業に係る標準建設費等について</p> <p>23. 雑則</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>イー16ー(12)ー①住宅・建築物耐震改修事業</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 事業要件</p> <p>3. の事業要件は次に定めるものとする。</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 3. 第9号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一 対象となる住宅及び建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律<u>第8条第1項</u>に規定する土砂災害特別警戒区域内の住宅及び建築物であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イー16ー(12)ー③がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p>1.～6. (略)</p> <p>7. 交付対象事業等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p>

改正案	現行
<p>一 土砂災害特別警戒区域外に存すること</p> <p>二 災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第3条第1項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること</p> <p><u>三 市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域）であって土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域）又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること</u></p> <p><u>四 都市再生特別措置法第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと</u></p> <p><u>五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること</u></p> <p>8. 雑則</p> <p>この要綱の施行（<u>令和7年4月1日</u>）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。</p> <p>イー16-（13）狭あい道路整備等促進事業</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>1 （略）</p> <p>2 狭あい道路情報整備等事業について、<u>令和11年3月31日</u>において完了しない事業にあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。</p>	<p>一 土砂災害特別警戒区域外に存すること</p> <p>二 災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第3条第1項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>三 都市再生特別措置法第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと</u></p> <p><u>四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること</u></p> <p>8. 雑則</p> <p>この要綱の施行（<u>令和6年4月1日</u>）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。</p> <p>イー16-（13）狭あい道路整備等促進事業</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>1 （略）</p> <p>2 狭あい道路情報整備等事業について、<u>令和7年3月31日</u>において完了しない事業にあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。</p>

改正案	現行
<p>3 (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>イ-16-(17) 削除</p> <p>イ-16-(20) 住宅・建築物省エネ改修推進事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 イ-16-(20)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 (削除)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 事業要件</p> <p>3. の事業要件は次に定めるものとする。</p> <p>1 3. 第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (削除)</p> <p>四 (削除)</p> <p>三 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合するこ</p>	<p>3 (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>イ-16-(17) 都市・地域再生緊急促進事業</p> <p>イ-16-(20) 住宅・建築物省エネ改修推進事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 イ-16-(20)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 土砂災害特別警戒区域 <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 事業要件</p> <p>3. の事業要件は次に定めるものとする。</p> <p>1 3. 第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 建替え後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること。</p> <p>四 建替え後の住宅は、原則として都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているものではないこと。</p> <p>五 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合するこ</p>

改正案	現行
<p>と。</p> <p>四 地方公共団体による建替え後の住宅は、原則としてZEH水準に適合すること。</p> <p>五 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>イー17 地域公共交通再構築事業</p> <p>イー17ー(1) 地域公共交通再構築事業</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 交付対象事業</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>一 地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからホまでに掲げる鉄道施設の整備等(当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。)に関する事業</p> <p>イ 駅施設</p> <p>ロ 線路設備</p> <p>ハ 電路設備</p> <p>ニ 信号保安設備</p> <p>ホ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設、<u>設備等</u></p> <p>二～四 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>ロ 防災・安全交付金事業</p> <p>ロー7 水道・下水道事業</p>	<p>と。</p> <p>六 地方公共団体による建替え後の住宅は、原則としてZEH水準に適合すること。</p> <p>七 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>イー17 地域公共交通再構築事業</p> <p>イー17ー(1) 地域公共交通再構築事業</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 交付対象事業</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>一 地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからホまでに掲げる鉄道施設の整備(当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。)に関する事業</p> <p>イ 駅施設</p> <p>ロ 線路設備</p> <p>ハ 電路設備</p> <p>ニ 信号保安設備</p> <p>ホ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設又は設備</p> <p>二～四 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>ロ 防災・安全交付金事業</p> <p>ロー7 水道・下水道事業</p>

改正案	現行
<p>ロ-7-(1)-③生活基盤近代化事業</p> <p>1. 目的</p> <p>簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張、<u>重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を行うための施設整備</u>を行う事業を行い、簡易水道施設等の基盤強化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 重要施設配水管</u></p> <p><u>基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管で、耐震機能を有するものを整備する事業であって、次の①又は②のいずれかに該当するもの。</u></p> <p><u>①特定簡易水道事業以外の簡易水道事業者が実施する事業で以下のア又はイのいずれかの地域における事業</u></p> <p><u>ア 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域</u></p> <p><u>イ 地震、濁水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域</u></p> <p><u>②国土交通大臣が認める重要施設配水管事業であるもの</u></p>	<p>ロ-7-(1)-③生活基盤近代化事業</p> <p>1. 目的</p> <p>簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張を行う事業を行い、簡易水道施設等の基盤強化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設) (緊急時給水拠点確保等事業から移行)</u></p>

改正案	現行
<p>3.・4. (略)</p> <p>ロ-7-(1)-④高度浄水施設等整備費 (略)</p> <p>ロ-7-(1)-⑤水道総合地震対策事業</p> <p>1. 目的</p> <p>水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化 及び災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進めることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>次の①～④のいずれにも該当する水道事業（ただし、簡易水道事業を除く。）又は水道用水供給事業であること。</p> <p>①「上下水道耐震化計画」を策定していること。</p> <p>②次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。</p> <p>ア 資本単価が水道事業にあつては 90 円/m³以上、水道用水供給事業にあつては 70 円/m³以上であること。</p> <p>イ 次の（ア）から（エ）のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>（ア）料金回収率が 100%以上</p> <p>（イ）直近 5 年間の</p> <p>・ 基幹管路の耐震適合率</p>	<p>3.・4. (略)</p> <p>ロ-7-(1)-④高度浄水施設等整備費 (略)</p> <p>ロ-7-(1)-⑤水道総合地震対策事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>上下</u>水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を進めることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>次の①及び②のいずれにも該当する水道事業（ただし、簡易水道事業を除く。）及び水道用水供給事業であること。</p> <p>①「上下水道耐震化計画」を策定していること。</p> <p>②次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。</p> <p>ア 資本単価が水道事業にあつては 90 円/m³以上、水道用水供給事業にあつては 70 円/m³以上であること。</p> <p>イ 次の（ア）から（エ）のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>（ア）料金回収率が 100%以上</p> <p>（イ）直近 5 年間の</p> <p>・ 基幹管路の耐震適合率</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水施設の耐震化率 ・ 配水池の耐震化率 <p>の上昇ポイント（年換算）の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）の合計値以上であること、</p> <p>又は、現在の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹管路の耐震適合率 ・ 浄水施設の耐震化率 ・ 配水池の耐震化率 <p>の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。</p> <p>(ウ) 耐震化する事業にあつては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後5年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）（ただし、今後5年以内に耐震化率が100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント（年換算））が、当該事業者の直近5年間の上昇ポイント（年換算）の1.5倍及び「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）を上回っていること。</p> <p>(エ) 上下水道耐震化計画を公表していること。</p> <p><u>③3.(7)を実施するにあたっては、危機管理マニュアルに緊急給水目標を定めるとともに、当該給水車の活用について記載していること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水施設の耐震化率 ・ 配水池の耐震化率 <p>の上昇ポイント（年換算）の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）の合計値以上であること、</p> <p>又は、現在の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹管路の耐震適合率 ・ 浄水施設の耐震化率 ・ 配水池の耐震化率 <p>の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。</p> <p>(ウ) 耐震化する事業にあつては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後5年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）（ただし、今後5年以内に耐震化率が100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント（年換算））が、当該事業者の直近5年間の上昇ポイント（年換算）の1.5倍及び「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）を上回っていること。</p> <p>(エ) 上下水道耐震化計画を公表していること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>④3. (11) を実施するにあたっては、危機管理マニュアルに当該浄水場を応援事業者の活動拠点として位置付け、その活用について記載すること。</u></p> <p>3. 交付対象事業の内容 (1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 貯留施設 (耐震性貯水槽)</u> <u>次に掲げる送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業とする。</u></p> <p>①貯水施設 ②配水管、送水管 (ただし、既設管との連絡部分に限る。) ③給水管、給水栓、給水ポンプ (ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。)</p> <p><u>(7) 給水車</u> <u>給水車を増設する事業とする。</u> <u>ただし、令和11年度までの時限措置とする。</u></p> <p><u>(8) 配水池</u> <u>次に掲げる計画一日最大給水量の10時間分を超え、12時間までの容量の配水池及び配水池と密接な関連を有する施設を整備する事業とする。</u></p> <p>①送水管及び配水管 (ただし、既設管との連絡部分に限る。)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>3. 交付対象事業の内容 (1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>②塩素注入設備</p> <p>③計装設備</p> <p>④仕切弁、緊急遮断弁等</p> <p>⑤ポンプ</p> <p><u>(9) 緊急時用連絡管</u></p> <p><u>次に掲げる緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業者等の間若しくは同一の水道事業者内（系列間の連絡管に限る。）で水道水を相互融通できる施設を整備する事業とする。</u></p> <p>①導水管</p> <p>②送水管</p> <p>③配水管</p> <p>④ポンプ</p> <p>⑤計装機器</p> <p>⑥その他必要な施設</p> <p><u>(10) 大容量送水管</u></p> <p><u>緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管及び立坑施設を整備する事業とする。</u></p> <p><u>(11) 浄水場の防災拠点化</u></p> <p><u>次の(a)～(d)のいずれかの地域において、浄水場を防災拠点化するため、次の①～⑥のいずれかの施設を整備する事業とする。ただし、令和11年度までの時限措置とする。</u></p> <p><u>(a) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>(b) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域</u></p> <p><u>(c) 奄美群島</u></p> <p><u>(d) 沖縄振興特別措置法に基づく離島地域</u></p> <p><u>ただし、上記(a)については1自治体あたり1浄水場(近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の浄水場までの直線距離が50km以上離れており、かつ計画1日最大給水量が2000m³/日を超える浄水場を対象とする)、(b)～(d)については1島あたり1浄水場(計画1日最大給水量が2000m³/日を超える浄水場を対象とする)を限度とする。</u></p> <p><u>①備蓄倉庫</u></p> <p><u>②受水槽</u></p> <p><u>③会議室</u></p> <p><u>④シャワー設備</u></p> <p><u>⑤トイレカー</u></p> <p><u>⑥マンホールトイレ</u></p> <p>4. (略)</p> <p>ロ-7-(1)-⑥緊急時給水拠点確保等事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業、災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化等を行い、水道施設の耐災害性強化等を図ることを目的とする。</u></p>	<p>4. (略)</p> <p>ロ-7-(1)-⑥緊急時給水拠点確保等事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>12時間までの容量を有する配水池の整備や緊急時用連絡管、貯留施設、大容量送水管の整備等を行い、緊急時における給水の確保及び浄水時の配水調整の容易化等を図ることを目的とする。</u></p>

改正案	現行
<p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>「緊急時給水拠点確保等事業」とは、緊急時における給水拠点を確保することを目的として、以下の要件に基づき実施される事業である。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除) (水道総合地震対策事業に移行)</u></p>	<p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>「緊急時給水拠点確保等事業」とは、<u>次のいずれかに該当する地域（以下、「地震対策等地域」という。）等において</u>、緊急時における給水拠点を確保することを目的として、以下の要件に基づき実施される事業である。</p> <p><u>I 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。</u></p> <p><u>II 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。</u></p> <p><u>III 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること。</u></p> <p><u>(1) 配水池</u></p> <p><u>次の①～③のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①計画一日最大給水量の 10 時間分を超え、12 時間までの容量の配水池を整備する事業であること。</u></p> <p><u>ただし、平成 15 年度以前に採択された事業については、なお従前のおりとする。</u></p> <p><u>②資本単価が 90 円/m³以上であること。</u></p>

改正案	現行
<p><u>(削除) (水道総合地震対策事業に移行)</u></p>	<p><u>事業であること。</u></p> <p><u>①資本単価が、水道事業にあつては 90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては 70 円/㎡以上であること。ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては 70 円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては 50 円/㎡以上であること。</u></p> <p><u>②既設の管路の更新等に合わせて整備するものであること。</u></p> <p><u>③地震対策等地域の I 又は II のいずれかの地域における事業であること。</u></p> <p><u>(4) 大容量送水管</u></p> <p><u>緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であつて、次の①～③のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>ただし、施設規模については、「水道の耐震化計画等策定指針」(平成 20 年 4 月 8 日健水発第 0408002 号厚生労働省健康局水道課長通知を参照) の応急給水の目標設定例に基づき、給水地域全体に 10 日間程度の応急給水が可能な容量を上限とする。</u></p> <p><u>①資本単価が、水道事業にあつては 90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては 70 円/㎡以上であること。</u></p> <p><u>ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては 70 円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては 50 円/㎡以上であること。</u></p> <p><u>②地震対策等地域の I 又は II のいずれかの地域における事</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="286 448 712 528"><u>(2)</u> 水道施設耐災害性強化事業 (略)</p> <p data-bbox="197 831 517 863">3. 交付対象事業の内容</p> <p data-bbox="226 879 1133 959">水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。</p> <p data-bbox="226 975 1133 1054">なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。</p> <p data-bbox="264 1310 792 1342"><u>(削除) (水道総合地震対策事業に移行)</u></p>	<p data-bbox="1301 212 1854 244">なお、令和10年度までの時限事業とする。</p> <p data-bbox="1301 260 2096 387">①水道事業で資本単価90円/㎡以上、又は水道用水供給事業で資本単価70円/㎡以上であること。 ②断水影響戸数が2,000戸以上の施設であること。</p> <p data-bbox="1249 451 1682 483"><u>(7)</u> 水道施設耐災害性強化事業</p> <p data-bbox="1301 499 1839 531">次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p data-bbox="1301 547 2096 770">①災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化事業であること ②原形より水道施設の耐災害性が強化される事業であること ③他の事業による防災対策が実施されても被災原因となった災害と同様の災害によって被災するおそれがあること。</p> <p data-bbox="1167 834 1487 866">3. 交付対象事業の内容</p> <p data-bbox="1223 882 2096 1010"><u>簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設(ただし、2.(5)の事業に限る。)</u>、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。</p> <p data-bbox="1223 1026 2096 1249"><u>ただし、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、大容量送水管及び重要施設配水管の整備事業とする。</u>なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。</p> <p data-bbox="1234 1313 1397 1345"><u>(1) 配水池</u></p> <p data-bbox="1256 1361 2096 1393"><u>配水池及び配水池と密接な関連を有する次に掲げる施設 とす</u></p>

改正案	現行
<p><u>(削除) (水道総合地震対策事業に移行)</u></p> <p><u>(削除) (水道総合地震対策事業に移行)</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p><u>①送水管及び配水管 (ただし、既設管との連絡部分に限る。)</u></p> <p><u>②塩素注入設備</u></p> <p><u>③計装設備</u></p> <p><u>④仕切弁、緊急遮断弁等</u></p> <p><u>⑤ポンプ</u></p> <p><u>(2) 緊急時用連絡管</u> <u>次に掲げる施設とする。</u></p> <p><u>①導水管</u></p> <p><u>②送水管</u></p> <p><u>③配水管</u></p> <p><u>④ポンプ</u></p> <p><u>⑤計装機器</u></p> <p><u>⑥その他必要な施設</u></p> <p><u>(3) 貯留施設</u> <u>貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。</u></p> <p><u>①貯水施設</u></p> <p><u>②配水管、送水管 (ただし、既設管との連絡部分に限る。)</u></p> <p><u>③給水管、給水栓、給水ポンプ (ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。)</u></p>

改正案	現行
<p><u>(削除) (水道総合地震対策事業に移行)</u></p> <p><u>(削除) (生活基盤近代化事業に移行)</u></p> <p><u>(1) 取水施設耐災害性強化事業</u> (略)</p> <p><u>(2) 水道施設耐災害性強化事業</u> (略)</p> <p>4. 交付対象 (略)</p> <p>ロー7-(1)-⑦<u>水道施設アセットマネジメント推進事業</u></p> <p>1. 目的 「<u>水道施設アセットマネジメント計画</u>」の作成、導水管及び送水管、配水管等の<u>更新等を推進</u>することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p>	<p><u>(4) 大容量送水管</u> <u>送水管及び立坑施設</u></p> <p><u>(5) 重要施設配水管</u> <u>重要施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設とする。</u></p> <p><u>(6) 取水施設耐災害性強化事業</u> 取水施設及びこれらの施設と密接に関連する施設</p> <p><u>(7) 水道施設耐災害性強化事業</u> 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関係を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）</p> <p>4. 交付対象 (略)</p> <p>ロー7-(1)-⑦<u>水道管路耐震化等推進事業</u></p> <p>1. 目的 導水管及び送水管、配水管等について<u>耐震機能を有する管への更新等を行い、自然災害発生時等の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減</u>することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p>

改正案	現行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 水道管路緊急改善事業 <u>次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。</u></p> <p><u>①点検・調査結果に基づく「水道施設アセットマネジメント計画」を作成する事業であること。</u></p> <p><u>②点検・調査結果に基づき策定した「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であって、次のア～エのいずれかに該当する事業であること。</u></p> <p><u>ただし、令和6年度以前に採択した事業にあつては、令和11年度までに限り、「水道施設アセットマネジメント計画」を策定していることを補助要件としない。</u></p> <p><u>ア</u> 1ヶ月に10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。</p> <p><u>イ</u> <u>ア</u>に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。</p> <p><u>ウ</u> <u>ア</u>に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。</p> <p><u>エ</u> 水道用水供給事業者であること。</p> <p>ただし、次のいずれかの事業については、<u>ア</u>から<u>エ</u>の条件は</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 水道管路緊急改善事業 <u>次のいずれかに該当する事業であること。</u></p> <p><u>①</u>1ヶ月に10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。</p> <p><u>②①</u>に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。</p> <p><u>③①</u>に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。</p> <p><u>④</u>水道用水供給事業者であること。</p> <p>ただし、次のいずれかの事業については、<u>①</u>から<u>④</u>の条件は付き</p>

改正案	現行
<p>付さない。</p> <p><u>(ア)</u> コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、交付額は5億円を上限とする。</p> <p><u>(イ)</u> <u>(ア)</u> 以外のウォーターPPP導入のために実施する事業。なお、交付額は1億円を上限とする。</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水道管路緊急改善事業</p> <p><u>① 「水道施設アセットマネジメント計画」の作成等に関する事業であること。</u></p> <p><u>②</u> 布設後40年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業であること。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。</p>	<p>ない。</p> <p><u>ア</u> コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、交付額は5億円を上限とする。</p> <p><u>イ</u> <u>ア</u> 以外のウォーターPPP導入のために実施する事業。なお、交付額は1億円を上限とする。</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水道管路緊急改善事業</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>布設後40年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業であること。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。</p>

改正案	現行
<p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>ロ-7-(1) -⑧水道事業運営基盤強化推進事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 水道施設再編推進事業</p> <p><u>次の①~③のいずれかに該当する事業であること。</u></p> <p>① 給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、当該給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業であって、<u>次のア及びイのいずれにも</u>該当する事業であること。</p> <p>② <u>水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう取水位置を上流に移転する際のCO2削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討事業であること。</u></p> <p>③ <u>水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう取水位置を上流に移転する際の取水施設、導水施設の整備を行う事業であって、次のア、ウ及びエのいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>ア</u> 資本単価が水道事業にあっては90円/m³以上、水道用水</p>	<p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>ロ-7-(1) -⑧水道事業運営基盤強化推進事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 水道施設再編推進事業</p> <p>給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、当該給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業であって、<u>次のいずれにも</u>該当する事業であること。</p> <p>①資本単価が水道事業にあっては90円/m³以上、水道用水供給</p>

改正案	現行
<p>供給事業にあつては 70 円／m³以上であること。</p> <p><u>イ 公表された施設整備計画に基づき、同一系統において3施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること。</u></p> <p><u>ウ 施設再編後の温室効果ガス排出量を既存の20%以上削減すること。</u></p> <p><u>エ 同一系統において、施設の統廃合や施設規模の適正化等の水道システムの見直しを行った上で、脱炭素化推進に向けて取水位置の上流化を実施すること。</u></p> <p>(5) <u>水道施設DX推進事業</u> 広域化を検討している協議会等に参加している<u>水道事業者等が実施する次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。ただし、②にあつては、令和11年度までの時限措置とする。</u> <u>また、①を実施するにあつては、クラウド化した情報を活用する計画を提出すること。</u> <u>①水道施設台帳のクラウド化を図る事業</u> <u>②市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査をする事業</u></p> <p>(6) ~ (9) (略)</p>	<p>事業にあつては 70 円／m³以上であること。</p> <p><u>②公表された施設整備計画に基づき、同一系統において3施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) <u>水道施設台帳電子化促進事業</u> 広域化を検討している協議会等に参加している<u>水道施設台帳の電子化がされていない水道事業者等が、行政区域を別にす他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業であること。</u></p> <p>(6) ~ (9) (略)</p>

改正案	現行
<p><u>(10) 水道基盤強化計画策定事業</u> <u>都道府県が実施する「水道基盤強化計画」等の作成等の事業であること。</u></p> <p>3. 交付対象事業の内容 簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設（ただし、2.（1）、（2）及び（5）の事業に限る。）、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下<u>の（1）～（9）</u>に掲げる施設の整備等に関する事業<u>及び都道府県が実施する以下の（10）の事業。</u></p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）水道施設再編推進事業 次に掲げる施設<u>及び経費</u>とする。 ①浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。） ②<u>上流からの取水によるCO₂削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討費</u> ③<u>取水施設、導水施設</u></p> <p>（5）<u>水道施設DX推進事業</u> 次に掲げる経費を交付の対象とする。 ①需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費） ②役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） ③委託料</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>3. 交付対象事業の内容 簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設（ただし、2.（1）、（2）及び（5）の事業に限る。）、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）水道施設再編推進事業 次に掲げる施設とする。 浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>（5）<u>水道施設台帳電子化促進事業</u> 次に掲げる経費を交付の対象とする。 ①需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費） ②役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） ③委託料</p>

改正案	現行
<p>④使用料及び賃借料</p> <p>(6) ~ (9) (略)</p> <p><u>(10) 水道基盤強化計画策定事業</u> <u>水道基盤強化計画策定に関する経費</u></p> <p>4. (略)</p> <p>ロ-7-(2)-①通常の下水道事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件</p> <p>公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること <u>(災害対応その他の理由により、期間内の対</u></p>	<p>④使用料及び賃借料</p> <p>(6) ~ (9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4. (略)</p> <p>ロ-7-(2)-①通常の下水道事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件</p> <p>公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。</p>

改正案	現行
<p><u>応が著しく困難な地方公共団体を除く。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>3. ～6. (略)</p> <p>ロ-7-(2)-③下水道総合地震対策事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保することを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(7)・(8) (略)</p> <p>3. ～6. (略)</p> <p>ロ-7-(2)-③下水道総合地震対策事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進めることをもって地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されるようにすることを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p><u>「下水道総合地震対策事業」とは、次のいずれかに該当する地域において、地方公共団体の下水道地震対策を目的として、「下水道総合地震対策計画」に従い実施する事業をいう。</u></p> <p><u>(ア) DID 地域を有する都市</u></p> <p><u>(イ) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域</u></p> <p><u>(ウ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域</u></p> <p><u>(エ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</u></p>

改正案	現行
<p>①「上下水道耐震化計画」を策定していること。</p> <p>②3. の③に定める事業を実施する場合は、下水道 BCP に当該処理場を支援者の活動拠点として位置付け、活用方針について記載することと</p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>①「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業</p> <p>② 終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設、流域下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業</p> <p>③ 次のいずれかの地域における、終末処理場の防災拠点化事業（<u>備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マン</u></p>	<p><u>(オ) 首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域</u></p> <p><u>(カ) 上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域</u></p> <p><u>(キ) 地震による下水道施設被害があった地域（災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業に限る。）</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>交付対象事業の範囲は、<u>イー7ー(2)ー①の対象となる事業及び施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたものとする。</u></p> <p>① <u>災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）並びに高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院、帰宅困難者一時滞在施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>ホールトイレの整備)</u></p> <p>(a) <u>半島振興法に基づく半島振興対策実施地域</u></p> <p>(b) <u>離島振興法に基づく離島振興対策実施地域</u></p> <p>(c) <u>奄美群島</u></p> <p>(d) <u>沖縄振興特別措置法に基づく離島地域</u></p> <p><u>ただし、上記(a)については1自治体あたり1処理場(近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の下水処理場までの直線距離が50km以上離れており、かつ計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。)、(b)～(d)については1島あたり1処理場(計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。)を限度とする。</u></p> <p>④ 以下の施設の耐震化事業</p> <p>(a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管路</p> <p>(b) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管路</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点・避難地)が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー7-(2)-②2.ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあつては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・</p>	<p>② 以下の(a)～(e)の施設の耐震化事業</p> <p>(a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路<u>及び避難路</u>の下に埋設されている管渠</p> <p>(b) 道路法に基づく重要物流道路<u>及び代替・補完路</u>の下に埋設されている管渠</p> <p><u>(c) 軌道の下に埋設されている管渠</u></p> <p><u>(d) 河川の下に埋設されている管渠</u></p> <p><u>(e) 水管橋</u></p> <p>③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点・避難地)が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー7-(2)-②2.ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあつては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・</p>

改正案	現行
<p>排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。)にあっては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあっては0.25ha以上、過疎市町村にあっては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑥ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数(小数点以下は切り上げ)を設置基数の上限とする。)</p> <p>4. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。)にあっては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあっては0.25ha以上、過疎市町村にあっては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業</p> <p>④ <u>都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域(同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象地域」という。)内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。</u></p> <p><u>(ア) 対象地域において都市機能が集積していること</u></p> <p><u>(イ) 対象地域の面積が20ha以上であること</u></p> <p><u>(ウ) 対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国平均値以上であること</u></p> <p>⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数(小数点以下は切り上げ)を設置基数の上限とする。)</p> <p>4. (略)</p> <p><u>5. 下水道総合地震対策計画の社会資本総合整備計画への記載</u></p> <p>① <u>本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道総合地震対策計画」を記載するものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>5. その他 <u>(削除)</u></p> <p>① <u>3. の③に定める事業については、令和 11 年度末までに完了する事業に限り、交付対象とする。</u></p> <p>② <u>令和 6 年度末までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。</u></p> <p>ロ-7-(2)-⑧下水道広域化推進総合事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れ</u></p>	<p>② <u>「下水道総合地震対策計画」に定める主な事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 対象地区の概要及び選定理由</u></p> <p><u>(イ) 整備目標</u></p> <p><u>(ウ) 事業内容及び年度計画</u></p> <p><u>(エ) 下水道 BCP 策定状況（なお、計画策定時に下水道 BCP 未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）</u></p> <p>6. その他</p> <p><u>本事業は、令和 5 年度より 5 年間以内に原則として計画期間 5 年以内の「下水道総合地震対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた管渠等の耐震化事業に係る工期が 5 年を超える場合は、計画期間は 10 年以内とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ロ-7-(2)-⑧下水道広域化推進総合事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>①・② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>のある管渠等の撤去等。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 留意事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>2. の③を実施する場合は、公共下水道にあっては、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に定める件（昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3. 3. 31 告示第 289 号）の別表（合流式及び分流式の汚水については「改築以外の事業」を適用。）に基づく管渠及びその付帯施設の撤去等を補助対象とする。</u></p> <p>⑥ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。</p> <p>ロー 7 - (2) - ⑭下水道情報デジタル化支援事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などの<u>クラウド</u>化に係る業務等とする。</p> <p>3. (略)</p>	<p>3. (略)</p> <p>4. 留意事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑤ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。</p> <p>ロー 7 - (2) - ⑭下水道情報デジタル化支援事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などの<u>デジタル</u>化に係る業務等とする。</p> <p>3. (略)</p>

改正案	現行
<p>4. 留意事項</p> <p>①本事業は、令和8年度までの事業とする。</p> <p>②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。</p> <p>ロ-10 都市再生整備計画事業</p> <p>ロ-10-(1) 都市再生整備計画事業</p> <p>イ-10-(1)の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ-10-(1)」とあるのは、「ロ-10-(1)」と読み替え、1. 目的、4. 交付対象事業及び5. 施行地区については、以下の通りとする。</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1)に掲げる事業等をいう。 <u>なお、ロ-10-(1)の5. 1に規定する施行地区で、次の市町村の市町村域において実施される事業等を除く。</u></p> <p><u>1 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。</u></p> <p><u>2 立地適正化計画に都市再生法第81条第2項第5号に規定する防災指針を記載していない市町村。</u></p> <p><u>3 都市再生整備計画を国に提出した時点において、立地適正化計画を</u></p>	<p>4. 留意事項</p> <p>本事業は、令和8年度までの事業とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ロ-10 都市再生整備計画事業</p> <p>ロ-10-(1) 都市再生整備計画事業</p> <p>イ-10-(1)の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ-10-(1)」とあるのは、「ロ-10-(1)」と読み替え、1. 目的、4. 交付対象事業及び5. 施行地区については、以下の通りとする。</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1)に掲げる事業等をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行																		
<p><u>作成した年度（令和6年度末までに変更（規則第31条に規定する軽微な変更を除く。）を行っている場合は当該変更を行った年度）の翌年度から起算しておおむね5年を経過し、かつ都市再生法第84条に規定する評価を実施していない市町村。</u></p> <p><u>4 立地適正化計画を作成し、都市再生法第84条に規定する評価を実施し、かつ、都市再生整備計画を国に提出した時点において直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむね5年を経過した市町村。</u></p> <p>5. 施行地区 （略）</p> <p>表 10-(1)（都市再生整備計画事業の交付対象事業）</p> <table border="1" data-bbox="210 727 1106 1398"> <thead> <tr> <th>交付対象事業</th> <th>交付対象事業の費用の範囲</th> <th>間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ・ 2. （略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>3. 地域創造支援事業</td> <td>都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・ 駐車場（本表第10の3に該当するもの） ・ 地域交流センター （本表第12の1に該当するもの）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額	1 ・ 2. （略）	（略）	（略）	3. 地域創造支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・ 駐車場（本表第10の3に該当するもの） ・ 地域交流センター （本表第12の1に該当するもの）	（略）	<p>5. 施行地区 （略）</p> <p>表 10-(1)（都市再生整備計画事業の交付対象事業）</p> <table border="1" data-bbox="1173 727 2069 1398"> <thead> <tr> <th>交付対象事業</th> <th>交付対象事業の費用の範囲</th> <th>間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ・ 2. （略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>3. 地域創造支援事業</td> <td>都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・ 駐車場（本表第10の3に該当するもの） ・ 地域交流センター （本表第12の1に該当するもの）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額	1 ・ 2. （略）	（略）	（略）	3. 地域創造支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・ 駐車場（本表第10の3に該当するもの） ・ 地域交流センター （本表第12の1に該当するもの）	（略）
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額																	
1 ・ 2. （略）	（略）	（略）																	
3. 地域創造支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・ 駐車場（本表第10の3に該当するもの） ・ 地域交流センター （本表第12の1に該当するもの）	（略）																	
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額																	
1 ・ 2. （略）	（略）	（略）																	
3. 地域創造支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・ 駐車場（本表第10の3に該当するもの） ・ 地域交流センター （本表第12の1に該当するもの）	（略）																	

改正案			現行		
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光交流センター (本表第12の2に該当するもの) ・まちおこしセンター (本表第12の3に該当するもの) ・子育て世代活動支援センター (本表第12の4に該当するもの) ・複合交通センター (本表第12の5に該当するもの) ・<u>水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内において利用者の安全を確保するための対策が実施されない建築物(災害時に避難所等として利用されるものに限る。)</u> <p>(略)</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・観光交流センター (本表第12の2に該当するもの) ・まちおこしセンター (本表第12の3に該当するもの) ・子育て世代活動支援センター (本表第12の4に該当するもの) ・複合交通センター (本表第12の5に該当するもの) ・<u>(新設)</u> <p>(略)</p>	
4~11. (略)	(略)	(略)	4~11. (略)	(略)	(略)
12. 高次都市施設	(略)	(略)	12. 高次都市施設	(略)	(略)
	<u>水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨</u>			<u>(新設)</u>	

改正案			現行		
	<p><u>水出水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物においては、利用者の安全を確保するための対策が実施されること。</u></p> <p>1号～5号の施設においては、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>① 防災<u>備蓄</u>機能を具備すること。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p>			<p>1号～5号の施設においては、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>① 防災機能を具備すること。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p>	
13. (略)	(略)	(略)	13. (略)	(略)	(略)
14. 既存建造物活用事業	<p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>第3号の事業においては、以下の全ての要件を満たすこと。</u></p> <p><u>①防災備蓄機能を具備すること。</u></p> <p><u>②発災時に地域住民等を一時収容するための必要最低限のスペースを鑑みて適切な規模であること。</u></p>	(略)	14. 既存建造物活用事業	<p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	(略)

改正案		現行	
	<p>第3号の事業については、1箇所における整備に要する費用 <u>(ただし、市街地調整区域等、都市計画区域外を除く区域であり、かつ、立地適正化計画に記載された防災指針や事前復興まちづくり計画に老朽市街地対策が必要な地区として位置づけられた地区で実施される場合は、老朽市街地既存建造物対策費用(上記①及び②を満たすために必要となる費用をいう。)を除く。)</u> は21億円を限度とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3号の事業においては、ロー10-(1)の5.2に規定する施行地区の場合、移転・統廃合による整備に限る。 <u>また、水防法第14条に規定する洪水</u></p>		<p>第3号の事業については、1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>第3号の事業においては、以下の全ての要件を満たすこと。</u></p> <p><u>①防災機能を具備すること。</u></p> <p><u>②発災時に地域住民等を一時収容するための必要最低限のスペースを鑑みて適切な規模であること。</u></p> <p>第3号の事業においては、ロー10-(1)の5.2に規定する施行地区の場合、移転・統廃合による整備に限る。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案			現行		
	<u>浸水想定区域、同法第 14 条の 2 に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域の区域内における整備に要する費用については、利用者の安全を確保するための対策が実施される場合に限る。</u>				
15～26. (略)	(略)	(略)	15～26. (略)	(略)	(略)
27. エリア価値向上整備事業	<p>イ-10-(1)の規定を準用する。 (第6号及び第7号については、ロー10-(1)の5.1に規定する施行地区に限る。)</p> <p>ただし、都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業として、本表第4項～第26項及び第28項～29項のいずれかを都市再生整備計画に掲げる場合に限る。</p>		27. エリア価値向上整備事業	<p>イ-10-(1)の規定を準用する。 (第6号については、ロー10-(1)の5.1に規定する施行地区に限る。)</p> <p>ただし、都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業として、本表第4項～第26項及び第28項のいずれかを都市再生整備計画に掲げる場合に限る。</p>	
28. (略)	(略)	(略)	28. (略)	(略)	(略)
<u>29. 暑熱対策事業</u>	<p><u>緑化施設、水盤・親水施設、透水・保水性舗装、日よけ施設等の暑熱対策に資する施設であって、通年利用するものの整備に要する費用</u></p> <p><u>ただし、次の要件を全て満たす場合に限る。</u></p>	<u>同上</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正案		現行	
	<p><u>①都市再生整備計画の目標に暑熱対策に係る目標を記載し、かつ、同計画の目標を定量化する指標として暑熱対策に関連するものを設定すること。</u></p> <p><u>②一定の区域内において線的・面的に実施される暑熱対策であること。</u></p>		
<p>注1) 建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律（平成27年法律第53号。以下ロ-10関係部分において「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下ロ-10関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法<u>第20条</u>により除外となる建築物を除く）。</p> <p>注2) 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法<u>第20条</u>により適用除外となる建築物を除く）。</p>	<p>注1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下ロ-10関係部分において「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下ロ-10関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法<u>第18条</u>により除外となる建築物を除く）。</p> <p>注2) 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法<u>第18条</u>により適用除外となる建築物を除く）。</p>		
<p>ロ-12 都市公園・緑地等事業</p> <p>ロ-12-(1) 都市公園等事業</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>I 都市公園事業</p> <p>1 定義</p> <p>①~⑦ (略)</p>	<p>ロ-12 都市公園・緑地等事業</p> <p>ロ-12-(1) 都市公園等事業</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>I 都市公園事業</p> <p>1 定義</p> <p>①~⑦ (略)</p>		

改正案	現行
<p>2 事業要件 A-1 ~ A-4 (略)</p> <p>B 防災公園 A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1については適用しない。また、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</p> <p>①都市要件 ①-1 防災公園対象都市要件 (略)</p> <p>①-2 防災公園対象地域要件 1) 広域避難地の機能を有する都市公園 以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域</p> <p><u>i) 以下のi)及びii)を満たす地域</u> <u>1) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区。(ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。</u> <u>2) 10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m²が確保されていないこと。ただし、既設の広域避難地について、防災関連施設を追加的に整備する事業に限</u></p>	<p>2 事業要件 A-1 ~ A-4 (略)</p> <p>B 防災公園 A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1については適用しない。また、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</p> <p>①都市要件 ①-1 防災公園対象都市要件 (略)</p> <p>①-2 防災公園対象地域要件 1) 広域避難地の機能を有する都市公園 以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。</p> <p>i) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区であり、10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m²が確保されていないこと (ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>り、本要件を適用しないこととする。</u></p> <p>ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。</p> <p>2) ・ 3) (略)</p> <p>②面積要件</p> <p>1) ・ 2) (略)</p> <p>3) 広域避難地の機能を有する都市公園 災害が発生した場合において、<u>給水機能・トイレ機能が確保される見込み(ただし、令和6年度末までに整備計画が策定・提出されている事業については、当該整備計画の事業期間に限り給水機能・トイレ機能の確保を要件としない)</u>である広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が10ha以上のもの(周辺の空地とあわせて10haとなる4ha以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園(面積概ね8ha以上)を含む。)</p> <p>4) ~ 6) (略)</p> <p>③対象事業内容 (略)</p> <p>C ~ E (略)</p>	<p>ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。</p> <p>2) ・ 3) (略)</p> <p>②面積要件</p> <p>1) ・ 2) (略)</p> <p>3) 広域避難地の機能を有する都市公園 災害が発生した場合において、広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が10ha以上のもの(周辺の空地とあわせて10haとなる4ha以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園(面積概ね8ha以上)を含む。)</p> <p>4) ~ 6) (略)</p> <p>③対象事業内容 (略)</p> <p>C ~ E (略)</p>

改正案	現行
<p>3 交付対象 (略)</p> <p>II ~ IV (略)</p> <p>3. 留意事項 イー12-(1)3. のIからIVに定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>ロー12-(2) 都市公園安全・安心対策事業 (略)</p> <p>ロー12-(3) 都市公園ストック再編事業 1・2 (略) 3. 留意事項 イー12-(1)3. のII、III及びIVに定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>ロー12-(5) 緑地環境事業 1・2 (略) 3. 留意事項 イー12-(1)3. のII、III及びIVに定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>ロー13-(8) 都市・地域交通戦略推進事業 イー13-(8)の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー13」とあるのは、「ロー13」と読み</p>	<p>3 交付対象 (略)</p> <p>II ~ IV (略)</p> <p>3. 留意事項 イー12-(1)3. のIからIIIに定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>ロー12-(2) 都市公園安全・安心対策事業 (略)</p> <p>ロー12-(3) 都市公園ストック再編事業 1・2 (略) 3. 留意事項 イー12-(1)3. のII及びIIIに定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>ロー12-(5) 緑地環境事業 1・2 (略) 3. 留意事項 イー12-(1)3. のII及びIIIに定める事項については、本事業においても準用する。</p> <p>ロー13-(8) 都市・地域交通戦略推進事業 イー13-(8)の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー13」とあるのは、「ロー13」と読み</p>

改正案	現行
<p>替え、<u>2. 整備地区については以下の記載を追加し、</u>4. 交付対象事業 イ 整備計画の作成等に関する事業については以下の通りとする。</p> <p>2. 整備地区</p> <p><u>一 次の要件のいずれかに該当する地区であること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p><u>ただし、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害等を受けて復興計画等（任意計画。以下同じ）を作成した市町村は、以下の①②の要件を満たす場合に限り、立地適正化計画を策定している区域に関する整備地区要件について、立地適正化計画を策定することが確実と見込まれる区域と読み替えることができることとする。</u></p> <p>① <u>当該市町村が作成した復興計画等に、都市機能や居住の立地・誘導に関する方針が記載されていること</u></p> <p>② <u>当該市町村が、被災した年度の次年度から起算して2年以内に立地適正化計画の作成に着手し、かつ、立地適正化計画の作成に着手した年度の次年度から起算して2年以内に立地適正化計画を策定することが確実であること</u></p> <p>ロ－13－（9）津波防災拠点整備事業</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 施行地区</p> <p>次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設。</p>	<p>替え、4. 交付対象事業 イ 整備計画の作成等に関する事業については以下の通りとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ロ－13－（9）津波防災拠点整備事業</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 施行地区</p> <p>次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設。</p>

改正案	現行
<p>なお、2. の 1)、2) イ、3) イに掲げる事業については、以下の要件に該当することが見込まれ、かつ「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が見込まれる区域を含む。</p> <p>(削除)</p> <p>イ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域の指定区域を有する市町村の区域内であること。</p> <p>ロ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。</p> <p>※ なお、推進計画において都市のコンパクト化に関する方針が記載されており、津波防災拠点に関する計画が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められるもの。</p> <p>ロ-16 住環境整備事業 ロ-16-(17) 削除</p> <p>ハ 基幹事業の費用便益比 要綱本編第8第1項第7号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する基幹事業は、平成29年4月1日以降に事業に着手するものであって、下表によるものとする。</p> <p>なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。</p>	<p>なお、2. の 1)、2) イ、3) イに掲げる事業については、ロ、ハの要件に該当することが見込まれ、かつ「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が見込まれる区域を含む。</p> <p>イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域内であること。</p> <p>ロ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域の指定区域を有する市町村の区域内であること。</p> <p>ハ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。</p> <p>※ なお、推進計画において都市のコンパクト化に関する方針が記載されており、津波防災拠点に関する計画が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められるもの。</p> <p>ロ-16 住環境整備事業 ロ-16-(17) 都市・地域再生緊急促進事業</p> <p>ハ 基幹事業の費用便益比 要綱本編第8第1項第7号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する基幹事業は、平成29年4月1日以降に事業に着手するものであって、下表によるものとする。</p> <p>なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。</p>

改正案			現行		
基幹事業名	費用便 益比算 出対象 の有無	備考	基幹事業名	費用便 益比算 出対象 の有無	備考
7 水道・下水道事業			7 水道・下水道事業		
(1) 水道未普及地 -① 域解消事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	(1) 水道未普及地 -① 域解消事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(1) 簡易水道再編 -② 推進事業	○		(1) 簡易水道再編 -② 推進事業	○	
(1) 生活基盤近代 -③ 化事業	○		(1) 生活基盤近代 -③ 化事業	○	
(1) 高度浄水処理 -④ 等整備費	○		(1) 高度浄水処理 -④ 等整備費	○	
(1) 水道総合地震 -⑤ 対策事業	×		(1) 水道総合地震 -⑤ 対策事業	×	
(1) 緊急時給水拠 -⑥ 点確保等事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	(1) 緊急時給水拠 -⑥ 点確保等事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。

改正案				現行			
(1) -⑦	水道施設アセ ットマネジメ ント推進事業	×	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	(1) -⑦	水道管路耐震 化等推進事業	×	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(1) -⑧	水道事業運営 基盤強化推進 事業	○		(1) -⑧	水道事業運営 基盤強化推進 事業	○	
(1) -⑨	水道水源自動 監視施設等整 備事業	○		(1) -⑨	水道水源自動 監視施設等整 備事業	○	
<p>附属第三編 国費の算定方法</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イ-7-(2)-⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</p> <p>本事業として実施する附属第二編イ-7-(2)-⑧の2.に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① 計画策定等</p> <p>本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 施設整備</p> <p>下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水</p>				<p>附属第三編 国費の算定方法</p> <p>第1章 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イ-7-(2)-⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</p> <p>本事業として実施する附属第二編イ-7-(2)-⑧の2.に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① 計画策定等</p> <p>本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 施設整備</p> <p>下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水</p>			

改正案	現行
<p>道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。</p> <p>なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <p>③ 撤去等</p> <p><u>本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする(ただし、災害復旧に伴う浄化槽区域への転換の場合は、3分の2又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和三十六年法律第九十七号)第4条の規定に基づく、交付申請年度の前年度に通知される国庫負担率を適用した費用とする。なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第4条又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令四百三号)第6条の規定に基づく特別財政援助額により国庫負担率の嵩上げをする場合は、交付申請年度の前年度に通知される当該負担率を適用した費用とする)。</u></p> <p>イー10 都市再生整備計画事業 イー10ー(1) 都市再生整備計画事業に係る基礎額 イー10ー(2) まちなかウォークラブル推進事業に係る基礎額</p>	<p>道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。</p> <p>なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イー10 都市再生整備計画事業 イー10ー(1) 都市再生整備計画事業に係る基礎額 イー10ー(2) まちなかウォークラブル推進事業に係る基礎額</p>

改正案	現行
<p>1. 基礎額</p> <p>(略)</p> <p>イ 都市再生整備計画事業を実施する地区の交付対象限度額は、規則第16条第3項の規定により、上記交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(略)</p> <p>A：表10-(1)第4項から第29項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>B：表10-(1)第1項から第3項までの事業等（以下イ-10関係部分において「提案事業」という。）ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>a：表10-(1)第1項から第3項までの事業、第5項の事業、第9項から第29項までの事業のうち、特定非営利活動法人等が実施する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に、該当する事業において当該事業に要する費用と市町村が負担する費用の差額が当該事業に要する費用に占める割合δから下記に基づいて定められる係数Δを乗じて算出した額を合計した額</p>	<p>1. 基礎額</p> <p>(略)</p> <p>イ 都市再生整備計画事業を実施する地区の交付対象限度額は、都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号。以下イ-10関係部分において「規則」という。）第16条第3項の規定により、上記交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(略)</p> <p>A：表10-(1)第4項から第28項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>B：表10-(1)第1項から第3項までの事業等（以下イ-10関係部分において「提案事業」という。）ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>a：表10-(1)第1項から第3項までの事業、第5項の事業、第9項から第28項までの事業のうち、特定非営利活動法人等が実施する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に、該当する事業において当該事業に要する費用と市町村が負担する費用の差額が当該事業に要する費用に占める割合δから下記に基づいて定められる係数Δを乗じて算出した額を合計した額</p>

改正案	現行
<p>$\Delta = 0 \quad (\delta < 1/3) \quad \Delta = 0.3 \times \delta - 0.1 \quad (1/3 \leq \delta < 1/2)$</p> <p>$\Delta = 0.05 \quad (1/2 \leq \delta)$</p> <p>ただし、次の i) から <u>vi)</u> までのいずれかの要件を満たす地区においては、上記 1) 式は 3) 式とする。</p> <p>i) ~ iii)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>iv)</u> 都市再生整備計画の区域が国策的プロジェクトに関連する区域に含まれていること。</p> <p><u>v)</u> 都市再生整備計画の区域が地域未来投資促進法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する重点促進区域に含まれていること。</p>	<p>$\Delta = 0 \quad (\delta < 1/3) \quad \Delta = 0.3 \times \delta - 0.1 \quad (1/3 \leq \delta < 1/2)$</p> <p>$\Delta = 0.05 \quad (1/2 \leq \delta)$</p> <p>ただし、次の i) から <u>vii)</u> までのいずれかの要件を満たす地区においては、上記 1) 式は 3) 式とする。</p> <p>i) ~ iii)</p> <p><u>iv) 次のすべての要件を満たす地区であること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都市再生整備計画の区域が都市の低炭素化の促進に関する法律（以下イー 10 関係部分において「低炭素法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき作成された低炭素まちづくり計画において定められた同条第 2 項第 2 号イに規定する都市機能の集約を図るための拠点となる地域に含まれていること。</u> ・ <u>都市再生整備計画の主たる事業が低炭素まちづくり計画に位置づけられており、かつ、すべての事業が低炭素まちづくり計画の目標の達成に資するものであること。</u> ・ <u>低炭素まちづくり計画において、低炭素法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに掲げる事項に係る具体的な施策及び同号ハからチに掲げるいずれかの事項に係る具体的な施策が位置づけられており、かつ、二酸化炭素（CO2）削減量について具体的な数値目標が定められていること。</u> <p><u>v)</u> 都市再生整備計画の区域が国策的プロジェクトに関連する区域に含まれていること。</p> <p><u>vi)</u> 都市再生整備計画の区域が地域未来投資促進法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する重点促進区域に含まれていること。</p>

改正案	現行
<p><u>vi)</u> 都市再生整備計画に基づき実施される事業が表10-(1)第28項の事業であること（ただし、当該都市再生整備計画に基づき実施される事業のうち、表10-(1)第28項の事業を除く事業は1)式とする。）。</p> <p>3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>なお、3)式の適用は、i)の場合は令和10年度末までに都市再生整備計画事業に着手する地区、ii)の場合は令和7年度末までに認定を受けた歴史的風致維持向上計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区であって、かつ、各要件における計画の認定等の日(i)の場合は都市再生緊急整備地域の指定の日、ii)の場合は歴史的風致維持向上計画の認定の日、iii)の場合は脱炭素先行地域に選定・公表された日。以下イー10-(1)関係部分において「計画認定日」という。)の属する年度の翌年度から起算して3年以内に都市再生整備計画事業に着手する地区を対象とする。</p> <p>また、都市再生整備計画事業を実施中の地区が3)式の適用を受けようとする場合の交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式のいずれか少ない額とする。</p>	<p><u>vii)</u> 都市再生整備計画に基づき実施される事業が表10-(1)第28項の事業であること（ただし、当該都市再生整備計画に基づき実施される事業のうち、表10-(1)第28項の事業を除く事業は1)式とする。）。</p> <p>3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>なお、3)式の適用は、i)の場合は令和10年度末までに都市再生整備計画事業に着手する地区、ii)の場合は令和7年度末までに認定を受けた歴史的風致維持向上計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区、<u>iv)の場合は令和2年度末までに公表された低炭素まちづくり計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区</u>であって、かつ、各要件における計画の認定等の日(i)の場合は都市再生緊急整備地域の指定の日、ii)の場合は歴史的風致維持向上計画の認定の日、iii)の場合は脱炭素先行地域に選定・公表された日、<u>iv)の場合は低炭素まちづくり計画の公表の日</u>。以下イー10-(1)関係部分において「計画認定日」という。)の属する年度の翌年度から起算して3年以内に都市再生整備計画事業に着手する地区を対象とする。</p> <p>また、都市再生整備計画事業を実施中の地区が3)式の適用を受けようとする場合の交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式のいずれか少ない額とする。</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>4) $\alpha' = (5/5) \times (A' + B')$ 5) $\alpha' = (10/8) \times A'$</p> <p>A' : 表10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第31項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>B' : 表10-(1)第1項から第3項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>(略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② まちなかウォークアブル推進事業を実施する地区の交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額</p>	<p>(略)</p> <p>4) $\alpha' = (5/5) \times (A' + B')$ 5) $\alpha' = (10/8) \times A'$</p> <p>A' : 表10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第30項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>B' : 表10-(1)第1項から第3項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>(略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② まちなかウォークアブル推進事業を実施する地区の交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額</p>

改正案	現行
<p data-bbox="250 209 1055 288"> $\text{交付限度額} = (1/2) \times \alpha' \text{ sum} \\ \times (A' + B') / (A' \text{ sum} + B' \text{ sum})$ </p> <p data-bbox="282 352 1128 480"> この場合において、$\alpha' \text{ sum}$ は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。 </p> <p data-bbox="282 544 752 624"> 8) $\alpha' \text{ sum} = (5/5) \times A' \text{ sum}$ 9) $\alpha'' \text{ sum} = (4/5) \times A'' \text{ sum}$ </p> <p data-bbox="293 687 1128 1007"> A' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第31項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額 </p> <p data-bbox="293 1070 465 1102"> B' : (略) </p> <p data-bbox="293 1166 651 1198"> $A' \text{ sum} \cdot B' \text{ sum}$: (略) </p> <p data-bbox="226 1262 353 1294"> 二 (略) </p> <p data-bbox="197 1358 412 1390"> 2. 雑則 (略) </p>	<p data-bbox="1214 209 2018 288"> $\text{交付限度額} = (1/2) \times \alpha' \text{ sum} \\ \times (A' + B') / (A' \text{ sum} + B' \text{ sum})$ </p> <p data-bbox="1245 352 2092 480"> この場合において、$\alpha' \text{ sum}$ は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。 </p> <p data-bbox="1245 544 1715 624"> 8) $\alpha' \text{ sum} = (5/5) \times A' \text{ sum}$ 9) $\alpha'' \text{ sum} = (4/5) \times A'' \text{ sum}$ </p> <p data-bbox="1256 687 2092 1007"> A' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第30項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額 </p> <p data-bbox="1256 1070 1429 1102"> B' : (略) </p> <p data-bbox="1256 1166 1615 1198"> $A' \text{ sum} \cdot B' \text{ sum}$: (略) </p> <p data-bbox="1189 1262 1317 1294"> 二 (略) </p> <p data-bbox="1160 1358 1375 1390"> 2. 雑則 (略) </p>

改正案	現行
<p>1 ～ 21 (略)</p> <p><u>22 附属第Ⅱ編イー10-(1)4.1において、交付対象事業から除くこととしていることについては、令和8年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。</u></p> <p><u>23 附属第Ⅱ編イー10-(1)4.2～4において、交付対象事業から除くこととしていること、及び表10-(1)の3. 地域創造支援事業、5. 公園、12. 高次都市施設、14. 既存建造物活用事業において、水防法第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域においては利用者の安全を確保するための対策が実施されることを要件としていることについては、令和9年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。</u></p> <p><u>24 本改正要綱の施行(令和7年4月1日)の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</u></p> <p>イー13-(1) 都市防災推進事業に係る基礎額</p> <p>イー13-(1) ①都市防災総合推進事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方公共団体が行う盛土による災害防止のための調査は、当該事業に要する費用の3分の1とする。ただし、<u>既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和6年度までに開始した地方公共団体であって、調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地</u></p>	<p>1 ～ 21 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イー13-(1) 都市防災推進事業に係る基礎額</p> <p>イー13-(1) ①都市防災総合推進事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地方公共団体が行う盛土による災害防止のための調査は、当該事業に要する費用の3分の1とする。ただし、<u>令和6年度までに限り2分の1とする。</u></p>

改正案	現行
<p><u>方公共団体については、令和10年度までに限り2分の1とする。</u></p> <p>3～9 (略)</p> <p>2. 雑則 (略)</p> <p>イー13－(1)②宅地耐震化推進事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>1 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等については、次の各号に掲げる費用の3分の1とする。ただし、宅地の液状化による変動予測調査は令和7年度までに限り2分の1とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（<u>1.2</u>に規定する地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、総点検又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものを除く。以下「総点検等により実施する滑動崩落防止事業」という。）については、次の各号に掲げる費用の4分の1とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（<u>1.2</u>に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成二十八年熊本地震、平成三十年北海道胆振東部地震又は令和六年能登半島地震（以下「特定地震」という。）により災害救助</p>	<p>3～9 (略)</p> <p>2. 雑則 (略)</p> <p>イー13－(1)②宅地耐震化推進事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>1 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等（<u>1.2</u>に規定する地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査のうち、総点検で人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされたものを除く。）については、次の各号に掲げる費用の3分の1とする。ただし、宅地の液状化による変動予測調査は令和7年度までに限り2分の1とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（<u>1.3</u>に規定する地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、総点検又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものを除く。以下「総点検等により実施する滑動崩落防止事業」という。）については、次の各号に掲げる費用の4分の1とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（<u>1.3</u>に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成二十八年熊本地震、平成三十年北海道胆振東部地震又は令和六年能登半島地震（以下「特定地震」という。）により災害救助</p>

改正案	現行
<p>法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた市町村（以下「特定市町村」という。）の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の滑動崩落等による被害を受けた造成宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業については、第 2 項の各号に掲げる費用の 2 分の 1 とする。</p> <p>4 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（<u>1 2</u>に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成 19 年 4 月 1 日以前に造成に着手された宅地で次の各号のいずれかに該当するものについては、第 2 項の各号に掲げる費用の 2 分の 1 とする。ただし、一つの宅地の範囲内のみを保全するために必要な対策にかかる費用については対象外とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>5～11 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた市町村（以下「特定市町村」という。）の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の滑動崩落等による被害を受けた造成宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業については、第 2 項の各号に掲げる費用の 2 分の 1 とする。</p> <p>4 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（<u>1 3</u>に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成 19 年 4 月 1 日以前に造成に着手された宅地で次の各号のいずれかに該当するものについては、第 2 項の各号に掲げる費用の 2 分の 1 とする。ただし、一つの宅地の範囲内のみを保全するために必要な対策にかかる費用については対象外とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>5～11 （略）</p> <p><u>1 2 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等のうち、「盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）（令和 3 年 8 月 11 日付け 3 農振第 1295 号・3 林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号・国都計 68 号・国水砂第 167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき行った令和 3 年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下イー 1 3 一（1）②関係部分において「総点検」という。）で人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされたものについては、令和 6 年度までに限り第 1 項の各号に掲げる費用の 2 分の 1 と</u></p>

改正案	現行
<p><u>1 2</u> 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、「<u>盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）（令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号・国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）</u>」に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下イー13-（1）②関係部分において「<u>総点検</u>」という。）又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものについては、令和7年度までに着手されるものに限り第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。ただし、次の各号の要件に該当するものについては第2項の各号に掲げる費用の3分の2とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2. 雑則 （略）</p> <p>イー13-（1）③盛土緊急対策事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地方公共団体が行う盛土の撤去事業<u>及び</u>盛土の崩落対策事業については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p><u>する。</u></p> <p><u>1 3</u> 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、<u>総点検</u>又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものについては、令和7年度までに着手されるものに限り第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。ただし、次の各号の要件に該当するものについては第2項の各号に掲げる費用の3分の2とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2. 雑則 （略）</p> <p>イー13-（1）③盛土緊急対策事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地方公共団体が行う盛土の撤去事業<u>及び及び</u>盛土の崩落対策事業については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>3 地方公共団体が行う附属第Ⅱ編イ-13-(1)③の1.の第1項第1号及び第2号に掲げる事業のうち、次の各号の要件に該当するものについては、前項の各号に掲げる費用の3分の2とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>3 地方公共団体が行う附属第Ⅱ編イ-13-(1)③の1.の第1項第2号及び第3号に掲げる事業のうち、次の各号の要件に該当するものについては、前項の各号に掲げる費用の3分の2とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>イ-13-(2)市街地再開発事業等に係る基礎額</p>	<p>イ-13-(2)市街地再開発事業等に係る基礎額</p>
<p>1. 基礎額</p> <p>I 市街地再開発事業</p> <p>1 本事業の基礎額は、公共団体施行再開発事業にあつては、交付の対象となる事業に要する費用の額の3分の1に相当する金額とし、再開発組合等事業にあつては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用の額(当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イ-13-(2)の4.のI各号に掲げる費用の額の合計額の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。)の2分の1に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イ-13-(2)の4.のI各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、<u>急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した発生した場合の工事費増加分に対する支援</u>にあつては、当該交付金の額に第6項に基づき算出した額を加えた額とする。なお、表13-(2)-4(ア)欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の対象額については(イ)欄の係数を乗じて得た額とする。ただし、第一種市街地再開発事業にあつては、共同施設整備のうち、事業施行後の施設建築物の容積率1,000%超の部分に係るものは対象外とする。</p>	<p>1. 基礎額</p> <p>I 市街地再開発事業</p> <p>1 本事業の基礎額は、公共団体施行再開発事業にあつては、交付の対象となる事業に要する費用の額の3分の1に相当する金額とし、再開発組合等事業にあつては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用の額(当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イ-13-(2)の7.のI各号に掲げる費用の額の合計額の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。)の2分の1に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イ-13-(2)の7.のI各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、<u>都市・地域再生緊急促進事業</u>にあつては、当該交付金の額に第6項に基づき算出した額を加えた額とする。なお、表13-(2)-4(ア)欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の対象額については(イ)欄の係数を乗じて得た額とする。ただし、第一種市街地再開発事業にあつては、共同施設整備のうち、事業施行後の施設建築物の容積率1,000%超の部分に係るものは対象外とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 調査設計計画 調査設計計画に係る国の交付金は、権利変換計画又は管理処分計画の認可前にあっては、その最初の交付決定のあった年度から、原則として、5年間を限度とする。</p> <p>イ 事業計画作成費 ①～③ (略) ④ 施設建築物の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示8号。以下イ-13-（2）関係部分において、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。 ⑤～⑨ (略) ロ～ニ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 共同施設整備 イ 空地等に係る費用 ①～⑤ (略) ⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用 次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。） (a) (略) 1) (略) 2) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画の区域若しくはi)の住宅市街地の密集度の</p>	<p>(1) 調査設計計画 調査設計計画に係る国の交付金は、権利変換計画又は管理処分計画の認可前にあっては、その最初の交付決定のあった年度から、原則として、5年間を限度とする。</p> <p>イ 事業計画作成費 ①～③ (略) ④ 施設建築物の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号。以下イ-13-（2）関係部分において、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。 ⑤～⑨ (略) ロ～ニ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 共同施設整備 イ 空地等に係る費用 ①～⑤ (略) ⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用 次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。） (a) (略) 1) (略) 2) 密集市街地整備法第3条第1項の規定による防災再開発促進地区の区域、同法第32条第1項の規</p>

改正案	現行
<p>基準に該当するもののうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等の基準に該当するもの(これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。)として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね500平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの</p> <p>i)～iii) (略)</p> <p>3) (略)</p> <p>(b) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画に定められた同法第12条の5第2項第1号イの施設、幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第1項の規定による沿道地区計画に定められた同条第2項第1号の施設及び防災街区整備地区計画に定められた同条第2項第3号の施設で、災害復興市街地再開発事業により整備されるもの</p> <p>(c) 防災街区整備地区計画に定められた同条第2項第2号の施設</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ その他の施設に係る費用</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 歴史的建築物等の再生に要する費用</p> <p>次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合で、附</p>	<p><u>定による</u>防災街区整備地区計画の区域若しくはi)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等の基準に該当するもの(これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。)として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね500平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの</p> <p>i)～iii) (略)</p> <p>3) (略)</p> <p>(b) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画に定められた同法第12条の5第2項第1号イの施設、幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第1項の規定による沿道地区計画に定められた同条第2項第1号の施設及び<u>密集市街地整備法第32条第1項の規定による</u>防災街区整備地区計画に定められた同条第2項第3号の施設で、災害復興市街地再開発事業により整備されるもの</p> <p>(c) <u>密集市街地整備法第32条第1項の規定による</u>防災街区整備地区計画に定められた同条第2項第2号の施設</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ その他の施設に係る費用</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 歴史的建築物等の再生に要する費用</p> <p>次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合で、附属</p>

改正案	現行
<p>属第Ⅱ編イ－１３－（２）の２.の(36)の規定による歴史的建築物等の構造の補強に要する費用</p> <p>(a) 住宅型プロジェクト (b) 地域活性化プロジェクト (c) 福祉空間形成型プロジェクト (d) 防災活動拠点型プロジェクト (e) 災害復興市街地再開発事業</p> <p>⑫～⑰ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>２～５ (略)</p> <p>６ <u>急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加額に対する支援</u>に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす事業に限り、(2)に定める額とする。</p> <p>(1) 事業の要件</p> <p>一 <u>第一種市街地再開発事業であること</u></p> <p>二 <u>事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが確実と見込まれること</u></p> <p>三 <u>耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで3分の1以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること</u></p> <p>四 <u>資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が</u></p>	<p>第Ⅱ編イ－１３－（２）の２.の(29)の規定による歴史的建築物等の構造の補強に要する費用</p> <p>(a) 住宅型プロジェクト (b) 地域活性化プロジェクト (c) 福祉空間形成型プロジェクト (d) 防災活動拠点型プロジェクト (e) 災害復興市街地再開発事業</p> <p>⑫～⑰ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>２～５ (略)</p> <p>６ <u>都市・地域再生緊急促進事業</u>に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす事業に限り、(2)に定める額とする。</p> <p>(1) 事業の要件</p> <p>一 <u>交付対象事業に関する都市計画が平成26年度度末までに決定されていること</u></p> <p>二 <u>事業計画（資金計画を含む。）について地権者による合意形成が平成27年度度末までになされている事業であること</u></p> <p>三 <u>次のいずれかの要件を満たす事業であること</u></p> <p>イ <u>事業計画等の予定から3ヶ月以上事業が遅延しており、かつ、着工に至っていないもの</u></p> <p>ロ <u>工事着工後工事が停止しているもの</u></p> <p>ハ <u>工事着工後工事が停止するおそれが高いと地方公共団体が認めるもの</u></p> <p>四 <u>平成28年度までに着工することが確実と見込まれる事業で</u></p>

改正案	現行
<p><u>困難であること</u></p> <p><u>五 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること</u></p> <p>(2) <u>基礎額</u></p> <p><u>変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。なお、公共団体施行再開発事業の場合、当該補助対象事業費に国費率の2倍の数値を乗じて得た額を除く。この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、公共団体施行再開発事業にあつては、3分の1に相当する額、再開発組合等事業にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額）の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の2分の1に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の2分の1に相当する額を限度とする。</u></p> <p><u>二 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の3分の1</u></p>	<p><u>あること</u></p> <p><u>五 平成27年度12月24日時点における進捗状況を踏まえ、建築工事費高騰の影響に対応するため、本事業の適用の必要があると認められる事業であること</u></p> <p>(2) <u>基礎額</u></p> <p><u>次の一から三に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。</u></p> <p><u>一 第1項(3)に規定する共同施設整備費（平成28年度以降に要したものに限る。）を合計した額の3分の1（ただし、表 13-(2)-4 (ア) 欄に掲げる事業において (イ) 欄に掲げる係数 1.20 が適用される事業、第5項に規定する市街地再開発事業及び東日本大震災復興交付金制度要綱別表 1 に掲げる市街地再開発</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="320 352 1133 432"><u>二 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、100分の23を乗じて得た額</u></p> <p data-bbox="320 592 439 624"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="300 783 483 815">7・8 (略)</p> <p data-bbox="185 831 315 863">II (略)</p> <p data-bbox="185 879 479 911">III 防災街区整備事業</p> <p data-bbox="230 927 1133 1382">1 本事業の基礎額は、公共団体施行防災街区整備事業にあつては、交付の対象となる事業に要する費用の3分の1に相当する金額とし、防災街区組合等事業にあつては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用（当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イ-13-(2)の4.のⅢ各号に掲げる費用の額の合計額の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の2分の1に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イ-13-(2)の4.のⅢ各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、<u>急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した発生した場合の工事費増加分</u></p>	<p data-bbox="1279 209 2101 336"><u>事業については5分の1と、表13-(2)-4(ア)欄に掲げる事業において(イ)欄に掲げる係数1.35が適用される事業については10分の1とする。)</u></p> <p data-bbox="1261 352 2101 576"><u>二 建築工事費(建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、他の国庫補助金の補助額及び当該事業以外の交付金の実施に要する経費(地方公共団体が、事業を実施する者に対し、費用の一部を負担する場合にあつては当該負担額)を除く。)</u>に対し、100分の11.5を乗じて得た額</p> <p data-bbox="1261 592 2101 767"><u>三 地権者が直近合意していた建築工事費から増額される額(ただし、当該増額分のうち他の国庫補助金の限度額及び当該事業以外の交付金の交付の対象となる事業に要する費用に国費率の2倍の数値を乗じて得た額を除く。)</u></p> <p data-bbox="1261 783 1444 815">7・8 (略)</p> <p data-bbox="1149 831 1279 863">II (略)</p> <p data-bbox="1149 879 1442 911">III 防災街区整備事業</p> <p data-bbox="1193 927 2101 1382">1 本事業の基礎額は、公共団体施行防災街区整備事業にあつては、交付の対象となる事業に要する費用の3分の1に相当する金額とし、防災街区組合等事業にあつては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用（当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イ-13-(2)の7.のⅢ各号に掲げる費用の額の合計額の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の2分の1に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イ-13-(2)の7.のⅢ各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、<u>都市・地域再生緊急促進事業</u>にあつては、当該交付金の額に第6項に基づき算</p>

改正案	現行
<p><u>に対する支援</u>にあつては、当該交付金の額に第6項に基づき算出した額を加えた額とする。なお、表13-(2)-4(ア)欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の交付対象額については(イ)欄の係数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共同施設整備</p> <p>イ 空地等に係る費用</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用 次に掲げる施設(道路法に定める道路を除く。)の整備費のうち用地費及び補償費(地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。)</p> <p>(a) (略)</p> <p>1) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画の区域若しくはi)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等の基準に該当するもの(これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。)として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね500平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの</p> <p>i)～iii) (略)</p> <p>2) (略)</p>	<p>出した額を加えた額とする。なお、表13-(2)-4(ア)欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の交付対象額については(イ)欄の係数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共同施設整備</p> <p>イ 空地等に係る費用</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用 次に掲げる施設(道路法に定める道路を除く。)の整備費のうち用地費及び補償費(地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。)</p> <p>(a) (略)</p> <p>1) <u>密集市街地整備法第3条第1項の規定による</u>防災再開発促進地区の区域、<u>同法第32条第1項の規定による</u>防災街区整備地区計画の区域若しくはi)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等の基準に該当するもの(これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。)として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね500平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの</p> <p>i)～iii) (略)</p> <p>2) (略)</p>

改正案	現行
<p>(b) (略)</p> <p>□ 供給処理施設に係る費用</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>⑱ 地区計画等に定められた施設整備費 次に掲げる施設の整備に要する費用（用地費及び補償費 （地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を 含む。））</p> <p>(a) <u>密集市街地整備法</u>第 120 条に規定する都市計画に定め られた広場、公園又は緑地で防災街区整備事業により整 備されるもののうち、次の要件をいずれも満たすもの</p> <p>i)・ii) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加 額に対する支援</u>に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす事業に限 り、(2)に定める額とする。</p> <p>(1) 事業の要件</p> <p>一 <u>事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資 金計画含む）の変更を実施することが確実と見込まれること</u></p> <p>二 <u>耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、 建築面積又は宅地面積ベースで3分の1以下であり、災害時に 市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊 急性が特に高い地区であること</u></p>	<p>(b) (略)</p> <p>□ 供給処理施設に係る費用</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>⑱ 地区計画等に定められた施設整備費 次に掲げる施設の整備に要する費用（用地費及び補償費 （地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を 含む。））</p> <p>(a) <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法 律</u>第 120 条に規定する都市計画に定められた広場、公 園又は緑地で防災街区整備事業により整備されるもの のうち、次の要件をいずれも満たすもの</p> <p>i)・ii) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 都市・地域再生緊急促進事業</u>に係る基礎額は、(1)の各号の要件を 満たす事業に限り、(2)に定める額とする。</p> <p>(1) 事業の要件</p> <p>一 <u>交付対象事業に関する都市計画が平成26年度度末までに 決定されていること</u></p> <p>二 <u>事業計画（資金計画を含む。）について地権者による合意形 成が平成27年度度末までになされている事業であること</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="282 212 1133 288"><u>三 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること</u></p> <p data-bbox="282 499 1133 671"><u>四 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること</u> <u>（削除）</u></p> <p data-bbox="248 783 405 815">(2) 基礎額</p> <p data-bbox="282 831 1133 1382"><u>変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。なお、公共団体施行防災街区整備事業の場合、当該補助対象事業費に国費率の2倍の数値を乗じて得た額を除く。この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、公共団体施行防災街区整備事業にあつては、3分の1に相当する額、防災街区組合等事業にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額）の3</u></p>	<p data-bbox="1267 212 1906 244"><u>三 次のいずれかの要件を満たす事業であること</u></p> <p data-bbox="1301 260 2096 336"><u>イ 事業計画等の予定から3ヶ月以上事業が遅延しており、かつ、着工に至っていないもの</u></p> <p data-bbox="1301 352 1827 384"><u>ロ 工事着工後工事が停止しているもの</u></p> <p data-bbox="1301 400 2096 480"><u>ハ 工事着工後工事が停止するおそれが高いと地方公共団体が認めるもの</u></p> <p data-bbox="1267 499 2096 576"><u>四 平成28年度までに着工することが確実と見込まれる事業であること</u></p> <p data-bbox="1267 639 2096 767"><u>五 平成27年度12月24日時点における進捗状況を踏まえ、建築工事費高騰の影響に対応するため、本事業の適用の必要性があると認められる事業であること</u></p> <p data-bbox="1223 783 1357 815">(2) 基礎額</p> <p data-bbox="1279 831 2040 863"><u>次の一から三に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。</u></p>

改正案	現行
<p><u>分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の2分の1に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の2分の1に相当する額を限度とする。</u></p> <p><u>一 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の3分の1</u></p> <p><u>二 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、100分の23を乗じて得た額</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>7 （略）</p> <p>IV 都市再開発支援事業</p> <p>本事業の基礎額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 附属第Ⅱ編イー13-（2）の<u>4.</u> のIVの第1項に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の3分の1とする。但し、</p>	<p><u>一 第1項(3)に規定する共同施設整備費（平成28年度以降に要したものに限る。）を合計した額の3分の1（ただし、表13-(2)-4(ア)欄に掲げる事業において(イ)欄に掲げる係数1.20が適用される事業及び第5項に規定する防災街区整備事業については5分の1と、表13-(2)-4(ア)欄に掲げる事業において(イ)欄に掲げる係数1.35が適用される事業については10分の1とする。）</u></p> <p><u>二 建築工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、他の国庫補助金の補助額及び当該事業以外の交付金の実施に要する経費（地方公共団体が、事業を実施する者に対し、費用の一部を負担する場合にあつては当該負担額）を除く。）に対し、100分の11.5を乗じて得た額</u></p> <p><u>三 地権者が直近合意していた建築工事費から増額される額（ただし、当該増額分のうち他の国庫補助金の限度額及び当該事業以外の交付金の交付の対象となる事業に要する費用に国費率の2倍の数値を乗じて得た額を除く。）</u></p> <p>7 （略）</p> <p>IV 都市再開発支援事業</p> <p>本事業の基礎額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 附属第Ⅱ編イー13-（2）の<u>7.</u> のIVの第1項に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の3分の1とする。但し、</p>

改正案	現行								
<p>以下のいずれかの方針を含む地区再生計画又は街区整備計画の策定に係る同項(1)又は(3)の事業並びにこれらの計画に基づくコーディネートとして同項(2)の事業を実施する場合にあっては、当該事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 附属第Ⅱ編イ-13-(2)の<u>4.</u>のⅣの第2項に掲げる補助にあっては、当該地方公共団体の補助に係る補助金の額の2分の1又は同項の各号に掲げる事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。</p>	<p>以下のいずれかの方針を含む地区再生計画又は街区整備計画の策定に係る同項(1)又は(3)の事業並びにこれらの計画に基づくコーディネートとして同項(2)の事業を実施する場合にあっては、当該事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 附属第Ⅱ編イ-13-(2)の<u>7.</u>のⅣの第2項に掲げる補助にあっては、当該地方公共団体の補助に係る補助金の額の2分の1又は同項の各号に掲げる事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。</p>								
<p>表 13-(2)-1.1 ~ 4 (略)</p>	<p>表 13-(2)-1.1 ~ 4 (略)</p>								
<p><u>表 13-(2)-5</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 778 622 874"><u>事業計画認可から竣工までの期間</u></th> <th data-bbox="622 778 1126 874"><u>施行者が負担する一定率</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 874 622 922"><u>3年未満</u></td> <td data-bbox="622 874 1126 922"><u>100分の3</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 922 622 970"><u>5年未満</u></td> <td data-bbox="622 922 1126 970"><u>100分の5</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 970 622 1023"><u>5年以上</u></td> <td data-bbox="622 970 1126 1023"><u>100分の7</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>事業計画認可から竣工までの期間</u>	<u>施行者が負担する一定率</u>	<u>3年未満</u>	<u>100分の3</u>	<u>5年未満</u>	<u>100分の5</u>	<u>5年以上</u>	<u>100分の7</u>	
<u>事業計画認可から竣工までの期間</u>	<u>施行者が負担する一定率</u>								
<u>3年未満</u>	<u>100分の3</u>								
<u>5年未満</u>	<u>100分の5</u>								
<u>5年以上</u>	<u>100分の7</u>								
<p>2. 雑則</p> <p>1～9 (略)</p> <p><u>10 この要綱の施行(令和7年4月1日)に際し、令和8年度末までに事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、イ-13-(2)のⅠ第6項又はⅢ第6項を適用する場合、附属第Ⅱ編イ-13-(2)の要件を満たすものに限る。</u></p>	<p>2. 雑則</p> <p>1～9 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>								

改正案	現行
<p>イー１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業 本事業の交付の対象となる事業及び基礎額は次のとおりとする。</p> <p>1 都市機能まちなか立地支援 地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用の合計の3分の1とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の2分の1又は当該費用の3分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>一 調査設計計画費 イ 事業計画作成費 ①～③ （略） ④ 対象施設の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号。以下イー１３－（４）関係部分において、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。 ⑤～⑥ （略） ロ～ハ （略） 二～六 （略） 2～8 （略） 表13-(4) （略）</p> <p>イー１３－（６）都市再生区画整理事業に係る基礎額 1. 基礎額 本事業の基礎額は、次に定めるところによる。</p>	<p>イー１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業 本事業の交付の対象となる事業及び基礎額は次のとおりとする。</p> <p>1 都市機能まちなか立地支援 地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用の合計の3分の1とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の2分の1又は当該費用の3分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>一 調査設計計画費 イ 事業計画作成費 ①～③ （略） ④ 対象施設の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号。以下イー１３－（４）関係部分において、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。 ⑤～⑥ （略） ロ～ハ （略） 二～六 （略） 2～8 （略） 表13-(4) （略）</p> <p>イー１３－（６）都市再生区画整理事業に係る基礎額 1. 基礎額 本事業の基礎額は、次に定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p>1 都市再生事業計画案作成事業</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第1項第3号及び第4号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の2分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第1項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は事業計画の案の作成に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>四 附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第1項第5号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の2分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第1項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は事業計画の案の作成に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>2 都市再生土地区画整理事業</p> <p>一 附属第Ⅱ編イー13-(6)の1.の第2項イ又はロに掲げる事業のうち、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の3分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>二 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項第2号ロ、ハ、ニ又はホ及び第3項第2号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する前号イからカまでに掲げる費用の合計の2分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が</p>	<p>1 都市再生事業計画案作成事業</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第1項第3号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の2分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第1項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は事業計画の案の作成に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>四 附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第1項第4号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の2分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第1項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は事業計画の案の作成に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>2 都市再生土地区画整理事業</p> <p>一 附属第Ⅱ編イー13-(6)の1.の第2項イ又はロに掲げる事業のうち、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の3分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>二 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項第2号ロ、ハ、ニ又はホ及び第3項第2号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の2分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合</p>

改正案	現行
<p>土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>三 附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第4項及び第5項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する<u>第1号イからカまで</u>に掲げる費用の合計の2分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 第1号及び第2号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額(X)の3分の1を限度とする。</p> <p>X=(事業により確保される公共用地率-事業実施前の公共用地率)×地区面積×用地単価×A +事業に要する公共施設整備費 +立体換地建築物工事費 +都心居住建築物、公益施設、誘導施設(都市構造再編集中支援事業の補助対象に限る)、立体換地建築物、避難路等沿道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等の敷地上の<u>建築物等</u>の移転補償費 +浸水対策整地に係る移転補償費 +電線類地下埋設施設整備費 +公開空地整備費 +防災関連施設整備費 +浸水対策施設整備費 +浸水対策整地費 +エリアマネジメント活動拠点施設整備費 <u>+地籍整備費</u></p>	<p>等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>三 附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第4項及び第5項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する<u>次</u>に掲げる費用の合計の2分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 第1号及び第2号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額(X)の3分の1を限度とする。</p>

改正案	現行
<p>A = 2 / 3 (ただし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項第2号口の要件に該当する地区において行われる事業については1とし、公益施設、誘導施設の整備が図られることが確実な場合には、道路用地について1とする。また、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第3項の要件に該当する地区において行われる事業については、0とする。)</p> <p>ただし、Xの算定に当たっては次のとおりとする。この場合においては、公開空地は公共用地とみなす。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 浸水対策整地費は、以下の(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。なお、浸水対策整地に係る移転補償費(ただし、中断移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る)は、以下の(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。</p> <p>(1) その面積が20ha以上であり、かつ、1,000棟以上の浸水被害が想定される浸水想定区域(水防法に定められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律に定められる津波災害警戒区域をいう。)で行われる事業であること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>六 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項第2号口、ハ、ニ又はホ及び第3項第2号口又はハの要件に該当する地区において行う事業については、<u>前号</u>の式により算定した額(X)の2分の1を限度とする。</p>	<p>六 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項第2号口、ハ、ニ又はホ及び第3項第2号口又はハの要件に該当する地区において行う事業については、<u>次</u>の式により算定した額(X)の2分の1を限度とする。</p>

改正案	現行
<p>七 第3号の事業に係る基礎額は、<u>第5号</u>の式により算定した額（X）の2分の1を限度とする。</p>	<p>七 第3号の事業に係る基礎額は、<u>次</u>の式により算定した額（X）の2分の1を限度とする。</p> <p>X＝（事業により確保される公共用地率－事業実施前の公共用地率）×地区面積×用地単価×A ＋事業に要する公共施設整備費 ＋立体換地建築物工事費 ＋都心居住建築物、公益施設、誘導施設（都市構造再編集集中支援事業の補助対象に限る）、立体換地建築物、避難路等沿道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等の敷地上の<u>建築物等</u>の移転補償費 ＋浸水対策整地に係る移転補償費 ＋電線類地下埋設施設整備費 ＋公開空地整備費 ＋防災関連施設整備費 ＋浸水対策施設整備費 ＋浸水対策整地費 ＋エリアマネジメント活動拠点施設整備費</p> <p>A＝2／3（ただし、附属第Ⅱ編イ－13－（6）の3.の第2項第2号口の要件に該当する地区において行われる事業については1とし、公益施設、誘導施設の整備が図られることが確実な場合には、道路用地について1とする。また、附属第Ⅱ編イ－13－（6）の3.の第3項の要件に該当する地区において行われる事業については、0とする。）</p> <p>ただし、Xの算定に当たっては次のとおりとする。この場合においては、公開空地は公共用地とみなす。 イ・ロ（略）</p>

改正案	現行
<p>3 被災市街地復興土地地区画整理事業</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第1号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第7項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額(Z)の2分の1を限度とする。</p> <p>Z=(事業により確保される公共用地率-事業実施前の公共用地率)×地区面積×用地単価 +事業に要する公共施設整備費 +立体換地建築物工事費 +都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費 +浸水対策整地に係る移転補償費(第2項第七号ハの(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限る)</p>	<p>ハ 浸水対策整地費は、以下の(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。なお、浸水対策整地に係る移転補償費(ただし、中断移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る)は、以下の(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。</p> <p>(1) その面積が20ha以上であり、かつ、1,000棟以上の浸水被害が想定される浸水想定区域(水防法に定められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は津波地域づくりに関する法律に定められる津波災害警戒区域をいう。)で行われる事業であること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>二・ホ (略)</p> <p>3 被災市街地復興土地地区画整理事業</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第1号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第7項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額(Z)の2分の1を限度とする。</p> <p>Z=(事業により確保される公共用地率-事業実施前の公共用地率)×地区面積×用地単価 +事業に要する公共施設整備費 +立体換地建築物工事費 +都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費 +浸水対策整地に係る移転補償費(第2項第七号ハの(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限る)</p>

改正案	現行
<p> +電線類地下埋施設整備費 +公開空地整備費+防災関連施設整備費 +浸水対策施設整備費 +浸水対策整地費（第2項第七号ハの(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限る） +津波防災整地費（東日本大震災の被災地にかかる推進地域又は計画区域で行うものに限る（東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く）） +液状化対策推進工事費 +公共施設整備に関連して移転が必要となる公共用地以外の土地に存する建築物等（公共用地となるべき土地についての換地に存するものに限る。）の移転補償費 <u>+エリアマネジメント活動拠点施設整備費</u> <u>+地籍整備費</u> </p> <p>ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。また、浸水対策施設整備費の算定にあたっては、第2項七号二によるものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 国の交付に係る時限</p> <p>1. 第3項第一号ワの規定、同項第三号の津波防災整地費及び液状化対策推進工事費の規定は東日本大震災からの復興の基本方針3（イ）又は（ロ）に該当する事業で、平成27<u>年度末</u>までに着手した事業に限るものとする。</p> <p>2.・3. （略）</p> <p>表 13-(6) （略）</p>	<p> +電線類地下埋施設整備費 +公開空地整備費+防災関連施設整備費 +浸水対策施設整備費 +浸水対策整地費（第2項第七号ハの(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限る） +津波防災整地費（東日本大震災の被災地にかかる推進地域又は計画区域で行うものに限る（東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く）） +液状化対策推進工事費 +公共施設整備に関連して移転が必要となる公共用地以外の土地に存する建築物等（公共用地となるべき土地についての換地に存するものに限る。）の移転補償費 <u>+エリアマネジメント活動拠点施設整備費</u> </p> <p>ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。また、浸水対策施設整備費の算定にあたっては、第2項七号二によるものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 国の交付に係る時限</p> <p>1. 第3項第一号ワの規定、同項第三号の津波防災整地費及び液状化対策推進工事費の規定は東日本大震災からの復興の基本方針3（イ）又は（ロ）に該当する事業で、平成27<u>年度末</u>までに着手した事業に限るものとする。</p> <p>2.・3. （略）</p> <p>表 13-(6) （略）</p>

改正案	現行
<p>イー１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、次に定める事業に要する費用の3分の1（ただし、次のイからニまでに掲げる事業については2分の1とする。）とする。</p> <p>また、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合（ただし、2のヲ及びワにおける事業を除く。）は、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の2分の1又は事業の実施に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。</p> <p><u>2のヲ及びワに掲げる事業については</u>、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合、次に掲げる1）及び2）の条件（バス（BRTを除く。以下同じ。）に関する施設の整備にあつては、1）から3）までの条件）を満たす場合に限り、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の2分の1又は事業の実施に要する費用の2分の1（ただし、地方公共団体が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び大手民鉄に補助する場合は、事業の実施に要する費用の3分の1）のいずれか低い額とする。</p> <p>1）地方公共団体が策定する立地適正化計画又は<u>広域的な</u>立地適正化の方針（以下イー１３－（８）関係部分において立地適正化計画及び立地適正化の方針を併せて「立地適正化計画等」という。）及び<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成1</u></p>	<p>イー１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額</p> <p>1. 基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、次に定める事業に要する費用の3分の1（ただし、次のイからニまでに掲げる事業については2分の1とする。）とする。</p> <p>また、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合（ただし、2のヲ及びワにおける事業を除く。）は、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の2分の1又は事業の実施に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。</p> <p><u>なお</u>、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合、次に掲げる1）及び2）の条件（バス（BRTを除く。以下同じ。）に関する施設の整備にあつては、1）から3）までの条件）を満たす場合に限り、<u>前段の規定にかかわらず</u>当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の2分の1又は事業の実施に要する費用の2分の1（ただし、地方公共団体が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び大手民鉄に補助する場合は、事業の実施に要する費用の3分の1）のいずれか低い額とする。</p> <p>1）地方公共団体が策定する<u>附属第Ⅱ編イー１３－（８）の2.の第1号イに掲げる立地適正化計画（以下イー１３－（８）関係部分において「立地適正化計画」という。）</u>又は<u>同号イに掲げる立地適正化の方針（以下イー１３－（８）関係部分において「立地</u></p>

改正案	現行
<p><u>9年法律第59号）第5条第1項に規定する</u>地域公共交通計画（以下イ-13-（8）関係部分において「地域公共交通計画」という。）において、本事業の実施に関連する実効性のある取組が即地的・具体的に位置づけられていること。</p> <p>2）・3）（略） 1）・2）（略）</p> <p>イ 立地適正化計画に位置付けられた事業のうち、次に掲げる事業。</p> <p>(1) 居住誘導区域内で人口密度40人／ha以上の区域において実施する事業</p> <p>(2) 居住誘導区域外において実施する事業のうち、次の(i)又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域を結ぶバス路線等の公共交通に係る事業（ただし、都市計画区域外においては、次の(i)又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域と地域生活拠点^イを結ぶバス路線等の公共交通に係る事業に限る。）</p> <p>(i)・(ii)（略） (3)（略）</p>	<p><u>適正化の方針」という。）</u>（以下イ-13-（8）関係部分において立地適正化計画及び立地適正化の方針を併せて「立地適正化計画等」という。）及び<u>附属第Ⅱ編イ-13-（8）の4. に掲げる</u>地域公共交通計画（以下イ-13-（8）関係部分において「地域公共交通計画」という。）において、本事業の実施に関連する実効性のある取組が即地的・具体的に位置づけられていること。</p> <p>2）・3）（略） 1）・2）（略）</p> <p>イ 立地適正化計画に位置付けられた事業のうち、次に掲げる事業。</p> <p>(1) <u>附属第Ⅱ編イ-13-（8）の2. の第1号イに掲げる</u>居住誘導区域（以下イ-13-（8）関係部分において「居住誘導区域」という。）内で人口密度40人／ha以上の区域において実施する事業</p> <p>(2) 居住誘導区域外において実施する事業のうち、次の(i)又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域を結ぶバス路線等の公共交通に係る事業（ただし、都市計画区域外においては、次の(i)又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域と<u>附属第Ⅱ編イ-13-（8）の2. の第1号イに掲げる</u>地域生活拠点（以下イ-13-（8）関係部分において「地域生活拠点」という。）を結ぶバス路線等の公共交通に係る事業に限る。）</p> <p>(i)・(ii)（略） (3)（略）</p>

改正案	現行
<p>□ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ハ 民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等(脱炭素先行地域)において実施する事業</p> <p><u>ニ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条第1項に規定する基本構想において定められている同条第2項第1号の区域で行われるバリアフリー交通施設の整備</u></p> <p>1 整備計画の作成等に関する事業</p> <p>イ (略)</p> <p>□ 交通まちづくり活動推進事業</p> <p>公共交通の利用を効果的に促進するための公共交通実態分析、アンケート調査、専門家の派遣、社会実験等に要する費用とする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>2 公共的空間等の整備に関する事業</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>□ (略)</p> <p><u>ハ 滞在快適性等向上区域又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域において法定協議会が行う地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)に位置付けられた事業</u></p> <p><u>ニ 民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等(脱炭素先行地域)において実施する事業</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 整備計画の作成等に関する事業</p> <p>イ (略)</p> <p>□ 交通まちづくり活動推進事業</p> <p><u>立地適正化計画等に位置づけられているもの又は地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)に基づくものであり、かつ、公共交通の利用を効果的に促進するための公共交通実態分析、アンケート調査、専門家の派遣、社会実験等に要する費用とする。</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>2 公共的空間等の整備に関する事業</p> <p>イ・ロ (略)</p>

改正案	現行
<p>ハ 歩行空間の整備 歩行空間の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ニ 駐車場の整備 次の(i)から(iii)までの<u>いずれかの</u>条件を満たす駐車場の整備に要する費用のうち、(1)から(3)までに掲げるもの。ただし、駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合は、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基本とする(ただし、別に積算が可能なものにあつてはこの限りではない。)。また、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等によるPPP/PFI手法の導入について検討することを要件とする。</p> <p>(i)都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第7条に基づき市町村が作成する低炭素まちづくり計画(以下「低炭素まちづくり計画」という。)に</p>	<p>ハ 歩行空間の整備 <u>都市機能誘導区域または居住誘導区域内の歩行空間(ただし、立地適正化計画に位置づけられているものに限る。)、地域生活拠点内の歩行空間又は地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)</u>策定地区または<u>附属第Ⅱ編イ-13-(8)の2.の第1号ハの要件に該当する地区内の</u>歩行空間の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ニ 駐車場の整備 次の(i)から(iii)までの条件を満たす駐車場の整備に要する費用のうち、(1)から(3)までに掲げるもの。ただし、駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合は、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基本とする(ただし、別に積算が可能なものにあつてはこの限りではない。)。また、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等によるPPP/PFI手法の導入について検討することを要件とする。</p> <p>(i) <u>立地適正化計画等及び</u>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第7条に基づき市町村が作成する低炭素まちづくり計画(以下「低炭素まちづ</p>

改正案	現行
<p>において位置付けられている又は位置付けられることが 確実と見込まれる駐車台数が概ね100台以上(計画に おいて複数箇所での一体的駐車施設を形成している場合 は、合計で概ね100台以上)の駐車施設。</p> <p>(ii) 低炭素まちづくり計画において位置付けられている又 は位置付けられることが確実と見込まれる駐車場のう ち、<u>総合交通戦略</u>及び地域公共交通の活性化及び再生に 関する法律(平成19年法律第59号)第27条の16 第一項に基づき地方公共団体が作成する地域公共交通 利便増進実施計画(以下イ-13-(8)関係部分にお いて「利便増進実施計画」という。)に位置付けられた 地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置する パーク・アンド・ライド用の駐車施設及び自動二輪車専 用の駐車施設。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>施設整備費</u> 当該駐車場の工事に要する費用で建設費の4分の1に 相当する額</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>ト 荷捌き駐車施設の整備</p>	<p>くり計画」という。)において位置付けられている又は 位置付けられることが確実と見込まれる駐車台数が概 ね100台以上(計画において複数箇所での一体的駐車施 設を形成している場合は、合計で概ね100台以上)の 駐車施設。</p> <p>(ii) <u>立地適正化計画等及び</u>低炭素まちづくり計画において 位置付けられている又は位置付けられることが確実と 見込まれる駐車場のうち、<u>戦略(ただし、国土交通大臣 の認定を受けているものに限る。)</u>及び地域公共交通 の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59 号)第27条の16第一項に基づき地方公共団体が作成 する地域公共交通利便増進実施計画(以下イ-13- (8)関係部分において「利便増進実施計画」という。) に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停 留所等に設置するパーク・アンド・ライド用の駐車施設 及び自動二輪車専用の駐車施設。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>設備工事費</u> 当該駐車場の<u>設備工事等</u>に要する費用で建設費の4分 の1に相当する額</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>ト 荷捌き駐車施設の整備</p>

改正案	現行
<p>1 ha 以上の区域又は10店舗以上の地上権者等を対象とする、荷捌きのための駐車施設（以下イー13-（8）関係部分において「荷捌き駐車施設」という。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。<u>（複数箇所で一体の荷捌き駐車施設を形成している場合は、合計で当該要件を満たす場合も対象とする。）</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>チ 自転車駐車場の整備</p> <p>自転車駐車場（シェアリングポートを含めてエリア全体で一体的に整備する場合を除く。駐車台数200台以上（整備計画に位置づけられ、複数箇所でネットワークを形成している場合は合計で200台以上）の駐車施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画<u>又は総合交通</u>戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）<u>、</u>及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置する自転車駐車場は、50台以上（複数箇所設置の場合は合計で50台以上）の駐車施設の整備に要する費用とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>リ バリアフリー交通施設の整備</p> <p>エレベーター、エスカレーター、動く歩道、ユニバーサルデザイン対応駐車場等の施設の整備（附属第Ⅱ編イー13-（8）の4.のロ又はハの事業の一部として整備されるものを除く。）に要する費用のうち、次に掲げるもの。</p>	<p>1 ha 以上の区域又は10店舗以上の地上権者等を対象とする、荷捌きのための駐車施設（以下イー13-（8）関係部分において「荷捌き駐車施設」という。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>チ 自転車駐車場の整備</p> <p>自転車駐車場（シェアリングポートを含めてエリア全体で一体的に整備する場合を除く。駐車台数200台以上（整備計画に位置づけられ、複数箇所でネットワークを形成している場合は合計で200台以上）の駐車施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画<u>、</u>戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置する自転車駐車場は、50台以上（複数箇所設置の場合は合計で50台以上）の駐車施設の整備に要する費用とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>リ バリアフリー交通施設の整備</p> <p><u>都市機能誘導区域または居住誘導区域、地域生活拠点（ただし、立地適正化計画に位置づけられているものに限る。）</u>、<u>附属第Ⅱ編イー13-（8）の2.の第1号ハの要件に該当する地区又は地区交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）</u>策定区域内において行われるエ</p>

改正案	現行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>ヌ・ル (略)</p> <p>ヲ LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備</p> <p>LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通（<u>総合交通戦略</u>（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置づけられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものに限る。ただし、いずれの場合も、事業に必要な特許等を受けている又は受けることが確実なものに限る。）に関する停留所、車両基地及び軌道（軌道緑化を含む。）及び架線等の施設（車両（車両改造を含む。）を除く。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画又は<u>総合交通</u>戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進再編事業に係るもの限り、民間建築物との合築や民間施設の一部を購入する費用を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ワ 附属第Ⅱ編イー13－(8)の4.の口の(1)から(10)までの施設の代替となる又は附属第Ⅱ編イー13－(8)の4.の</p>	<p>レベーター、エスカレーター、動く歩道、ユニバーサルデザイン対応駐車場等の施設の整備（附属第Ⅱ編イー13－(8)の4.の口又はハの事業の一部として整備されるものを除く。）に要する費用のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ヌ・ル (略)</p> <p>ヲ LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備</p> <p>LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通（<u>戦略</u>に位置づけられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものに限る。ただし、いずれの場合も、事業に必要な特許等を受けている又は受けることが確実なものに限る。）に関する停留所、車両基地及び軌道（軌道緑化を含む。）及び架線等の施設（車両（車両改造を含む。）を除く。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画、<u>戦略</u>（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進再編事業に係るもの限り、民間建築物との合築や民間施設の一部を購入する費用を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ワ 附属第Ⅱ編イー13－(8)の4.の口の(1)から(10)までの施設の代替となる又は附属第Ⅱ編イー13－(8)の4.の</p>

改正案	現行
<p>口の(1)から(12)までと一体となった鉄道施設等の整備</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) <u>総合交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)</u>に位置付けられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置付けられているものであって、附属第Ⅱ編イ-13-(8)の4.の口の(1)から(12)までの施設と一体となって整備する駅施設の整備に要する費用(公共交通事業者が負担すべきものを除く。)のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(iii) <u>総合交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)</u>に位置付けられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものであって、附属第Ⅱ編イ-13-(8)の4.の口の(1)から(12)までの施設と一体となって整備する架線、レール及び枕木等の鉄道施設等(車両(車両改造を含む。))を除く。)の整備に要する費用(公共交通事業者が負担すべきものを除く。)のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>口の(1)から(12)までと一体となった鉄道施設等の整備</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) <u>附属第Ⅱ編イ-13-(8)の2.の第2号に掲げる戦略に位置付けられているもの、地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)</u>に位置づけられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置付けられているものであって、附属第Ⅱ編イ-13-(8)の4.の口の(1)から(12)までの施設と一体となって整備する駅施設の整備に要する費用(公共交通事業者が負担すべきものを除く。)のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(iii) 立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものであって、附属第Ⅱ編イ-13-(8)の4.の口の(1)から(12)までの施設と一体となって整備する架線、レール及び枕木等の鉄道施設等(車両(車両改造を含む。))を除く。)の整備に要する費用(公共交通事業者が負担すべきものを除く。)のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>3 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業</p>	<p>3 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業</p>

改正案	現行
<p>公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業に当たっては、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、地方公共団体又は地方公共団体の出資によって設立された法人以外のものが行う場合にあつては次のイ及びロを除くこととし、1地区におけるロに係る基礎額の合計額（設計費を除く。）は、400,000千円を限度とする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>公共空間等の利活用の増進</u>に資する施設の整備</p> <p>ベンチ等の休憩施設や植栽施設、電源設備、給排水設備、パークレット等の景観形成又は街路空間の利活用の増進に資する施設(以下、イー13-(8)関係部分において「<u>公共空間等の利活用の増進</u>に資する施設」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 設計費</p> <p>① 基本設計費 <u>公共空間等の利活用の増進</u>に資する施設の基本設計に要する費用</p> <p>② 実施設計費 <u>公共空間等の利活用の増進</u>に資する施設の実施設計</p>	<p><u>地方公共団体が行う</u>公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業に当たっては、次に掲げる費用の合計額とし、<u>地方公共団体以外のものが行う事業にあつては、次に掲げる費用について地方公共団体が当該事業を行うものに補助する費用の額の2分の1</u>とする。ただし、地方公共団体又は地方公共団体の出資によって設立された法人以外のものが行う場合にあつては次のイ及びロを除くこととし、1地区におけるロに係る基礎額の合計額（設計費を除く。）は、400,000千円を限度とする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>歩行活動の増加</u>に資する施設の整備</p> <p>ベンチ等の休憩施設や植栽施設、電源設備、給排水設備、パークレット等の景観形成又は街路空間の利活用の増進に資する施設(以下、イー13-(8)関係部分において「<u>歩行活動の増加</u>に資する施設」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。<u>ただし、1.の第2号ハと一体となって効果を発現するものに限る。</u></p> <p>(1) 設計費</p> <p>① 基本設計費 <u>歩行活動の増加</u>に資する施設の基本設計に要する費用</p> <p>② 実施設計費 <u>歩行活動の増加</u>に資する施設の実施設計に要する費</p>

改正案	現行
<p>に要する費用</p> <p>(2) 施設整備費 <u>公共空間等の利活用の増進</u>に資する施設の工事に要する費用</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ 案内標識の整備 案内標識の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>へ・ト (略)</p> <p>2. 雑則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 経過措置</u> <u>令和8年度末までに事業を開始する場合は、令和6年12月17日改正の要綱に基づき支援を受けることができるものとする。</u></p> <p>イー13-(10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額</p> <p>1 政策課題対応タイプの基礎額</p> <p>一 政策課題対応タイプの補助金の額 <u>(第六号又は第七号に該当する場合においては、国及び地方公共団体による施行者等への補助金の額の合計又はこれに相当する額)</u> は、補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、附属第Ⅱ編イー13-(10)</p>	<p>用</p> <p>(2) 施設整備費 <u>歩行活動の増加</u>に資する施設の工事に要する費用</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ 案内標識の整備 <u>地区交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に基づいて行われる案内標識の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>へ・ト (略)</p> <p>2. 雑則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イー13-(10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額</p> <p>1 政策課題対応タイプの基礎額</p> <p>一 政策課題対応タイプの補助金の額は、補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、附属第Ⅱ編イー13-(10)3. 第3項第一号に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え同3. 第4項第一号イからへに</p>

改正案	現行
<p>3. 第3項第一号に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え同3. 第4項第一号イからへに規定する選択要件の<u>うち、二つ</u>に該当するものについては100分の5を、<u>三つ</u>に該当するものについては100分の7をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の(1)から(11)に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子育て対策（必須） 子育て支援機能の確保、<u>転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育てに配慮した対策</u>を図るために付加的に要する費用<u>（住宅部分を除く。）</u></p> <p>(3) 子育て対策（選択） 遮音性の確保、<u>子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペース</u>の確保を図るために付加的に要する費用</p> <p>(4) 防災対策（必須） 特殊基礎工事、免震・制震構造工事等の防災性能強化費等、地震被災時における躯体の保全への配慮を図るために付加的に要する費用</p> <p>(5) 防災対策（選択） 災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援</p>	<p>規定する選択要件の<u>一</u>に該当するものについては100分の5を、<u>二</u>に該当するものについては100分の7をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の(1)から(11)に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子育て対策（必須） 子育て支援機能の確保、<u>子育てに配慮したバリアフリー化、子育てに配慮した防犯性の確保等</u>を図るために付加的に要する費用</p> <p>(3) 子育て対策（選択） 遮音性の確保、<u>可変性の確保、地域支援機能</u>の確保を図るために付加的に要する費用</p> <p>(4) 防災対策（必須） 特殊基礎工事、免震・制震構造工事等の防災性能強化費等、地震被災時における躯体の保全への配慮を図るために付加的に要する費用<u>及び災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援を図るために付加的に要する費用</u></p> <p>(5) 防災対策（選択） 災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援</p>

改正案	現行
<p>又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用、津波防災に資する施設の整備、<u>雨水貯留浸透施設の整備並びに災害時に利用可能な給水関連施設の整備</u>に伴い付加的に要する費用</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 環境対策 (必須)</p> <p><u>構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策並びに共用排水管の更新対策</u>による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用</p> <p>(9) 環境対策 (選択)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>イ・ロ</u> (略)</p> <p><u>ハ 優良な緑地確保の取組の推進</u></p> <p><u>優良緑地確保計画の認定基準に適合するために付加的に要する費用</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p><u>三 第一号に規定する補助対象事業の建設工事費には、次の(1)から(4)までに掲げる費用については含めないものとする。</u></p> <p><u>(1)子育て対策 (必須)</u></p> <p><u>住宅部分において、転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育てに配慮した対策、住戸の躯体天井高さの確保、宅配ボックスの設置を行うために付加的に要する費用</u></p>	<p>又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用、津波防災に資する施設の整備<u>並びに</u>雨水貯留浸透施設の整備に伴い付加的に要する費用</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 環境対策 (必須)</p> <p><u>住戸専用部の更新対策やリサイクル性への配慮、構造躯体等の劣化対策</u>による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用</p> <p>(9) 環境対策 (選択)</p> <p><u>イ ライフサイクルコスト対策</u></p> <p><u>構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策並びに共用排水管の更新対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用</u></p> <p><u>ロ・ハ</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>(2) 防災対策（必須）</u> <u>都市部に存する事業における、災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援を図るために付加的に要する費用</u></p> <p><u>(3) 防災対策（必須）</u> <u>都市部に存する事業における雨水貯留浸透施設の整備に伴い付加的に要する費用</u></p> <p><u>(4) 環境対策（必須）</u> <u>住戸専用部の更新対策やリサイクル性への配慮、構造躯体等の劣化対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用</u></p> <p><u>四 第三号(1)から(4)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。</u></p> <p><u>五 施行者等が地方公共団体以外の事業にあつては、第一号(5)又は(11)に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1以内、かつ、当該対策のために付加的に要する費用に対して地方公共団体が施行者等に補助する額の2分の1以内とする。</u></p> <p><u>六 施行者等が地方公共団体の事業にあつては、第一号(5)又は(11)に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1以内とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>イー１６ 住環境整備事業に係る基礎額</p> <p>イー１６－（１）市街地再開発事業に係る基礎額</p> <p>１ 本事業の基礎額は、事業主体が施行者に補助する費用の２分の１、又は、表イー１６－（１）－１の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額の３分の１のいずれか低い額とする。<u>（注１０）</u></p> <p>表イー１６－（１）－１ （略）</p> <p>（注１）～（注９） （略）</p> <p><u>（注１０）</u></p> <p><u>急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加額に対する支援に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす事業に限り、(2)に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 事業の要件</u></p> <p><u>一 第一種市街地再開発事業であること</u></p> <p><u>二 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが确实と見込まれること</u></p> <p><u>三 耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで３分の１以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること</u></p> <p><u>四 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること</u></p> <p><u>五 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること</u></p> <p><u>(2) 基礎額</u></p> <p><u>変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工され</u></p>	<p>イー１６ 住環境整備事業に係る基礎額</p> <p>イー１６－（１）市街地再開発事業に係る基礎額</p> <p>１ 本事業の基礎額は、事業主体が施行者に補助する費用の２分の１、又は、表イー１６－（１）－１の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額の３分の１のいずれか低い額とする。</p> <p>表イー１６－（１）－１ （略）</p> <p>（注１）～（注９） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案

現行

た建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。以下この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に表イー16-(1)-6に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工事費に表イー16-(1)-6に掲げる率を乗じた額を除いた額）の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の2分の1に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の2分の1に相当する額を限度とする。

- 一 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の3分の1
- 二 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、100分の23を乗じて得た額

表イー16-(1)-6

<u>事業計画認可から竣工までの期間</u>	<u>施行者が負担する一定率</u>
<u>3年未満</u>	<u>100分の3</u>
<u>5年未満</u>	<u>100分の5</u>
<u>5年以上</u>	<u>100分の7</u>

2 (略)
(削除)

(新設)

- 2 (略)
- 3 次の各号に適合する区域に立地する住宅の新築を行うものについては、補助する費用を原則として半額とする。
 - イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域
 - ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第

改正案	現行
<p>3～9 (略)</p> <p><u>10 この要綱の施行(令和7年4月1日)に際し、令和9年3月31日までに事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、(注10)の規定を適用する場合、附属第Ⅱ編イ-16-(1)の要件を満たすものに限る。</u></p> <p>イ-16-(2) 優良建築物等整備事業に係る基礎額</p> <p>1 本事業の基礎額は、事業主体が行う事業については、表イ-16-(2)-1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額(以下、この項において「対象事業費の額」という。)の3分の1(都市再構築型優良建築物等整備事業のうち人口密度維持タイプにあつては対象事業費の額の2分の1、高齢社会対応タイプにあつては対象事業費の額の5分の2とし、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合にあつては、イ-16-(12)①第4項及び第5項並びに<u>住宅・建築物防災力緊急促進事業交付要綱(令和7年3月31日付け国住街第145号、国住市第99号、国住木111号)第3第6項第3号及び第3第7項第3号</u>)に規定する額)とし、事業主体以外の施行者が行う事業については、事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は、対象事業費の額の3分の1のいずれか低い額(都市再構築型優良建築物等整備事業のうち高齢社会対応タイプにあつては、対象事業費の額の3分の2を超えない範囲の額について事業主体が施行者に補助する費用の5分の2、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合にあつては、イ-16-(12)①第4項及び第5項並びに<u>住宅・建築物防災力緊急促進事業交付要綱(令和7年3月31日付け国住街第145号、国住市第99号、国住木111号)第3第6項第3号及</u></p>	<p><u>14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であつて、浸水想定高さ3m以上の区域をいう。)</u></p> <p>4～10 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ-16-(2) 優良建築物等整備事業に係る基礎額</p> <p>1 本事業の基礎額は、事業主体が行う事業については、表イ-16-(2)-1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額(以下、この項において「対象事業費の額」という。)の3分の1(都市再構築型優良建築物等整備事業のうち人口密度維持タイプにあつては対象事業費の額の2分の1、高齢社会対応タイプにあつては対象事業費の額の5分の2とし、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合にあつては、イ-16-(12)①第4項及び第5項並びに<u>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱(令和3年3月31日付け国住街第223号、国住市第156号)第3第6項第3号及び第3第7項第三号</u>)に規定する額)とし、事業主体以外の施行者が行う事業については、事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は、対象事業費の額の3分の1のいずれか低い額(都市再構築型優良建築物等整備事業のうち高齢社会対応タイプにあつては、対象事業費の額の3分の2を超えない範囲の額について事業主体が施行者に補助する費用の5分の2、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合にあつては、イ-16-(12)①第4項及び第5項並びに<u>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱(令和3年3月31日付け国住街第223号、国住市第156号)第3第6項第3号及び</u></p>

改正案	現行
<p><u>び第3第7項第3号</u>に規定する額) 表イ-16-(2)-1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 本改正要綱の施行（平成29年4月1日）の際、現に着手している都市再構築型優良建築物等整備事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</p> <p>4 本改正要綱の施行（令和6年4月1日）の際、現に着手している事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</p> <p>5 <u>本改正要綱の施行（令和7年4月1日）の際、現に着手している事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</u></p> <p>イ-16-(4) 基本計画等作成等事業に係る基礎額</p>	<p><u>第3第7項第3号</u>に規定する額) 表イ-16-(2)-1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>次の各号に適合する区域に立地する住宅の新築を行うものについては、補助する費用を原則として半額とする。ただし、令和6年3月31日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域</u></p> <p><u>二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域をいう。）。</u></p> <p>4 本改正要綱の施行（平成29年4月1日）の際、現に着手している都市再構築型優良建築物等整備事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</p> <p>5 本改正要綱の施行（令和6年4月1日）の際、現に着手している事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ-16-(4) 基本計画等作成等事業に係る基礎額 本事業の基礎額は以下のとおりとする。</p>

改正案	現行															
<p>本事業の基礎額は以下のとおりとする。</p> <p>一 <u>初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施</u></p> <p>(1) 事業主体の行う事業については、<u>初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施</u>に要する費用の3分の1とする。ただし、以下のいずれかの方針を含む市街地総合再生基本計画の作成又は計画コーディネート業務の実施にあっては、その実施に要する費用の2分の1とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 事業主体以外の施行者が行う事業については、<u>初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施</u>に関し事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は、当該<u>事業</u>に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>(3) <u>初動期支援業務の総事業費は300,000千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から15年間かつ通算10年間を限度とする。(ただし、権利変換計画認可を期限とする。)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>一 <u>基本計画等作成</u></p> <p>(1) 事業主体の行う事業については、<u>基本計画等の作成</u>に要する費用(当該基本計画等の作成に要する費用が次の基本計画等作成費単価表により算出した額を超える場合には、その額)の3分の1とする。ただし、以下のいずれかの方針を含む市街地総合再生基本計画の作成又は計画コーディネート業務の実施にあっては、その実施に要する費用の2分の1とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 事業主体以外の施行者が行う事業については、<u>基本計画等の作成</u>に関し事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は、当該<u>基本計画等の作成</u>に要する費用(当該基本計画等の作成に要する費用が次の<u>基本計画等作成単価表</u>により算出した額を超える場合には、その額)の3分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>(3) <u>基本計画等の作成に要する費用のうち、市街地総合再生基本計画又は、基本計画の策定に要する費用については、(1)及び(2)の規定に関わらず、総事業費(交付期間は最初の交付決定から5年間かつ通算3年間)50,000千円を限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>基本計画等作成費単価表</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 975 2063 1406"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>単価</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地総合再生基本計画</td> <td>1地区当たり 18,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業化の促進を行う場合又は耐震化に関する計画作成を行う場合</td> <td>1地区当たり 22,500千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画コーディネート業務</td> <td>1地区当たり 60,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本計画</td> <td>調査地区面積 1ha当たり2,879</td> <td>調査地区面積が1ha未満の場合は、2,879</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	単価	備考	市街地総合再生基本計画	1地区当たり 18,000千円		事業化の促進を行う場合又は耐震化に関する計画作成を行う場合	1地区当たり 22,500千円		計画コーディネート業務	1地区当たり 60,000千円		基本計画	調査地区面積 1ha当たり2,879	調査地区面積が1ha未満の場合は、2,879
計画名	単価	備考														
市街地総合再生基本計画	1地区当たり 18,000千円															
事業化の促進を行う場合又は耐震化に関する計画作成を行う場合	1地区当たり 22,500千円															
計画コーディネート業務	1地区当たり 60,000千円															
基本計画	調査地区面積 1ha当たり2,879	調査地区面積が1ha未満の場合は、2,879														

改正案	現行							
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 計画コーディネート業務に要する費用は1地区当たり60,000千円を限度とする。また、当該業務は都市再生法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域内又は5ha以上の市街地総合再生計画地区内で行われるものとし、その最初の交付決定のあった年度から10年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた5年間を限度とする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5) リノベーション及び空地の暫定利用に係る交付金の交付は、まちづくりの計画に位置付けられてから3年間を限度とする。</u></p> <p>二 まちなみ形成の推進 (略)</p> <p>イー16-(8) 住宅市街地総合整備事業に係る基礎額</p> <p>1 本事業の基礎額は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 居住環境形成施設整備事業 次に掲げる額(ただし、地域医療介護総合確保基金の対象</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>千円</td> <td>千円とする。</td> </tr> <tr> <td>推進計画</td> <td>調査地区面積 1ha当たり6,587 千円</td> <td>調査地区面積が1ha 未満の場合は、6,587 千円とする。</td> </tr> </table>		千円	千円とする。	推進計画	調査地区面積 1ha当たり6,587 千円	調査地区面積が1ha 未満の場合は、6,587 千円とする。	<p><u>(注)</u></p> <p><u>1 市街地総合再生基本計画及び推進計画の作成に係る交付金の交付は、その最初の交付決定のあった年度から3年間を限度とする。ただし、市街地総合再生基本計画の軽易な変更における耐震診断については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 計画コーディネート業務については、都市再生法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域内又は5ha以上の市街地総合再生計画地区内で行われるものとし、その最初の交付決定のあった年度から10年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた5年間を限度とする。</u></p> <p><u>3 事業コーディネート業務については、床面積が1,000㎡以上の保留床を賃貸運営しようとする保留床管理法人が、都市計画決定された市街地再開発事業を含む都市再生法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域内又は市街地総合再生計画地区内で行うものとする。ただし、施設建築物工事着工前に行うものに限る。</u></p> <p><u>4 リノベーション及び空地の暫定利用に係る交付金の交付は、まちづくりの計画に位置付けられてから3年間を限度とする。</u></p> <p>二 まちなみ形成の推進 (略)</p> <p>イー16-(8) 住宅市街地総合整備事業に係る基礎額</p> <p>1 本事業の基礎額は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 居住環境形成施設整備事業 次に掲げる額(ただし、地域医療介護総合確保基金の対象</p>
	千円	千円とする。						
推進計画	調査地区面積 1ha当たり6,587 千円	調査地区面積が1ha 未満の場合は、6,587 千円とする。						

改正案	現行
<p>となっている施設に係る費用を除く。)の合計とする。ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の(附带工事費を含む。)が、「<u>令和7年度</u>における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(<u>令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号国住市第101号</u>国土交通事務次官通知。)に定める不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 防災街区整備事業</p> <p>イ 基礎額</p> <p>地方公共団体が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の3分の1とし、防災街区整備事業組合等が施行する事業については、地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該事業費の3分の1のいずれか低い額とする。なお当該費用は表イ-16-(8)-5及び表イ-16-(8)-6の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。</p> <p><u>また、急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合の工事費増加分に対する支援にあつては、当該交付金の額</u></p>	<p>となっている施設に係る費用を除く。)の合計とする。ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の(附带工事費を含む。)が、「<u>令和6年度</u>における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(<u>令和6年3月29日付け国住備第459号、国住整第123号国住市第87号</u>国土交通事務次官通知。)に定める不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 防災街区整備事業</p> <p>イ 基礎額</p> <p>地方公共団体が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の3分の1とし、防災街区整備事業組合等が施行する事業については、地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該事業費の3分の1のいずれか低い額とする。なお当該費用は表イ-16-(8)-5及び表イ-16-(8)-6の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。</p>

改正案	現行
<p><u>に口に基づき算出した額を加えた額とする。</u></p> <p><u>ロ 急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合の工事費増加額に対する支援に係る基礎額は、aの各号の要件を満たす事業に限り、bに定める額とする。</u></p> <p><u>a 事業の要件</u></p> <p><u>(1) 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが確実と見込まれること</u></p> <p><u>(2) 耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで3分の1以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること</u></p> <p><u>(3) 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること</u></p> <p><u>(4) 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること</u></p> <p><u>b 基礎額</u></p> <p><u>変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。なお、地方公共団体が施行する事業の場合、</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行								
<p><u>当該補助対象事業費に国費率の2倍の数値を乗じて得た額を除く。以下この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に次表イ-16-(8)-12に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、地方公共団体が施行する事業にあつては、3分の1に相当する額、防災街区整備事業組合等が施行する事業にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工事費に次表イ-16-(8)-12に掲げる率を乗じた額を除いた額）の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の2分の1に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の2分の1に相当する額を限度とする。</u></p> <p><u>(1) 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の3分の1</u></p> <p><u>(2) 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、100分の23を乗じて得た額</u></p> <p><u>表イ-16-(8)-12</u></p> <table border="1" data-bbox="197 1098 1133 1295"> <thead> <tr> <th><u>事業計画認可から竣工までの期間</u></th> <th><u>施行者が負担する一定率</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>3年未満</u></td> <td><u>100分の3</u></td> </tr> <tr> <td><u>5年未満</u></td> <td><u>100分の5</u></td> </tr> <tr> <td><u>5年以上</u></td> <td><u>100分の7</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ハ 共同施設整備の算定方法の特例</u></p>	<u>事業計画認可から竣工までの期間</u>	<u>施行者が負担する一定率</u>	<u>3年未満</u>	<u>100分の3</u>	<u>5年未満</u>	<u>100分の5</u>	<u>5年以上</u>	<u>100分の7</u>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>ロ 共同施設整備の算定方法の特例</u></p>
<u>事業計画認可から竣工までの期間</u>	<u>施行者が負担する一定率</u>								
<u>3年未満</u>	<u>100分の3</u>								
<u>5年未満</u>	<u>100分の5</u>								
<u>5年以上</u>	<u>100分の7</u>								

改正案	現行
<p>共同施設整備に要する費用は、次の a に b を加えた額とする。</p> <p>a 包括積算施設の整備に要する費用 共同施設整備のうち次表イ-16-(8)- <u>13</u> に掲げる施設の整備等に係る主体工事、付帯工事及び外構工事に要する費用に階数の区分に応じ、それぞれ次表イ-16-(8)- <u>14</u> に掲げる数値を乗じて得た額</p> <p>b 個別積算施設の整備に要する費用 共同施設整備のうち次表イ-16-(8)- <u>13</u> に掲げる施設以外の整備に要する費用</p> <p>表イ-16-(8)- <u>13</u> (略) 表イ-16-(8)- <u>14</u> (略)</p> <p>八~十四 (略)</p> <p>十五 住宅の新築に係る特例</p> <p>1 に規定する二号、三号、八号、十四号に掲げる以下のイかつロに該当する区域における住宅の新築については、<u>補助対象外</u>とする。ただし、密集住宅市街地整備型(附属第Ⅱ編イ-16-(8) 4. 第二号ロ) に掲げる要件に該当する区域は除く。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 防災街区整備事業のうち令和8年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、第1項第7号ロを適用する場合、附属第Ⅱ編イ-16-(8) 15. 第5項第8号の要件を満たすものに限る。</u></p>	<p>共同施設整備に要する費用は、次の a に b を加えた額とする。</p> <p>a 包括積算施設の整備に要する費用 共同施設整備のうち次表イ-16-(8)- <u>12</u> に掲げる施設の整備等に係る主体工事、付帯工事及び外構工事に要する費用に階数の区分に応じ、それぞれ次表イ-16-(8)- <u>13</u> に掲げる数値を乗じて得た額</p> <p>b 個別積算施設の整備に要する費用 共同施設整備のうち次表イ-16-(8)- <u>12</u> に掲げる施設以外の整備に要する費用</p> <p>表イ-16-(8)- <u>12</u> (略) 表イ-16-(8)- <u>13</u> (略)</p> <p>八~十四 (略)</p> <p>十五 住宅の新築に係る特例</p> <p>1 に規定する二号、三号、八号、十四号に掲げる以下のイかつロに該当する区域における住宅の新築については、<u>各号の規定に基づき算出される補助金額に1/2を乗じた額</u>とする。ただし、密集住宅市街地整備型(附属第Ⅱ編イ-16-(8) 4. 第二号ロ) に掲げる要件に該当する区域は除く。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 防災街区整備事業のうち令和8年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、第1項第7号ロを適用する場合、附属第Ⅱ編イ-16-(8) 23. 第6項の要件を満たすものに限る。</u></p>

改正案	現行
<p>イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額 イー１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額 1～13 （略）</p> <p>14 本事業の基礎額は、第１項から第１３項までにより算出した基礎額（<u>地方公共団体が当該事業を行う場合の基礎額を除く。</u>）のうち、事業主体が事務事業者に対して交付する額とする。<u>ただし、附属第Ⅱ編イー１６－（１２）-①３.第１４号イの事業に係る基礎額の算出にあつては、第１項から第１３項まで及び第１５項において、「民間事業者等」を「民間事業者等（事務事業者を除く。）」に、「地方公共団体が補助する額」を「事務事業者が補助するために必要な費用として地方公共団体が事務事業者に交付する額」に読み替え、附属第Ⅱ編イー１６－（１２）-①３.第１４号ロの事業に係る基礎額の算出にあつては、第１項第１号及び第２項第１号を次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。</u></p> <p>一 <u>第１項第１号は次のように読み替える。</u> 「一 本事業の基礎額は、当該事業における次号二に掲げる経費の額の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」</p> <p>二 <u>第２項第１号は次のように読み替える。</u> 「一 本事業の基礎額は、当該事業における次号二に掲げる経費の額の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」</p> <p>15 （略）</p> <p>イー１６－（１２）-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等 1 本事業の基礎額等は、表イー１６-(１２)-１に掲げるとおりとする。<u>ただし、この要綱の施行（令和７年４月１日）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額 イー１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額 1～13 （略）</p> <p>14 本事業の基礎額は、第１項から第１３項までにより算出した基礎額（地方公共団体が行う事業を除く。）のうち、事業主体が事務事業者に対して交付する額とする。</p> <p>15 （略）</p>

改正案					現行				
表イ-16-(12)-1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等					表イ-16-(12)-1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等				
経費	施行者	交付対象事業の内容	限度額	交付率	経費	施行者	交付対象事業の内容	限度額	交付率
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については1戸当たり「 <u>令和7年度</u> における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(<u>令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号、国住市第101号国土交通事務次官通知</u>)第9により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用(動産移転費等)については1戸当たり975千円を限度とする。	2分の1	危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については1戸当たり「 <u>令和6年度</u> における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(<u>令和6年3月29日付け国住備第459号、国住整第123号、国住市第87号国土交通事務次官通知</u>)第9により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用(動産移転費等)については1戸当たり975千円を限度とする。	2分の1
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費 (建物助成費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子	1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及	2分の1	危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費 (建物助成費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子	1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及	2分の1

改正案					現行				
		(年利率 8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業	び出水による災害危険区域については、1戸当たり7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)を限度とする。				(年利率 8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業	び出水による災害危険区域については、1戸当たり7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)を限度とする。	
事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等	—	2分の1	事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等	—	2分の1
<p><u>(削除)</u></p> <p>イ-16-(17) 削除</p> <p>□ 防災・安全交付金事業</p> <p>□-7 水道・下水道事業</p> <p>□-7-(1)-①~④ (略)</p> <p>□-7-(1)-⑤水道総合地震対策事業に係る基礎額 (略)</p> <p>イ. (略)</p>					<p>イ-16-(17) 都市・地域再生緊急促進事業に係る基礎額</p> <p>□ 防災・安全交付金事業</p> <p>□-7 水道・下水道事業</p> <p>□-7-(1)-①~④ (略)</p> <p>□-7-(1)-⑤水道総合地震対策事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</p>				

改正案	現行
<p>ロ. 国費率</p> <p><u>(1) 導水管・送水管耐震化事業</u></p> <p>① <u>1 / 3</u></p> <p>②①にかかわらず、<u>離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>(2) 基幹水道構造物の耐震化事業</u></p> <p>① <u>1 / 3</u></p> <p>②①にかかわらず、<u>離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>(3) 緊急遮断弁</u></p> <p>① <u>1 / 3</u></p> <p>②①にかかわらず、<u>離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>(4) 導水管・送水管複線化事業</u></p> <p><u>1 / 3</u></p>	<p>本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7-(1)-⑤の3.に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① <u>1 / 3</u></p> <p>②①にかかわらず、<u>離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p>

改正案	現行
<p><u>(5) 重要施設配水管</u></p> <p>① <u>1 / 3</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>(6) 貯留施設（耐震性貯水槽）</u></p> <p>① <u>1 / 4</u></p> <p><u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が 行う事業にあつては、1 / 3）</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>(7) 給水車</u></p> <p>① <u>1 / 4</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>(8) 配水池</u></p>	

改正案	現行
<p><u>① 1 / 4</u> <u>(ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が 行う事業にあつては、1 / 3)</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美 群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定 による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>(9) 緊急時用連絡管</u></p> <p><u>① 1 / 4</u> <u>(ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が 行う事業にあつては、1 / 3)</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群 島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定によ る奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>(10) 大容量送水管</u></p> <p><u>① 1 / 4</u> <u>(ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が 行う事業にあつては、1 / 3)</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群 島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定によ る奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(11) 浄水場の防災拠点化</u></p> <p><u>① 1 / 4</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p>ロ－7－（1）－⑥緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額 （略）</p> <p><u>(削除) (水道総合地震対策事業に移行)</u></p> <p><u>(削除) (水道総合地震対策事業に移行)</u></p>	<p>ロ－7－（1）－⑥緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</p> <p>本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－7－（1）－⑥の 3. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p><u>(1) 配水池</u></p> <p><u>① 1 / 4</u></p> <p><u>(ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3)</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>(2) 緊急時用連絡管</u></p>

改正案	現行
<p><u>(削除) (生活基盤近代化事業に移行)</u></p>	<p><u>(5) 重要施設配水管</u></p> <p><u>①附属第Ⅱ編ロー7-(1)-⑥の2.(5)に掲げる交付対象事業のうち①に掲げる事業</u></p> <p><u>ア 財政力指数が0.30を超える市町村にあつては1/4</u></p> <p><u>但し、</u></p> <p><u>(ア) 単位管延長が20メートル以上であるものについては4/10</u></p> <p><u>(イ) 単位管延長が6メートル以上20メートル未満であるものについては1/3</u></p> <p><u>(ウ) 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10</u></p> <p><u>イ 財政力指数が0.30以下の市町村にあつては1/3</u></p> <p><u>但し、</u></p> <p><u>(ア) 単位管延長が7メートル以上であるものについては4/10</u></p> <p><u>(イ) 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10</u></p> <p><u>ウ ア及びイにかかわらず、水源地域対策特別事業については4/10</u></p> <p><u>エ ア、イ及びウにかかわらず、放射線量分析機器については1/4</u></p> <p><u>オ ア、イ、ウ及びエにかかわらず、離島振興法(昭和23年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島については1/2(北海道の放射線分析機器については1/4)</u></p> <p><u>②附属第Ⅱ編ロー7-(1)-⑥の2.(5)に掲げる交付対象事業</u></p>

改正案	現行
<p><u>(1)</u> 取水施設耐災害性強化事業 (略)</p> <p><u>(2)</u> 水道施設耐災害性強化事業 (略)</p>	<p><u>のうち②に掲げる事業</u> <u>ア 1 / 4</u> <u>(ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が 行う事業にあつては、1 / 3)</u> <u>イ アにかかわらず、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条 の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄 美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条の規 定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>(6)</u> 取水施設耐災害性強化事業 ① 1 / 3 ②①にかかわらず、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条の 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美 群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条の規定 による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</p> <p><u>(7)</u> 水道施設耐災害性強化事業 ① 1 / 3 ②①にかかわらず、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条の 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美 群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条の規定 による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</p>

ロ-7-(1)-⑦水道施設アセットマネジメント推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. (略)

ロ. 国費率

(1) 老朽管更新事業

1/4

(2) 水道管路緊急改善事業

①附属第Ⅱ編ロ-7-(1)-⑦の3.(2)に掲げる交付対象事業のうち①に掲げる事業

1/3

②附属第Ⅱ編ロ-7-(1)-⑦の3.(2)に掲げる交付対象事業のうち②に掲げる事業

ア 1/4

イ アにかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条

ロ-7-(1)-⑦水道管路耐震化等推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. (略)

ロ. 国費率

(1) 老朽管更新事業

① 1/3

(ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイトル鑄鉄管の更新事業にあつては、1/4)

② 1/2

(ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイトル鑄鉄管の更新事業にあつては、1/3)

③ 1/4

(2) 水道管路緊急改善事業

① 1/3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条

改正案	現行
<p>の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</p>	<p>の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</p>
<p>(3) ~ (7) (略)</p>	<p>(3) ~ (7) (略)</p>
<p>ロ-7-(1)-⑧水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額</p>	<p>ロ-7-(1)-⑧水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額</p>
<p>本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p>	<p>本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p>
<p>イ. (略)</p>	<p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7-(1)-⑧の3. に掲げる交付対象事業。</p>
<p>ロ. 国費率</p>	<p>ロ. 国費率</p>
<p>(1) ~ (4) (略)</p>	<p>(1) ~ (4) (略)</p>
<p>(5) <u>水道施設DX推進事業</u> 1 / 3</p>	<p>(5) <u>水道施設台帳電子化促進事業</u> 1 / 3</p>
<p>(6) ~ (9) (略)</p>	<p>(6) ~ (9) (略)</p>
<p><u>(10) 水道基盤強化計画策定事業</u> 1 / 2</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>ロ-7-(1)-⑨ (略)</p>	<p>ロ-7-(1)-⑨ (略)</p>
<p>ロ-7-(2)-⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額</p>	<p>ロ-7-(2)-⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額</p>
<p>本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた</p>	<p>本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた</p>

改正案	現行
<p>額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑧の2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① 計画策定等 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 施設整備 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。</p> <p>なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>③ 撤去等 <u>本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする（ただし、災害復旧に伴う浄化槽区域への転換の場合は、3分の2又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第4条の規定に基づき、交付申請年度の前年度に通知される国庫負担率を適用した費用とする。なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第</u></p>	<p>額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑧の2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① 計画策定等 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 施設整備 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。</p> <p>なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>百五十号) 第4条又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令四百三号)第6条の規定に基づく特別財政援助額により国庫負担率の嵩上げをする場合は、交付申請年度の前年度に通知される当該負担率を適用した費用とする)。</u></p> <p>ロ-10 都市再生整備計画事業</p> <p>ロ-10-(1) 都市再生整備計画事業に係る基礎額 (略)</p> <p>2. 雑則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2~5 (略)</u></p> <p><u>6 附属第Ⅱ編ロ-10-(1)4. 1において、交付対象事業から除くこととしていることについては、令和8年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。</u></p> <p><u>7 附属第Ⅱ編ロ-10-(1)4. 2~4において、交付対象事業から除くこととしていること、及び表10-(1)の3. 地域創造支援事業、5. 公園、12. 高次都市施設、14. 既存建造物活用事業において、水防法第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する</u></p>	<p>ロ-10 都市再生整備計画事業</p> <p>ロ-10-(1) 都市再生整備計画事業に係る基礎額 (略)</p> <p>2. 雑則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 附属第Ⅱ編ロ-10-(1)5において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域であることを要件としていることについては、令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等に防災拠点を位置付けることが確実と見込まれる場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>3~6 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域においては利用者の安全を確保するための対策が実施されることを要件としていることについては、令和9年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。</u></p> <p><u>8 本改正要綱の施行（令和7年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</u></p> <p>□-16 住環境整備事業</p> <p>□-16-(17) 削除</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>□-16 住環境整備事業</p> <p>□-16-(17) 都市・地域再生緊急促進事業に係る基礎額</p>